

目 次 ー 1

第1章 電話系相互接続

I-1 相互接続の主な形態－中継・国際系事業者様との接続例	5
I-2 相互接続の主な形態－携帯・自動車電話／端末系事業者様との接続例	6
I-3 相互接続の主な形態－IP電話事業者様との接続例	7
I-4 電話系相互接続に関する各種申込書記入例①	8
電話系相互接続に関する各種申込書記入例②	9
電話系相互接続に関する各種申込書記入例③	10
II 固定番号ポータビリティの提供提供	11
III 番号情報データベース（TDIS）の提供	12

第2章 光ファイバ

I 光ファイバ設備の構成	14
II 光ファイバ開通申込受付について	15
III 光ファイバに関する情報開示	16

第3章 MDF接続（DSLサービス関連）

I MDF接続の相互接続形態	18
II コロケーションによるMDF相互接続形態	19

III DSL工事の流れ	20
IV DSLサービス回線開通受付について	21
V-1 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール	22
V-2 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール（事後対策）	23
VI DSLに関する情報開示	24
VII MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例①	25
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例②	26
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例③	27
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例④	28
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例⑤	29
MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例⑥	30

第4章 IP通信網

I-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（PPPoE方式の場合）	32
I-2 PPPoE方式による相互接続の概要	33
I-3 IP通信網（PPPoE方式）との相互接続形態	34
I-4 IP通信網（PPPoE方式）との相互接続インターフェース	35
I-5 IP通信網（PPPoE方式）との相互接続に関する費用等	36
I-6 IP通信網（PPPoE方式）との相互接続に関わる費用の支払い義務	37
I-7 PPPoE方式に係る手続き	38
I-8 IP通信網との相互接続（PPPoE方式）に関する各種情報提供	39
II-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（IPoE方式の場合）	40
II-2 IPoE方式による相互接続の概要	41
II-3 IP通信網（IPoE方式）との相互接続インターフェース	42
II-4 IP通信網（IPoE方式）との相互接続に関する費用等	43
II-5 IPoE方式に係る手続き	44
II-6 IP通信網（IPoE方式）との相互接続に関する各種情報提供	45
III-1 優先クラス通信機能の概要	46
III-2 優先クラス通信機能の利用条件①	47
III-3 優先クラス通信機能の利用条件②	48
III-4 優先クラス通信機能の申込み	49

目 次 - 2

第5章 コロケーション

I コロケーションについて	51
II コロケーションの標準的期間	52
III-1 コロケーション申込み受付について	53
III-2 コロケーションに関する各種申込書記入例①	54
コロケーションに関する各種申込書記入例②	55
コロケーションに関する各種申込書記入例③	56

第6章 管路・電柱等

I 当社電気通信設備の賃貸について	58
II 当社の管路、電柱等のご利用手順	59
III-1 当社管路等のご利用について①	60
当社管路等のご利用について②	61
III-2 当社管路等のご利用条件	62
III-3-① 当社管路等のご利用に関する基本契約の締結（共同収容）	63
III-3-② 当社管路等のご利用に関する調査申込み及び回答（共同収容）	64
III-3-③ 当社管路等のご利用に関する申込み（共同収容）	65
（参考） 当社管路等のご利用に関する工事実施のフロー	66
III-3-④ 当社管路等のご利用に関するケーブル建設請負契約（共同収容）	67
III-3-⑤ 当社管路等の自前工事に関する契約等（共同収容）	68
（参考） 管路等に関する当社の技術基準 1/2	69
（参考） 管路等に関する当社の技術基準 2/2	70
III-4 当社管路等のご利用に関する事務取扱い窓口のご案内	71
（別添1、2）	72
（別添3、4）	73
IV-1 当社電柱のご利用について	74
IV-2 電柱添架のご利用条件	75
IV-3-① 電柱添架の基本契約、個別契約申込み	76
IV-3-② 電柱添架の利用の可否回答、及び個別契約締結	77
（参考） 電柱に関する当社の技術基準	78
IV-4 電柱添架に関する当社ご相談窓口①	79
電柱添架に関する当社ご相談窓口②	80

第7章 キャリアズレート

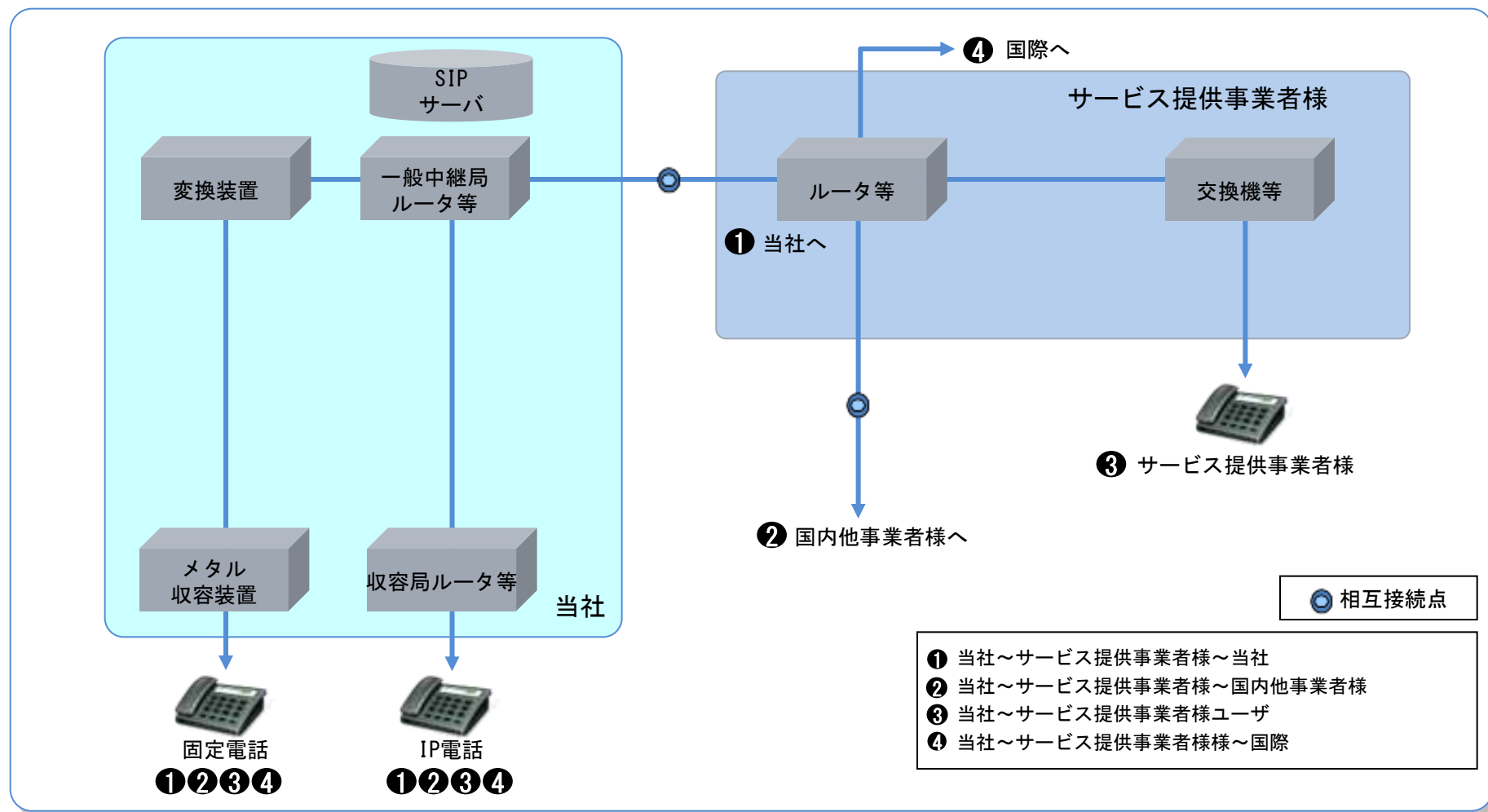
I-1 専用線キャリアズレート	82
I-2 専用線キャリアズレートの主な提供条件	83
I-3 専用線キャリアズレートの連絡調整業務の内容	84
I-4 専用線キャリアズレートの提供にあたって	85
I-5 専用線キャリアズレート申込みフロー	86
I-6 移行回線申込フローとデータフォーマット	87
I-7 専用線キャリアズレート各種申込書記入例①	88
専用線キャリアズレート各種申込書記入例②	89
II-1 INS1500回線キャリアズレートの概要	90
II-2 INS1500回線キャリアズレートの主な提供条件	91
II-3 INS1500回線キャリアズレートの提供にあたって	92
II-4 INS1500回線キャリアズレート申込みフロー	93
II-5 INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例①	94
INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例②	95

第1章

電話系相互接続

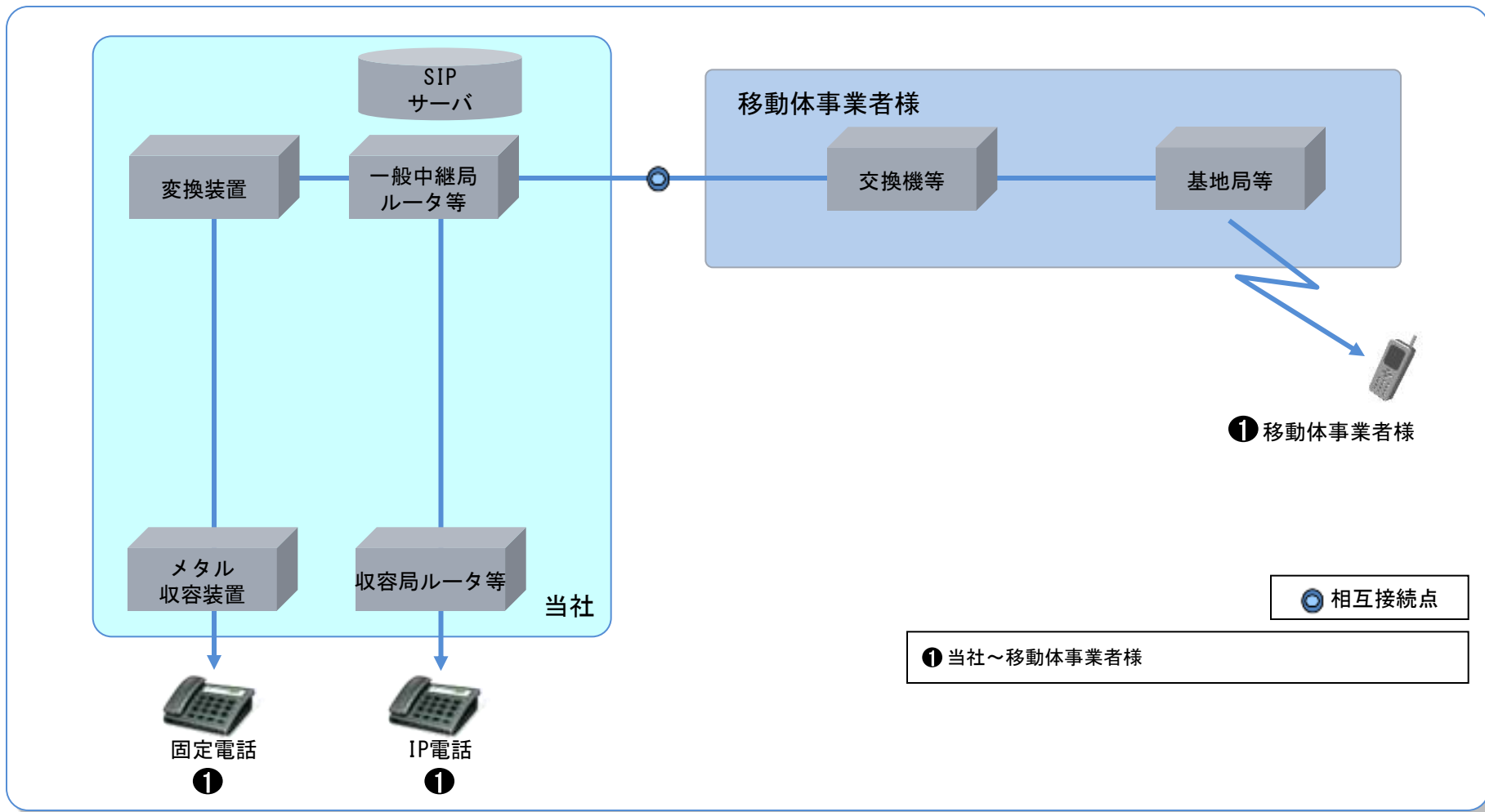
I-1 相互接続の主な形態—サービス提供事業者様との接続例

サービス提供者様との代表的な接続形態を示します。



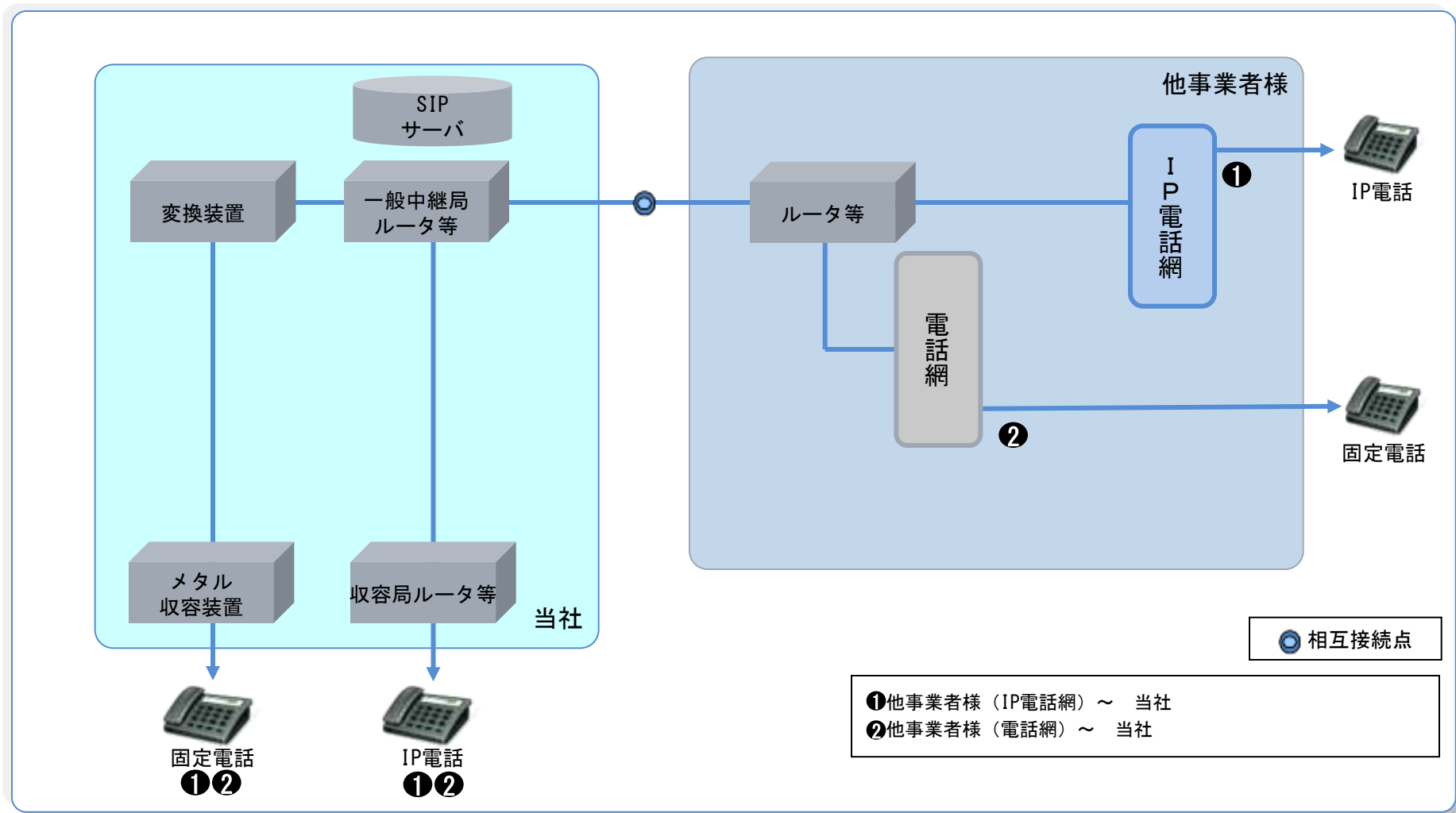
I-2 相互接続の主な形態—移動体事業者様との接続例

移動体事業者様との代表的な接続形態を示します。



I - 3 相互接続の主な形態－IP電話事業者様との接続例

IP電話事業者様との代表的な接続形態を示します。



I - 6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ①

様式 8

記入要領

西日本電信電話株式会社
設備本部 相互接続推進部長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇第 号
年 月 日

〇〇〇株式会社
〇 〇 〇 〇

事前調査申込書

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	〇年〇月〇日
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	〇〇株式会社 〇〇部 〇〇〇担当 〇〇 〇〇 Tel Fax

注）本申込書において「公表約款」とは「指定電気通信設備との接続に関する契約約款」を言います

記入要領

指定電気通信設備との接続箇所を指定し記述してください。

協議事項に関する具体的内容（1/2）

公表約款第5条第1項から接続箇所を特定してください。

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	例）公表約款第5条第1項標準的接続箇所表中第7-2欄とする
接続約款記載以外の接続箇所	例）別紙1 約款適用以外の場合の技術的条件のとおり 相互接続点の設置を希望する場所を記述してください。
2. 電気通信設備の分界点	
(1) 相互接続点設置希望場所	例1) NTT〇〇ビル内 例2) 弊社××ビル内（〇〇市〇〇町〇番〇号） 例3) 弊社とNTT西日本との間に設置する弊社マンホール内
3. 接続対象地域	
(1) 弊社接続対象地域	例1) 弊社が総務大臣の登録を受けた範囲
(2) 相互接続点毎の接続対象地域	相互接続点〇〇〇 弊社網接続エリア 例1) 弊社の〇〇サービスエリア 例2) 弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア 例1) 関西エリア 例2) 全国 相互接続点××× 弊社網接続エリア 例1) 弊社のサービスエリア 例2) 弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア 例1) 関西
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）	
新たな技術的条件の追加の有無	有 無
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章 技術的条件 技術的条件集 第2章形態別技術的条件第〇節形態〇-〇のとおりとする。 ただし、第〇条（接続方式）は、第〇項を適用する。
接続約款の技術的条件を特定してください。	それぞれ選択してください。
接続約款の技術的条件と違う条件で接続を希望する場合はこちらに記述してください。	
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	

I - 6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ②

記入要領

協議事項に関する具体的内容 (2/2)

5. 電気通信設備の建設に係る事項		相互接続点ごとの設備量（回線数、トラヒック、最繁忙時呼数、最繁忙日呼数）等を記述してください。
(1) 相互接続点毎の交換設備/回線設備の設備量	例) 相互接続点: ○○○ S年度 S+1年度 S+2年度	2. 電気通信設備の分界点 (1) 相互接続点設備希望場所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記述してください。
(2) NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	例1) 使用する装置は現在と同じであるが、●●装置を2ユニット増設希望装置の寸法は、高○○×幅○○×奥○○(m) 例2) NTT西日本仕様の●●装置を1ユニット装置希望	
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第7章 接続形態 別表2の2- 第○号～第○号・・・第●号～第●号とする。
接続約款記載の接続形態を特定し記述してください。	任意約款	第6章 接続形態 別表2の2- 第○号～第○号・・・第●号～第●号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合	別紙1 接続形態のとおり	接続約款記載の接続形態以外の接続形態を希望する場合はこちらに記述してください。
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第○号、第○号及び第○号とする。	
網改造料の対象となる機能以外利用を希望する機能概要	例) 御社の電気通信設備を経由して、弊社と○○事業者の電気通信設備を接続する機能	
8. 業務遂行上の協力事項		
(1) NTT西日本に協力を依頼する事項 (接続約款適用の場合は、規定事項以外)	接続約款に記載が無い機能の利用を希望する場合にその機能の概要を記述してください。	
9. 事業者識別番号及びその種別		
事業者識別番号	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用		
国内付加かつ国際付加サービス共用		
国内基本かつ国際基本サービス共用		
国際基本サービス専用		
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄の○印を記入。		
10. その他		
・例) SIP信号条件は、別添●のとおり。等		

記入要領

別紙 1

接続形態

	第1表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1	弊社		NTT西日本
2	NTT西日本		弊社
3			
4			

	第2表	第3表	第4表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	弊社	弊社	弊社
2	NTT西日本	NTT西日本	—
3			
4			

I - 6 電話系相互接続に関する各種申込書記入例 ③

様式3

記入要領

西日本電信電話株式会社
設備本部 相互接続推進部長
○ ○ ○ ○ 殿

○○○第 年 月 日

○○○株式会社
○ ○ ○ ○

相互接続点調査及び設置申込書

貴社接続約款第10条の3（相互接続点の調査及び設置申込み）第1項の規定により、相互接続点調査の依頼及び相互接続点の設置に係る申込みを行います。

記

1. 調査依頼内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
○○ビル	別紙による	○年○月○日	

2. 調査費用

調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

注 第37条の5（一括申込み）第2項に規定する一括申込みの対象とする申込みである場合は、記事欄にその旨記入すること。

以上

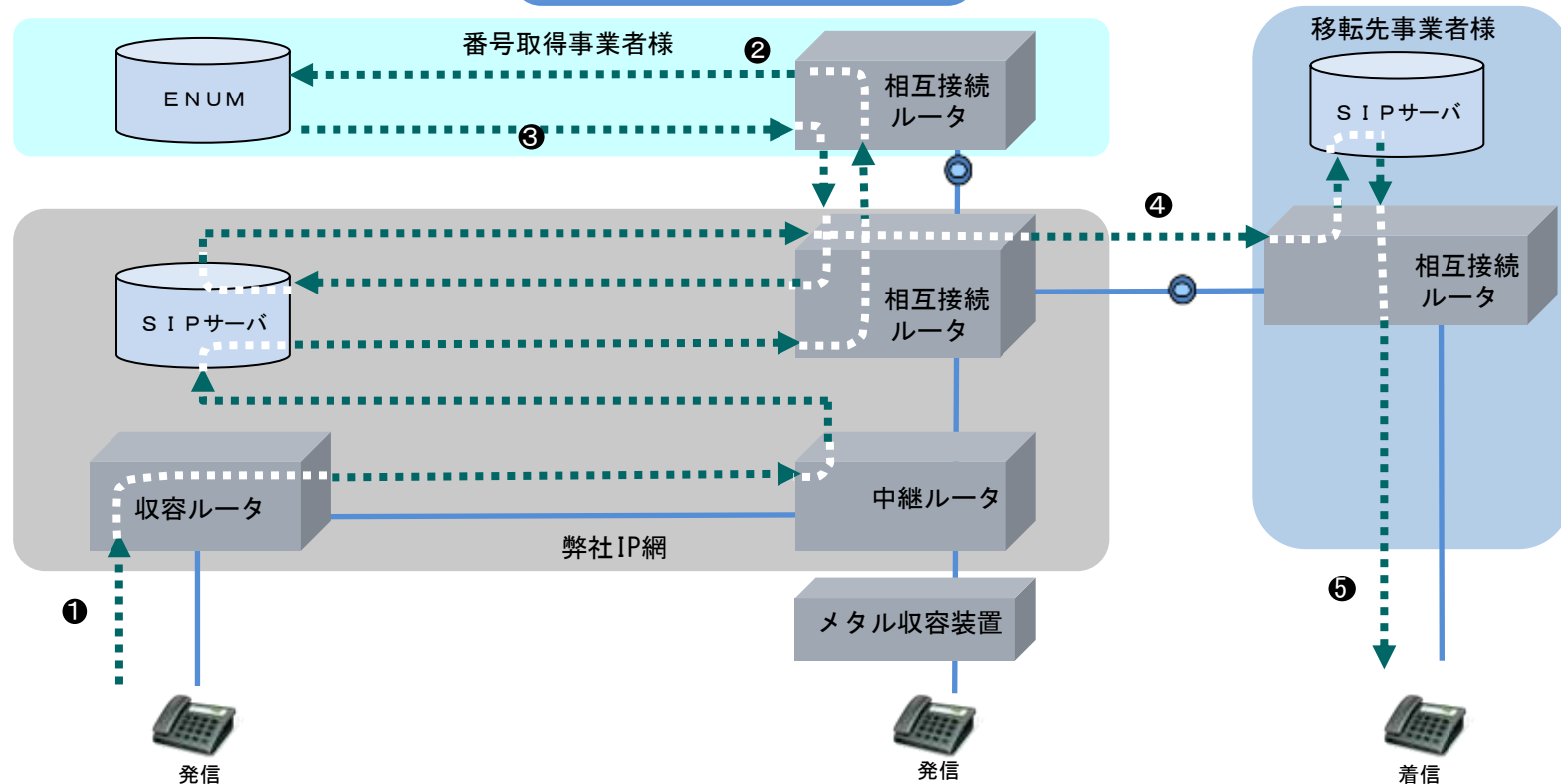
記入要領

地区名（ビル名）	○○ビル	調査の対象とするNTT西日本ビル名を記入してください。
業務開始予定時期	専用サービス 電話サービス	年 月 日 ○○年○○月○○日 専用サービスの場合記入してください。
伝送区間	NTT西日本 NCC	○○ビル（伝送端局名） △△ビル（伝送端局名） 電話サービスの場合記入してください。
伝送方式	例1) F600M 方式 例2) SDH156Mb/s	
伝送システム数	S時 終局	例) 1+1 SYS（現用+予備）
接続次群		例) STMO/STM1
アンテナ種別、数量		NTT西日本ビル内に設置を希望する装置ごとの寸法を記入してください。
設備概要	外形の寸法 総重量 発熱量	高○○×幅○○×奥○○（m） Kg/m ² 例) 約○○○kWh 単位面積当たりの重量を記入してください。
各装置ごとの発熱量を記入してください。		
VCCIの基準に適合している装置かどうかを記入してください。		
所要容量 電圧規格 電磁誘導	例) -48V±4.8V 例) DC±5V以内 VCCI適合	各装置ごとの電圧規格を記入してください。 有 無
キャビネット 排気条件	排気種別 排気ファン	上部 背面（前面） 側面 有（強制空冷） 無（自然空冷）
空気設備概要	温度条件 湿度条件	例) 25℃±15℃ 例) 65±20%
電力設備概要	電源種別 供給条件 接地種別	例) DC-48V 例) 無停電 電力の供給を受ける場合の条件があれば記入してください。 例1) 通信用アース（+接地） 例2) 第3種保安器アース
線路・土木設備	ルート数 管路条数 ケーブル条数 心線数 心線種別	例) 1ルート 例) 1条 例) 1条 例) 20心 例) SM NTT西日本ビルへのケーブル引き込みルート数を記入してください。 NTT西日本ビルへのケーブル引き込みのための管路条数を記入してください。 NTT西日本ビルへ引き込むケーブルの心線数を記入してください。
その他		ケーブルの種別を記入してください。

Ⅱ 固定番号ポータビリティの提供

固定番号ポータビリティとは、利用者がこれまで自らの番号として用いていた電話番号等を変更せずに、その利用契約する電気通信事業者を変更できるようにするものです。

固定番号ポータビリティ



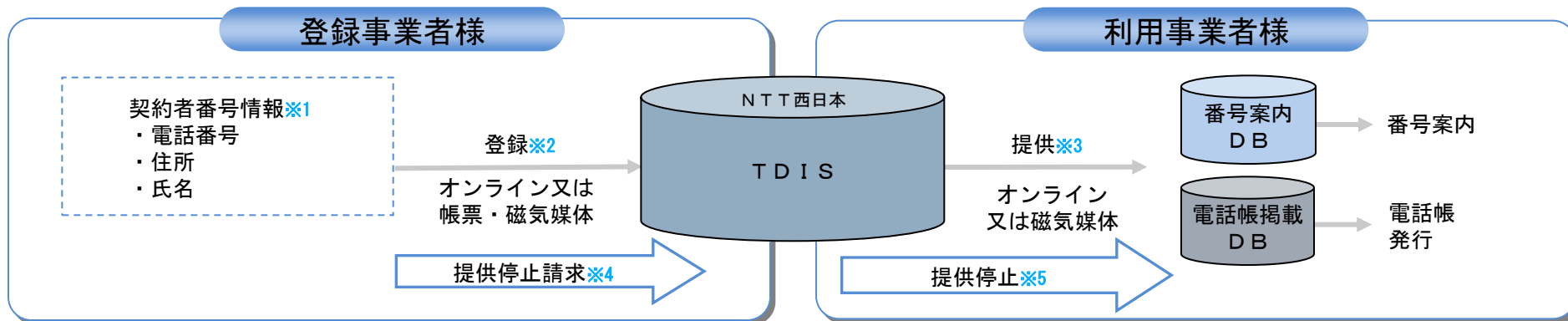
- ① 発信ユーザは契約する電気通信事業者へ呼を発信
- ② 発信事業者は総務省から着信先の電気通信番号の指定を受けている電気通信事業者の番号データベース（ENUM）へ着番のドメインについて問い合わせ
- ③ 番号取得事業者は番号データベース（ENUM）に設定された着番の移転先事業者ドメインを発信事業者へ回答
- ④ 発信事業者は回答されたドメインを基に移転先事業者へ発信
- ⑤ 移転先事業者は契約する着信ユーザへ呼を着信させる

Ⅲ 番号情報データベース（T D I S）の提供

番号情報データベース（TDIS）は、NTT東西を含む直収電話番号を持つ事業者様や携帯電話事業者様がTDISへの登録事業者となり、登録された番号情報（電話番号、住所、氏名）を番号案内事業者様や電話帳発行事業者様が利用事業者としてご活用いただいております。



接続約款第97条の2、第97条の3



解 説

※1 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第4号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に違反し、電話帳掲載（①職業別：住所・企業名・電話番号・職業を電話帳に掲載或いはこれらのデータを販売するもの。②その他：①以外で、住所・氏名（企業名）・電話番号を電話帳に掲載するもの。注：※電子データをダウンロードし加工されることで、逆検索等、個人情報の不当な二次利用が行われるおそれがあることから、TDIS利用事業者による個人名の電磁媒体（Web、CD等）での第三者への提供は禁止とします。）又は番号案内（オペレーター等への問合せに対して、住所・氏名・企業名から特定できる電話番号を案内するもの）に必要な範囲で

※2 当社が別に定めるものに限ります。

次の場合を除き契約者番号情報登録を行います。

- (1) その協定事業者が接続約款料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第4欄に規定する網使用料若しくは第68条（手数料の支払義務）に規定する手数料の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
- (2) 協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合。
 - ア 協定事業者は、契約者に対し、電話帳への掲載及び番号の案内を省略するかどうかを選択可能とすること（この場合において、協定事業者は契約者に対し、番号の案内のみを行うかどうかを選択可能とすることができます）。
 - イ 協定事業者は、契約者が電話帳への掲載及び番号の案内の省略を選択した場合には、当社の番号情報データベースへの登録を請求しないこと。
 - ウ 協定事業者は、契約者が番号の案内のみを行うことを選択した場合には、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースへの登録を請求すること。
 - エ 協定事業者は、その契約者から契約者の番号情報を登録するよう請求された場合は、

当社の番号情報データベースに遅滞なく登録を請求すること。

オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

※3 次の場合を除き番号情報データベースに収容された契約者番号情報を提供します。

- (1) その協定事業者（協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者を含みます。）が料金表第1表第1（網使用料）2-8（番号案内機能等）第5欄に規定する網使用料の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合。
- (2) 協定事業者が、提供された契約者情報の取扱いにあたって、以下に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合
 - ア 協定事業者が契約者の番号情報の提供を受けた場合には、協定事業者のデータベースを遅滞なく修正すること。
 - イ 登録事業者の契約者の権利利益を不当に害しないこと
 - ウ 協定事業者が、自ら電話帳掲載又は番号案内を行う目的のためだけに、番号情報データベースに登録された番号情報を利用すること。
 - エ 契約者の番号情報が、番号の案内の目的に限定して、当社の番号情報データベースに登録されているときは協定事業者は、番号の案内を行う目的のためだけに、当該番号情報を利用すること。

オ その他、「個人情報保護ガイドライン等」を遵守すること。

※4 当社に対して、番号情報データベース利用事業者が「個人情報保護ガイドライン等」に違反していることを証する書面を提出して、当該利用事業者に対する自社の契約者に係る番号情報の提供を停止するよう請求することができます。ただし、当該利用事業者から番号情報の提供停止に関して苦情、訴え等があった場合には、当社の責めに帰すべき事由がない限り、登録事業者の責任により対応していただきます。

※5 当社は、登録事業者からの番号情報提供停止の請求があった場合には、その請求に理由がないものと認められない限り、その旨を番号情報の提供を停止するよう請求された利用事業者に通知して、当該登録事業者の契約者にかかる番号情報の提供を停止します。

第2章

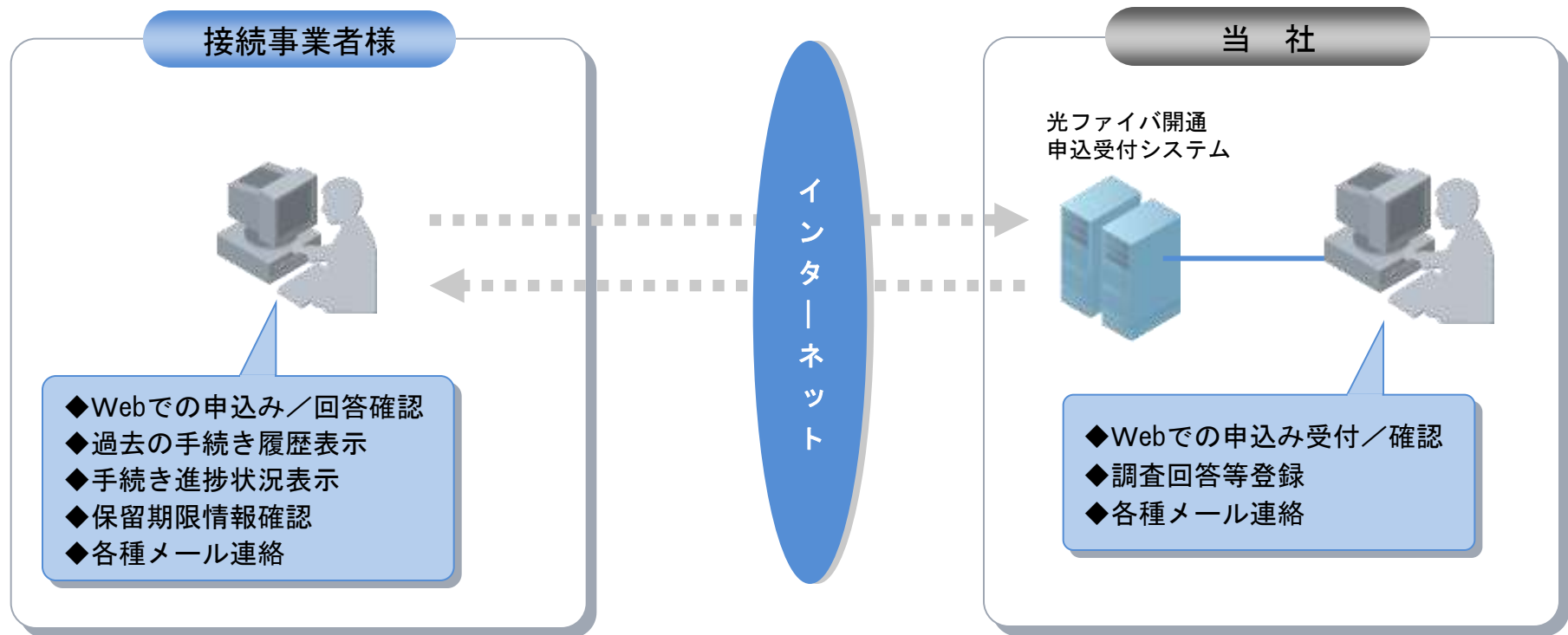
光ファイバ

Ⅱ 光ファイバ開通申込受付について

光ファイバ接続事業者様からの受付業務を効率化するために、光ファイバ接続事業者様～当社間の以下の「申込み」に係る情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

ご利用にあたっては、「『光ファイバ開通申込受付システム』の利用に係る覚書」を締結していただきます。

- 線路設備調査及び接続申込み※1 ●線路設備接続申込み ●回線廃止申込み

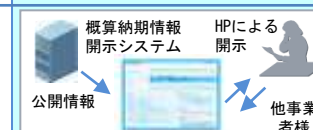


※1 中継系光ファイバ利用の場合のみ

Ⅲ 光ファイバに関する情報開示

最新の情報はホームページをご覧ください。http://www.ntt-west.co.jp/open/hikarika/index.html

区分	情報開示項目	具体的内容	実施方法
①事業展開に必要な概略情報	中継系光ファイバに関する情報	提供可能区間	提供可能な光ファイバ設備の区間(NTTビル-NTTビル間)を列挙 区間単位に列挙 ・種類は区間毎に列挙 ・波長は西日本エリア全体で列挙
		光ファイバ種類	提供可能な光ファイバの種類と波長を列挙
		コネクタ種類	提供可能な光ファイバのコネクタ種類を列挙 西日本エリア全体で列挙
		概算光ファイバ長	料金算定の単位となるファイバの概算長 区間毎に列挙
		全芯線数	区間毎に存在する光ファイバの芯線数 区間毎に列挙
		未利用芯線の状況及びランク変動の理由	区間毎の未利用芯線数の状況のランク表示及びランク変動理由の表示 区間毎に列挙
		光ケーブル敷設計画	光ケーブル敷設計画がある場合、その時期を表示 区間毎に列挙
		WDM装置の有無	未利用芯線数が4芯以下の区間毎にWDM装置の有無を表示 区間毎(未利用芯線数が4芯以下のもの)に列挙
		空き区間発生お知らせメール	空き区間の発生時に電子メール等により通知 区間単位に通知
	加入者光ファイバに関する情報	提供可能エリア	加入者光ファイバの提供可能な町丁目 町丁目毎に列挙
		光ファイバ種類	提供可能な光ファイバの種類 提供可能なものを列挙
		コネクタ種類	光ファイバの起点と終点のコネクタ種類 提供可能なものを列挙
		光ケーブル設備状況	敷設エリア、敷設予定エリアの住所(町丁目) 町丁目毎に列挙
		光配線区域情報	光配線区域数及び加入電話等の敷設数 NTT収容ビル毎に列挙
		収容ビル情報	加入者光ファイバ設備収容の有無及び収容ビル住所 NTT収容ビル毎に列挙
		光ファイバ設備の詳細情報	光ファイバ設備の全芯線数、未利用芯線数 区間単位に調査し回答
		光配線区域情報	光配線区域毎のカバーエリアの住所(番地号) 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標 光配線区域内の加入電話等の敷設数 ビル単位に調査し回答
②設備構築に必要な概略情報	光主配線の設備状況	光主配線盤の位置(図面)、全端子数/未利用端子数	ビル単位に調査し回答
	コロケーション場所詳細	設置可能架数	ビル単位に調査し回答
	設備環境	空調の空き容量、電源・UPSの空き容量、コロケーション場所における二重床の有無	ビル単位に調査し回答
	光ファイバの経過年数	当該光ファイバの建設時期を調査	当該芯線単位に調査し回答
	伝送損失	当該光ファイバ設備の伝送損失値の調査	当該芯線単位に実測調査し回答
③回線毎に必要な詳細情報	代替区間の情報提供	中継系光ファイバの未利用芯線が無い区間における代替手段の検討結果	当該区間単位に調査し回答
	加入者光ファイバ概算納期	光ファイバ敷設状況等に基づき、「電話番号毎」に概ね営業日単位で納期を表示	電話番号による検索

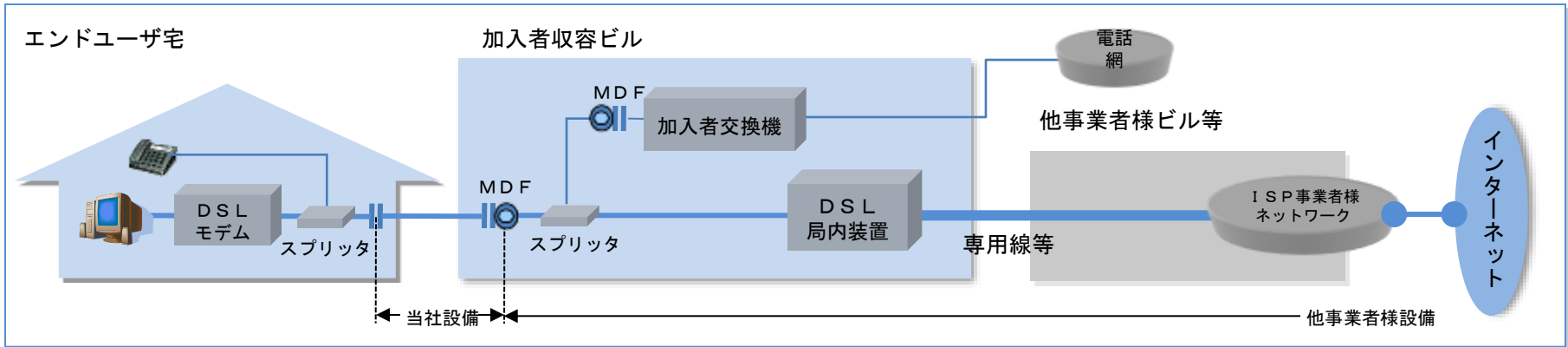


第3章

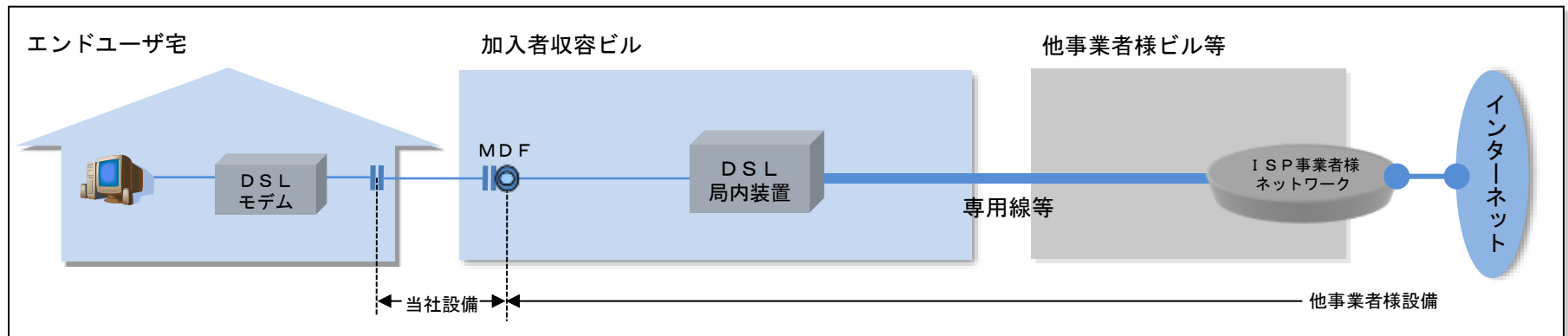
M D F 接続（D S L サービス関連）

I MDF接続の相互接続形態

電話重畳ありの場合



電話重畳なしの場合

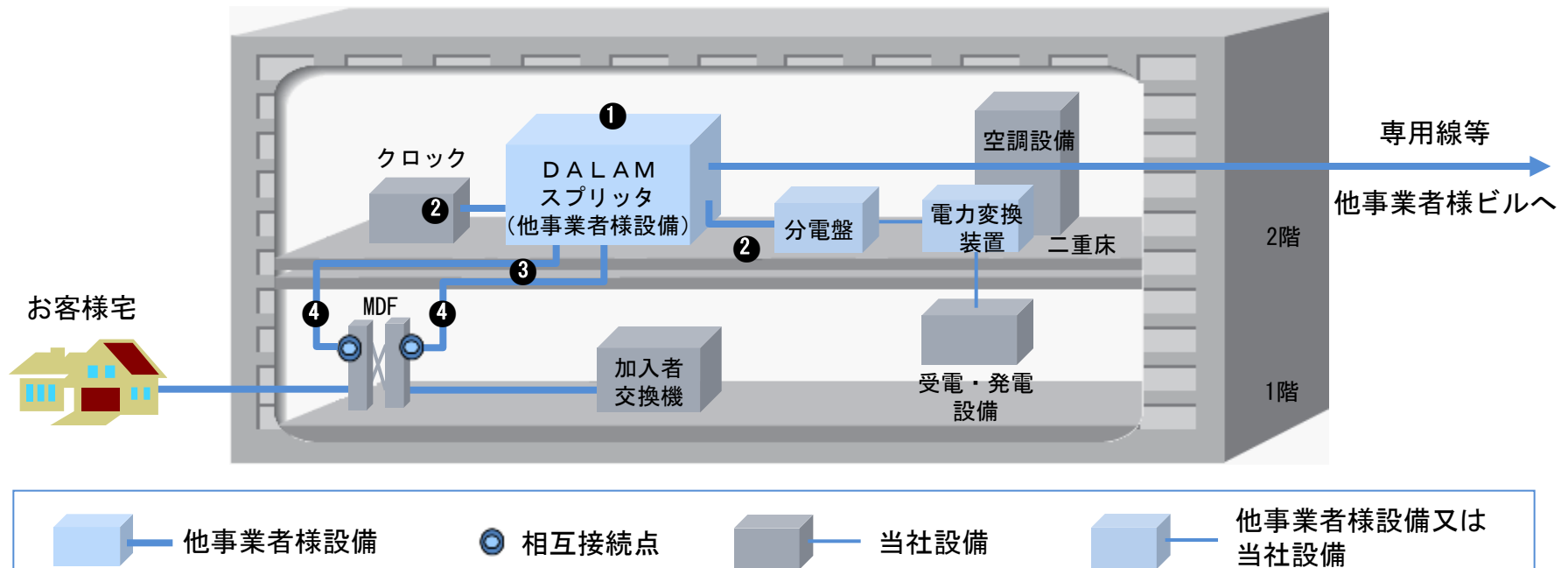


Ⅱ コロケーションによるMDF相互接続形態

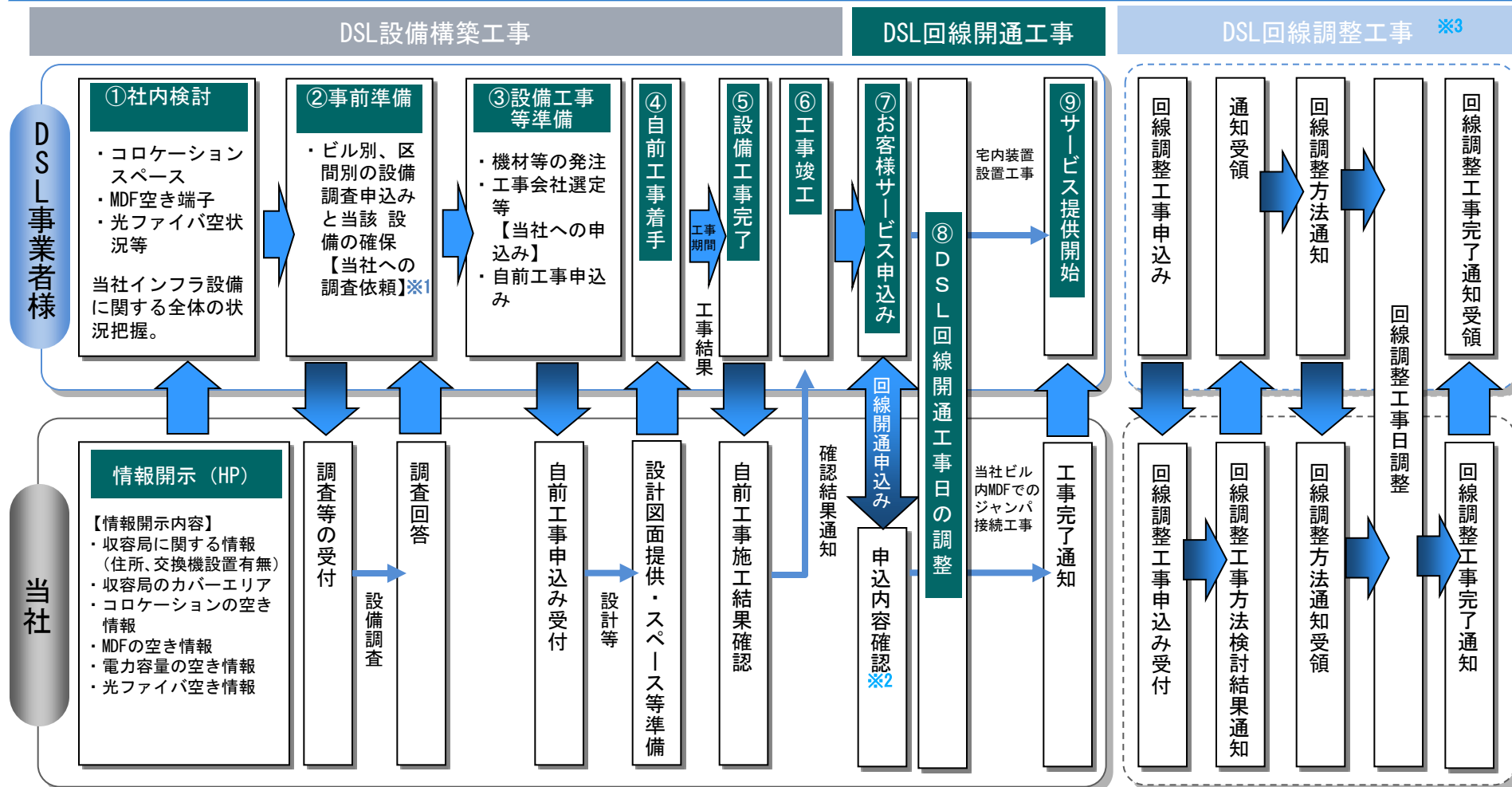
- MDF接続によるDSLサービス等の提供にあたって、他事業者様のスプリッタ、DSLAM、ルータ等の設備を当社の通信用建物内に設置することをコロケーションといいます。（P.72参照）
- 他事業者様設備をコロケーションする場合、当該設備の設置工事及び保守は、当該他事業者様が自前で工事及び保守するほか、当社に委託することもできます。
- 他事業者様の自前による設置工事又は当社への委託工事には、次のような工程があります。（撤去工事も含みます。）
①DSLAM、スプリッタ等の設置 ②クロック・電力線のつなぎ込み ③ケーブル配線 ④通信線のつなぎ込み
※①～④以外には、自前電力、自前空調も可能となっています。

コロケーションイメージ（DSLサービス）

通信用建物【例】



Ⅲ DSL工事の流れ



※1 当社ビルへのコロケーションの申込みについては「相互接続点調査及び設置申込み」、中継系光ファイバの申込みについては、「線路設備調査及び接続申込み」によるものとします。

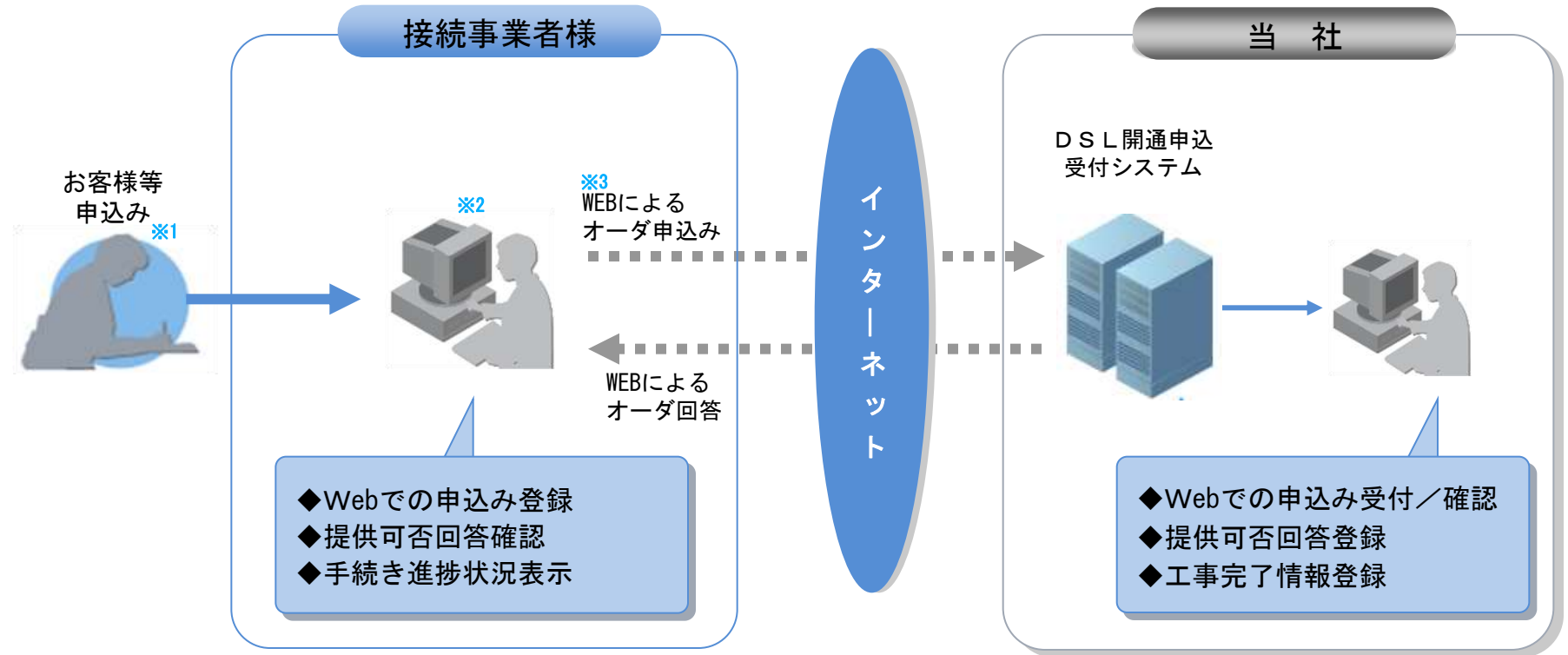
※2 DSL提供可否の確認（光収容、ISDN回線等）

※3 回線調整工事の実施により一定の伝送速度による通信を可能とする事を保証しないものとし、回線収容替えにおいて他の端末回線の空きがない場合は、請求された工事ができないことがあります。

Ⅳ DSLサービス回線開通受付について

DSL事業者様からの受付業務を効率化するために、DSL事業者様～当社間の回線開通申込みオーダー等の情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

ご利用にあたっては、「DSL開通申込受付システム利用申込書」の提出が必要です。



※1 お客様からのお申込みを受付けるにあたり、以下の事項について事前にお客様の了解を得ていただくことが必要となります。

- ・事業者様がお客様に代行して当社にDSL等接続専用サービスの申込みを行うこと
- ・事業者様からの代行申込み時に、当社でお客様の名義等を確認し、事業者様へ結果を通知すること
- ・お客様に当社への工事費の支払義務が発生すること 等

※2 WEBブラウザ（電子認証済み）をインストールしたPC端末

※3 事業者様からのお申込み時の支店名は、各府県域30支店で記入願います。

V-1 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール

当社は、DSLサービスの急速な普及と伝送システムの多様化に対応し、各協定事業者様のDSLサービスの利用者が円滑にサービスを利用できるよう、TTC※1において制定された「メタリック加入者線伝送システムのスペクトル管理（第4版）」（以下、TTC標準第4版）に基づくDSL回線の収容等ルール及び具体的な運用ルールを接続約款に規定しています。



接続約款第22条、第37条の2、第37条の3、第50条の3、第52条、第59条、第61条、第68条、料金表

●DSL回線の設置又は変更※2の申込みを行う場合には、その申込みにあわせて、伝送システムごとにその技術的条件を当社に通知いただきます。

伝送システム	利用制限	接続料金	
		網使用料	工事費及び手続き費
第1群	・収容制限・線路長制限はありません。	収容制限がない場合の網使用料を適用します。	（事後対策対象回線については、申告により事後対策に係る費用が必要になる場合があります。）
第2群	・収容制限又は線路長制限があります。 ・収容制限を設ける伝送システムは、同一カッド※3内に他の回線を収容しません。 ・線路長制限を設ける伝送システムは、各伝送システムごとに定められた線路長を超えて利用いただけません。	収容制限がある場合の網使用料を適用します。	・必要に応じて、DSL収容状況調査費、DSL線路長調査費、回線調整工事費（タイプ1）を適用します。

解 説

注1) 技術的条件集はTTC標準第4版どおりの分類となっています。

注2) TTC標準第4版で規定されている保護判定基準※4の有無は、その伝送システム自体の接続条件に直接影響するものでないことから、接続約款（技術的条件以外）は収容制限又は線路長制限の有無のみにより分類しています。

注3) TTCでスペクトル適合性が確認されていない伝送システムの場合は、TTCにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続を行います。

（参考）TTC標準第4版上の分類

		保護判定基準あり	保護判定基準なし	接続約款上の分類
局設置システム	利用制限なし	クラスA	クラスB	第1群
	利用制限あり	クラスA'	クラスC	第2群
FTTRシステム	利用制限なし		クラスD	第1群

※1 社団法人 情報通信技術委員会

※2 DSL回線の技術的条件の具体的内容を変更する場合に限りです。

※3 メタルケーブルにおいて、2対の回線を撚り合わせたもの

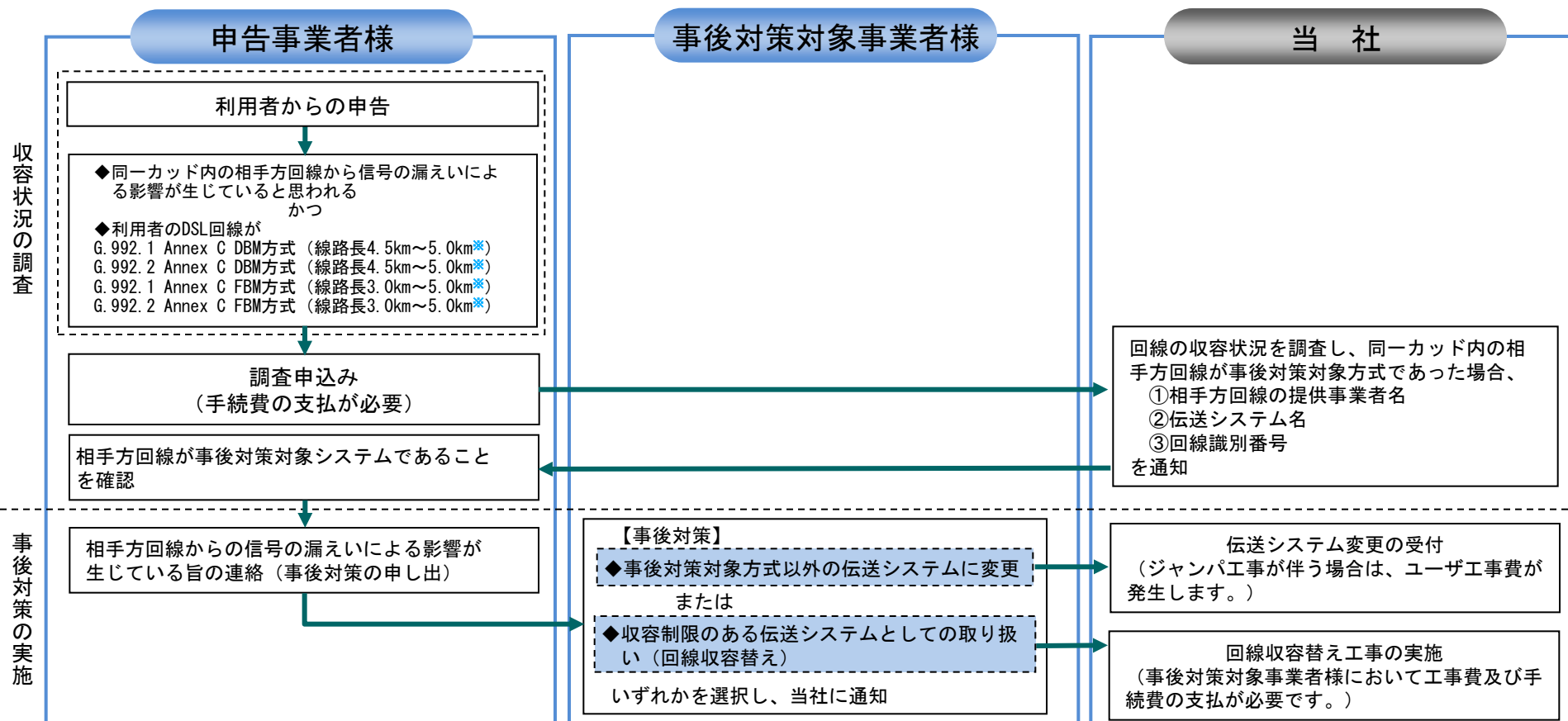
※4 他の伝送システムからの干渉の許容限界を示すものとして保護判定基準値があり、新しい伝送システムは、スペクトル適合性の計算により保護判定基準値を満足しない場合、収容制限又は線路長制限がかかります。

V-2 スペクトル管理標準に基づく各伝送システムごとの回線収容等に関するルール（事後対策）

当社は、TTC標準第4版において事後対策を行う必要があるとされた伝送システム（以下、事後対策対象方式）を用いてDSLサービスを提供する協定事業者様は、同一カッド内の相手方回線（TTC標準第4版において申告可能とされた伝送システムを用いるもの）に限ります。）を提供する事業者様から漏えいによる影響が生じている旨の申告があった場合には、事後対策（事後対策対象システム以外の伝送システムに変更すること又は収容制限のある伝送システムとして取り扱うこと）を講じる必要があることを接続約款に規定しています。



接続約款第52条



※ 0.4mmプラスチック絶縁ケーブルに換算した線路長

VI DSLに関する情報開示

最新の情報はホームページをご覧ください。 http://www.ntt-west.co.jp/open/info_dsl/index.html

区分	情報開示項目	具体的内容	実施方法
①事業展開に必要な概略情報	收容局の位置情報等	住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名	
	收容局毎の回線数等	アナログ電話回線数（全メタル、一部光）、ISDN回線数	
	MDF、コロケーション場所、電力設備の空き	MDF、コロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空きの有無及びコロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空きが生じる見込み時期	
	メタル線が完全撤去されている收容局名	住所及びカバーエリアの具体的な行政区域名	
	メタル線の撤去情報	4 年前開示、1 年前開示、撤去計画決定済エリア	
	光ファイバ化の現状及び今後の光ファイバ化計画	現状と今後の計画	
	コロケーション空きリソース発生情報	MDF、コロケーション場所、電力設備（受電設備及び発電設備）の空き発生時に電子メール等による通知	
②設備構築に必要な詳細情報	MDF空き状況詳細	対応可能端子数	
	コロケーション場所詳細	設置可能架数	
	設備環境	空調の空き容量、電源・UPSの空き容量、コロケーション場所における二重床の有無、電柱上でのメタリック加入者線との接続可否	
	き線点情報	き線点位置、電柱番号、カバーエリア	
③回線毎に必要な詳細情報	線路条件 (机上データ)	收容局からユーザまでの線路長、絶縁種類、線径、直流抵抗値、ブリッジタップの数、手ひねり箇所数、伝送損失、所外ケーブル伝送損失、所外ケーブル換算線路長	
	收容状況（サービス状況） (机上データ)	同一カッド、隣接カッド、一つ飛びカッドもしくはサブユニットにおけるISDN、DSL等の收容	
④その他の開示情報	收容局毎の市内電話局番号	收容局毎の市内電話局番号の一覧表（県単位）	
	電話回線の光化情報	電話番号毎に「光化されている回線」と「その他の回線」を判定	

VII MDF 接続（DSL サービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ①

事前調査申込書記入例 1

様式 8

〇〇年〇〇月〇〇日

西日本電信電話株式会社
設備本部 相互接続推進部長
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇株式会社
〇〇〇〇（役職）
〇〇〇 〇〇（氏名）

事前調査申込書

次のとおり、貴社の網との接続を行いたいの、事前調査を申込みます。

接続の概要	貴社のDSL等接続専用サービス（タイプ2）と弊社電気通信設備との接続を行いたい。 接続においては弊社が貴社のDSL提供区間も含めて料金設定を行いたい。
協議事項に関する具体的内容	別紙参照「協議に関する具体的内容」のとおり
接続希望時期	令和〇〇年〇〇月以降（準備が整い次第）
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	〇〇〇〇株式会社 〇〇担当 〇〇〇〇 TEL : FAX : E-mail :

事前調査申込書記入例 2

別紙1

協議事項に関する具体的内容（1/2）

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条（1）「端末回線の線端」、（1）-2「MDF又は当社の局内スプリッタ」及び（2）-2「加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ」
接続約款記載以外の接続箇所	_____
2. 電気通信設備の分界点	
（1）相互接続点設置希望箇所	第1項の接続箇所のうち、（1）-2及び（2）-2については弊社が相互接続点設置申込みを実施した貴社ビル内 なお、具体的な位置は別紙4のとおり
3. 接続対象地域	
（1）弊社接続対象地域	NTT西日本網との新規接続の場合 記述してください。
（1）相互接続点毎の接続対象地域	弊社網接続エリア：弊社が事業許可を受けた範囲 NTT網接続エリア：当該ビルの収容エリア（但し加入者線がメタルケーブルである場合に限り）
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）	
新たな技術的条件の追加の有無	有 ☒ 無 ☐
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章 技術的条件 （1）端末回線の線端 技術的条件集第2章（形態別技術的条件）第4節の2形態1-5 （2）MDF又は当社の局内スプリッタ 技術的条件集 第2章（形態別技術的条件）第21節形態9 （3）加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ 技術的条件集 第2章（形態別技術的条件）第23節形態11
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	_____

VII MDF 接続（DSL サービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ②

協議事項に関する具体的内容（2 / 2）

5. 電気通信設備の建設に係る事項		
(1) 相互接続点毎の交換設備／回線設備 設備量	別紙3-1のとおり	
(2) NTTビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・ 設置設備の種類、数量、寸法 ・ 電力量 ・ その他の設置条件 等	御社ビル内に設置を希望する なお、詳細は別紙3-2のとおり	
6. 接続形態		
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	別紙1のとおり
	任意約款	_____
接続約款記載の接続形態以外の場合		_____
7. 網改造料の対象となる機能		
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	網同期クロック供給機能 ISDN加入者線信号との同期用クロック（64k+8k+0.4kHz）	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	特になし	
8. 業務遂行上の協力事項		
(1) NTTに協力依頼する事項（接続約款適用の場合は、規定事項以外）	特になし	
9. その他		

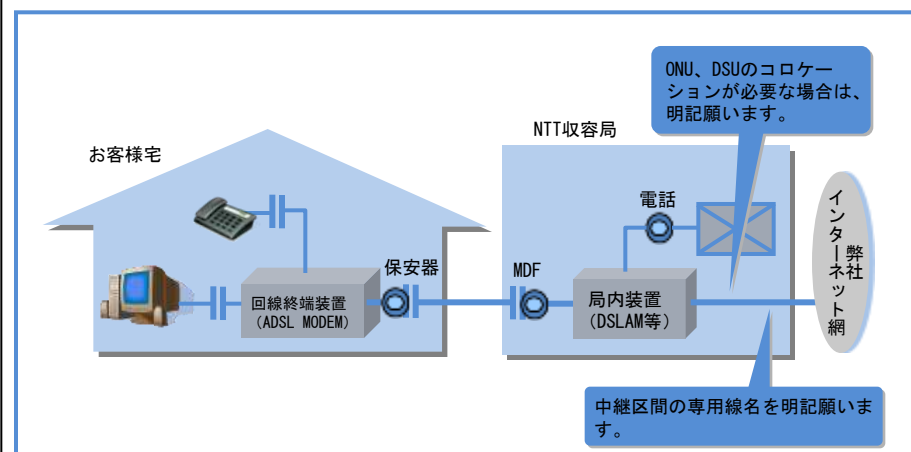
事前調査申込書記入例3

別紙2

公表約款 別表2

「2-1DSL回線との接続形態別利用者料金設定、請求事業者等」

第1表			No.	第2表	第3表	第4表
発信事業者	経由事業者	着信事業者		利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払い事業者
乙	甲、乙	甲		(ア) (イ) 以外の区間： 各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	(ア) (イ) 以外の区間： 各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	2-2表による
甲	乙	甲		(ア) (イ) 以外の区間： 各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	(ア) (イ) 以外の区間： 各役務提供事業者 (イ) 着信事業者欄：公表約款別表2 2-2表による	2-2表による
乙	甲	乙		乙	乙	—
甲	—	乙		乙	乙	—



VII MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ③

DSL回線の技術的条件の具体的内容

別紙4

DSL回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
DSL方式		ADSL
ITU勧告等	DSL	ITU-T G. 992. 1 AnnexC DBM (FDM)
	スプリッタ	ITU-T G. 992. 1 AnnexE Type4
送受信伝送方式		FDM
ラインコード		DMT
伝送システム名		技術的条件集別表24. 9に定めるG. 992. 1AnnexC DBM (FDM)
スペクトル適合性の確認の状況		確認済(クラス A・クラス A'・クラス B・クラス C)・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	線路長に係る利用制限	有() km・無
信号スペクトル		(1) 送信スペクトル密度(PSD) マスク規定図示(上り・下り) (2) 送信スペクトル密度(PSD) マスク規定数値表示(上り・下り) (3) 総送信電力(上り・下り)

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 新たにDSL回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いてDSL回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
- 3 スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるDSL回線と接続するために本別紙を提出している場合には、TTCにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。
- 4 DSL方式、送受信伝送方式及びラインコードについては必要事項を詳述すること。
- 5 伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
- 6 信号スペクトルについて、（1）送信スペクトル密度（PSD）マスク規定図示、（2）送信スペクトル密度（PSD）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

相互接続点調査及び設置申込書 1

様式 3

〇〇〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

西日本電信電話株式会社
設備本部 相互接続推進部長
〇〇 〇〇 殿

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

御社のお名前、代表者の
お名前を記入してください。

相互接続点調査及び設置申込書

下記により相互接続点調査を依頼致しますので、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 調査依頼内容

対象ビル	調査内容	相互接続開始希望時期	記事
ビル名：NTT〇〇ビル 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	別紙1の とおり	準備が整い次第 (令和〇年〇月以降)	
ビル名：NTT〇〇ビル 住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	別紙1の とおり	準備が整い次第 (令和〇年〇月以降)	

2. 調査費用

調査に要した費用は別途契約書を締結の上、支払うこととします。

以上

Ⅶ MDF 接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ④

相互接続点調査及び設置申込書 2

別紙1

投入済みの数値は、例です。

地区名（ビル名）	NTT○○ビル		
業務開始予定時期	専用サービス	準備が整い次第（平成○年○月以降）	
伝送設備	伝送方式	ADSL Annex-G	
	設備概要	外形の寸法	・キャビネット （高1800mm×幅600mm×奥600mm）×1架 ・搭載装置は別紙2のとおり
		総重量	・キャビネット75kg、搭載装置重量165kg 合計165kg
		総発熱量	490Kcal/h
		総所要容量	・DC-48V 10A ・AC100V 0.3A
		電圧規格	別紙2のとおり
	電磁誘導	VCCI適合 別紙2参照	
	空調設備概要	温度条件	10度～40度
		湿度条件	5～85%（但し結露しないこと）
	電力設備概要	電源種別	DC-48V AC100V（電源供給は共用UPSを希望）
		供給条件	無停電
		接地種別	アース要
		クロック供給種別	周波数3種類：64KHz+8KHz+400Hz 本数：○○本 予備線：必要なし ケーブル種別：0.4mm、3ペアケーブル
	MDF端子盤	数量	○○回線
ケーブル仕様		_____	
線路・土木設備	ルート	_____	
	管路条数	_____	
	ケーブル条数	_____	
	心線数	_____	
	心線種別	_____	
その他	_____		
その他	・連絡先 （株）○○○○○○○ ○○○○○○部 担当者：○○○ ○○ TEL：○○○○○○○		

相互接続点調査及び設置申込書 3

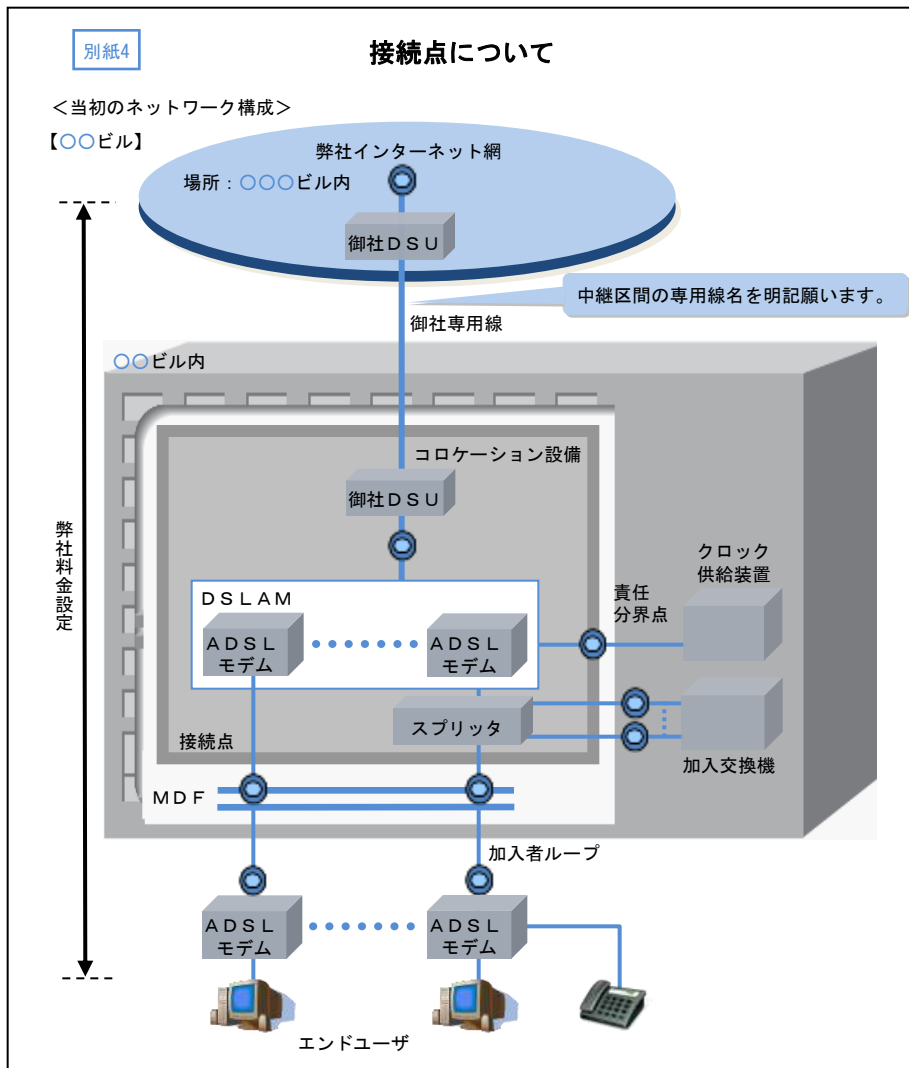
別紙2

NTT○○ビル

通称	装置名	数量	寸法（mm）	質量（kg）	消費電流（A）	VCCI適合（参考）	記 事
DSLAM			高×幅×奥				●●回線 対応
			高×幅×奥				
スプリッタ			高×幅×奥				電源供給 要否
			高×幅×奥				
給電 ユニット			高×幅×奥				DSLAMへの 分電盤
			高×幅×奥				
ATM-DSU			高×幅×奥				ATM回線 終端用
			高×幅×奥				
キャビネット			高×幅×奥				
			高×幅×奥				
			高×幅×奥				
			高×幅×奥				
			合計				

VII MDF接続（DSLサービス関連）との相互接続に関する各種申込書記入例 ⑥

相互接続点調査及び設置申込書 6



第4章

I P 通信網

I-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（PPPoE方式の場合）

PPPoE方式によるISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してインターネット接続サービスを提供しているISP事業者様向けメニューです。

IP通信網との相互接続に関する条件は以下の事項です。

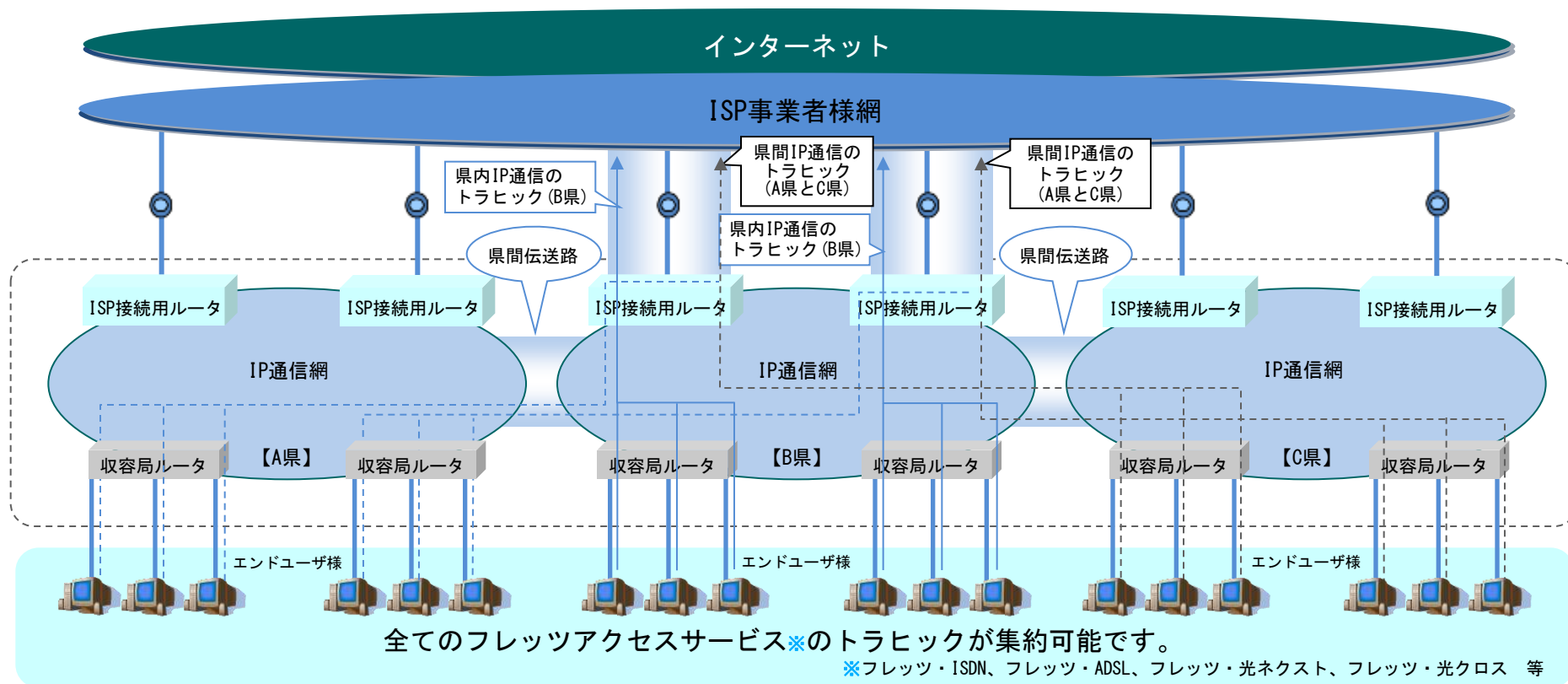
接続に関する条件

- ① 電気通信事業者様であること
- ② エンドユーザ様に対してグローバルIPアドレスを付与すること
- ③ RADIUSによるユーザ認証を提供すること

（電気通信サービスとして提供されない場合は、相互接続の対象にはなりません。）

I-2 PPPoE方式による相互接続の概要

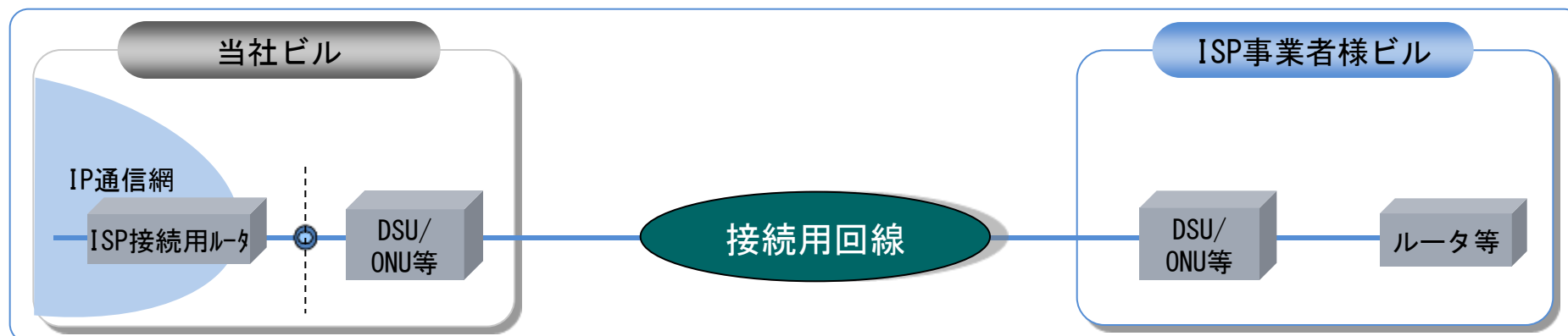
- ①各府県ごとの相互接続点と接続することにより、各府県内サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。
- ②集約した任意の府県の相互接続点と接続することにより、全府県サービス提供エリアのエンドユーザ様へのサービス提供が可能です。



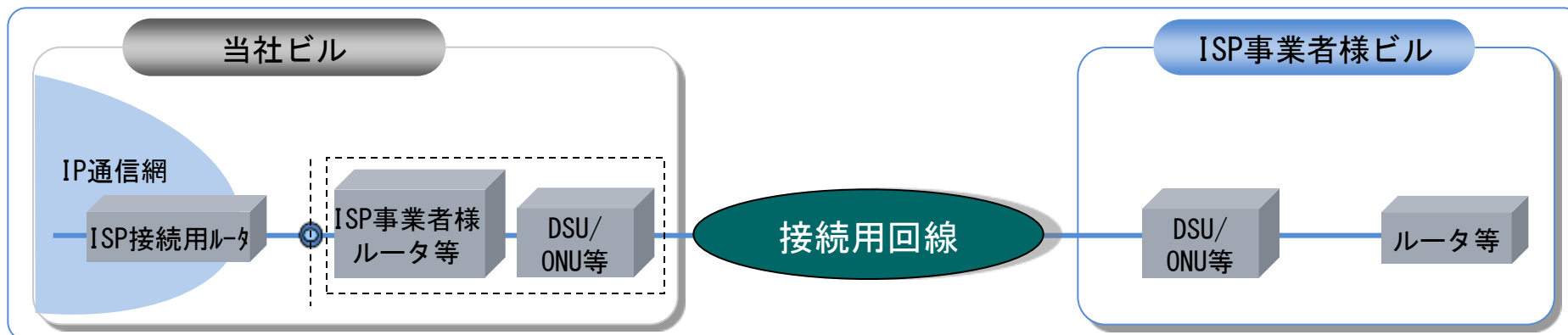
- ① IP通信網 : エンドユーザ様のトラヒックを各府県ごと個別に收容可能
- ② IP通信網の広域化 : 各府県にまたがるエンドユーザ様のトラヒックを集約して收容可能

I-3 IP通信網（PPP方式）との相互接続形態

①LAN型通信網サービス（Interconnected WAN等）と直接相互接続する場合



②当社ビルにコロケーションした他事業者様設備と相互接続する場合



※接続形態によって相互接続点の位置が変わる場合もあります。

※接続形態によって設置する機器が異なりますので、その場合は必ずしも上記の形態にはなりません。

● 相互接続点

I-4 IP通信網（PPP方式）との相互接続インタフェース

ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続インタフェースは以下のとおりとなっています。

I P通信網 I S P接続用ルータ接続インタフェース	対応する専用線等
1000BASE-LXインタフェース 1000BASE-SXインタフェース 10GBASE-LRインタフェース 10GBASE-ERインタフェース	他事業者様コロケーション設備との接続 LAN型通信網サービス※ 等

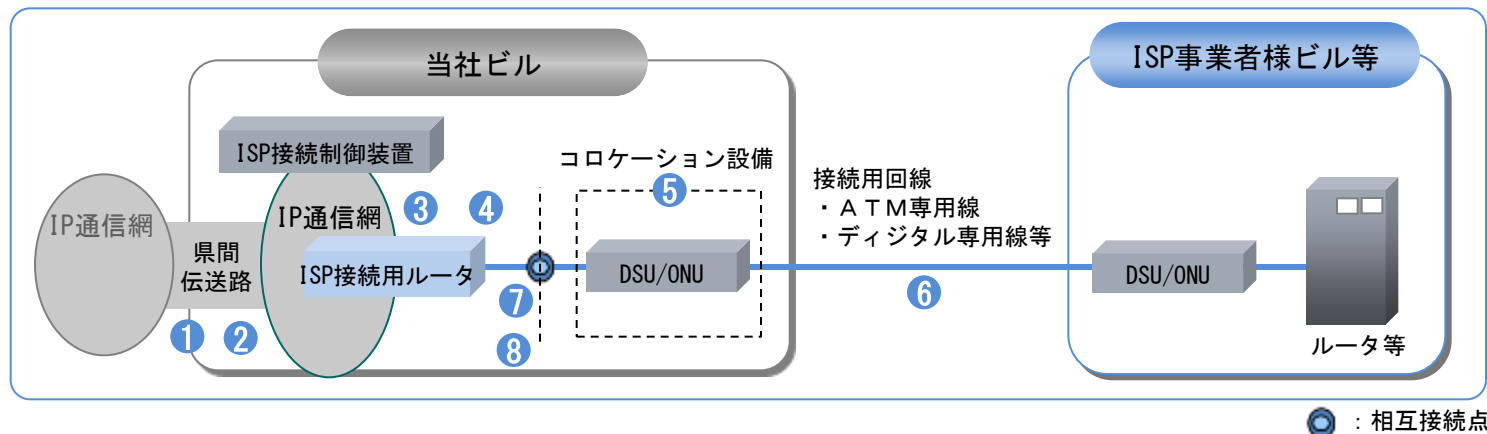
解 説

- ※ 当社では、Interconnected WAN、All-Photonics Connectが対応しています。
上記以外のインタフェース等ご不明な点がございましたら、別途お問い合わせ願います。

I-5 IP通信網（PPP○E方式）との相互接続に関する費用等

当社IP通信網との相互接続に係る費用は、網改造料及びコロケーション費用等が毎月発生します。（工事費、手続費は一時金となります。）

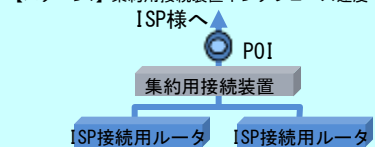
IP通信網県間区間伝送機能を利用し接続する場合



※IP通信網県間区間伝送機能
料金区分の適用について

他事業者様と当社設備の接続点において、他事業者様が要望されるインタフェース速度に応じて適用します。

【パターン1】集約用接続装置インタフェース速度で適用



【パターン2】ISP接続用ルータインタフェース速度で適用



	費用項目	内容	県内 IP通信	県間 IP通信
—	IP通信網県間区間回線設置手続費	IP通信網県間区間伝送機能をご利用いただく際の手続に係る料金	—	○
①	IP通信網県間区間伝送機能※	区分（インタフェース速度：中規模容量クラス及び大規模容量クラス）に応じた料金	—	○
②	IP通信網県間区間回線管理機能	IP通信網県間区間伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	—	○
③	IP通信網データ設定工事費	ISP接続用ルータへのIPアドレス等設定に係る費用	○	○
④	IP通信網との接続インタフェース機能	相互接続に係る使用料金（ISP接続用ルータのインタフェースパッケージ及び集約用接続装置等に係る費用）	○	○
⑤	コロケーション費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
⑥	接続回線費用（専用回線等）	当社専用回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
⑦	光信号局内伝送機能	ISP接続用ルータと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
⑧	光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○

I-6 IP通信網（PPP方式）との相互接続に関わる費用の支払い義務

相互接続に関わる費用（網改造料）の支払い義務

- ①下記に該当する場合、接続約款第36条の2（協定事業者の申込みによる個別管理対象設備の利用中止等）及び第36条の3（個別管理対象設備の除却または転用）、ならびに第66条（網改造料の支払い義務）に基づき、他事業者様用にご用意させていただいた接続用設備（IP通信網終端装置又はIP通信網間接続装置のインタフェースパッケージ等）の費用のお支払いは下記のとおりとなりますので予めご了承願います。

接続用設備の利用を中止する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただきます。
- 利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（1＋貸倒率）

接続用設備を更改する場合

- 様式第22-2の書面により、現在、ご利用されている接続用設備の利用中止のお申込みをしていただくとともに、新しくご利用される接続用設備の建設申込み（従来どおり）をしていただきます。
- 更改後の接続用設備の網改造料に加え、更改に伴い、利用を中止する接続用設備に対し、下記の算出式により算定した網改造料をお支払いいただきます。

〈転用不可物品の場合〉

- ア. 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）
- イ. 当該設備が法定耐用年数を経過している場合
料金額＝（残存価額＋撤去工事費）×（1＋貸倒率）

〈転用可能物品の場合〉

- 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合
料金額＝（未償却残高＋撤去工事費－転用物品価額）×（1＋貸倒率）

- ②接続用設備の設置・改修の申込み後、相互接続開始前に中止する場合、接続約款第27条の4に基づき、発生した費用についてお支払いいただくこととなりますので、予めご了承願います。

IP通信網県間区間伝送機能を利用する事による相互接続点集約に伴い不要となる接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）についても上記①②と同様とさせていただきます。

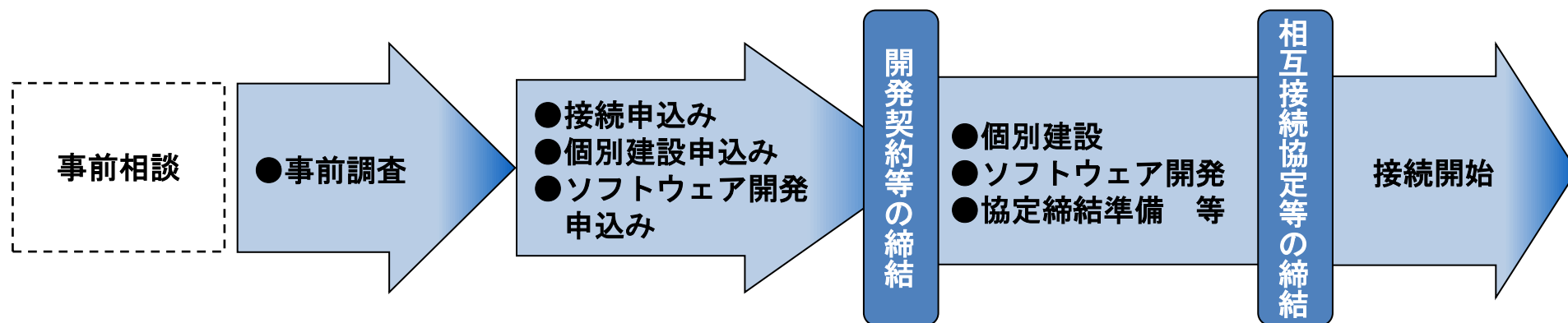
解 説

- エンドユーザ数増加や帯域不足等により、接続用設備（中継局ルータのインタフェースパッケージ、集約用接続装置等）を変更（例：100BASE-TXから1000BASE-LXに変更）された場合も、新たに利用するインタフェース等接続用設備の網改造料に加え、利用を中止する接続用設備に対し、上記算出式により算出した網改造料をお支払いいただく必要があります。

I-7 PPPoE方式に係る手続き

- ・ PPPoE方式に係る機能を新たに利用する場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・ PPPoE方式に係る機能の利用にあたり、当社が定める手続きについては、以下の通りです。

< PPPoE方式に係る機能の申込み手続き >



I-8 IP通信網との相互接続（PPPoE方式）に関する各種情報提供

IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

種 類	U R L
PPPoE方式に関する情報 ・ 相互接続申込書※ ・ エリア拡大情報 ・ 相互接続点（POI）ビル情報 ・ 説明会資料 等 ※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。	http://www.ntt-west.co.jp/open/ip_menu/index.html
技術参考資料 「IP通信網サービスのインタフェース」	http://flets-w.com/user/support/service/next/
フレッツサービスに関する情報 （エンドユーザ様向け情報）	http://www.ntt-west.co.jp/flets/goriyou/index.html
個別管理対象設備の転用可否状況	http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html
NGN（次世代ネットワーク）に関する情報	http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html

Ⅱ-1 IP通信網との相互接続に関する条件等（IPoE方式の場合）

IPoE方式によるISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続は、エンドユーザ様に対してインターネット接続サービスを提供している接続事業者様向けのメニューです。

IP通信網との相互接続に関する条件は以下の事項です。

接続に関する条件

- ① 電気通信事業者様であること
- ② エンドユーザ様に付与するグローバルIPアドレス(IPv6)を用意すること

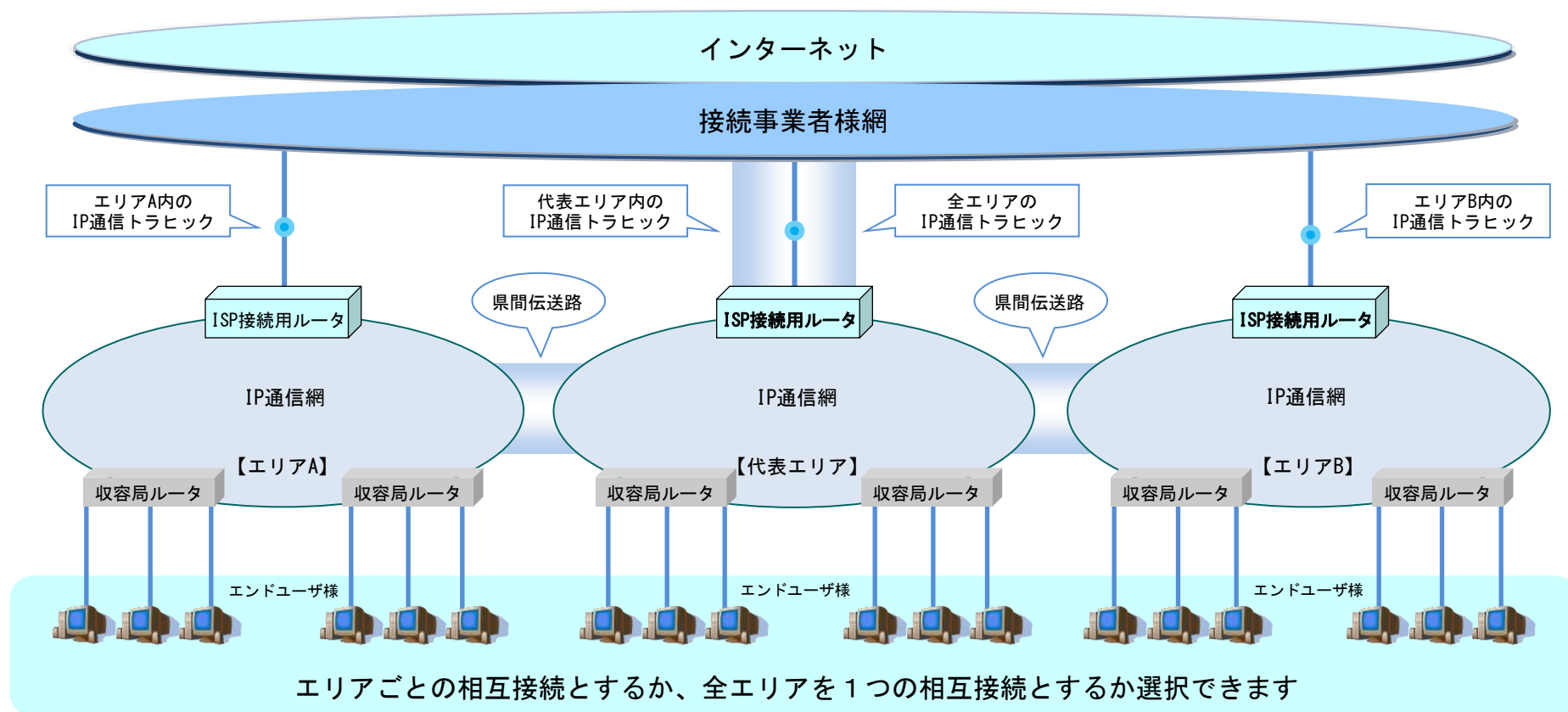
（電気通信サービスとして提供されない場合は、相互接続の対象にはなりません。）

また、IPoE方式によるISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続事業者数は16までとなり、これを超える場合、当社は当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。

Ⅱ-2 IPoE方式による相互接続の概要

IPoE方式による相互接続とは、NGNにおいてIPv6によりインターネット接続サービスをエンドユーザ様へ提供するための方式および接続方法であり、ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続を要望される接続事業者様向けメニューです。

■ IPoE方式の仕組み



※エリアとは、各都道府県または各都道府県を跨る範囲をいいます。
※上記内容に関するご不明な点等については、別途お問い合わせ願います。

Ⅱ-3 IP通信網（IPoE方式）との相互接続インタフェース

ISP接続用ルータにおけるIP通信網との相互接続インタフェース仕様は以下のとおりです。

IP通信網 ISP接続用ルータ接続インタフェース	対応する技術的条件
100GBASE-LR4インターフェース	・光インタフェースを用いる専用回線等 ・LAN型通信網サービス 等 ※

解 説

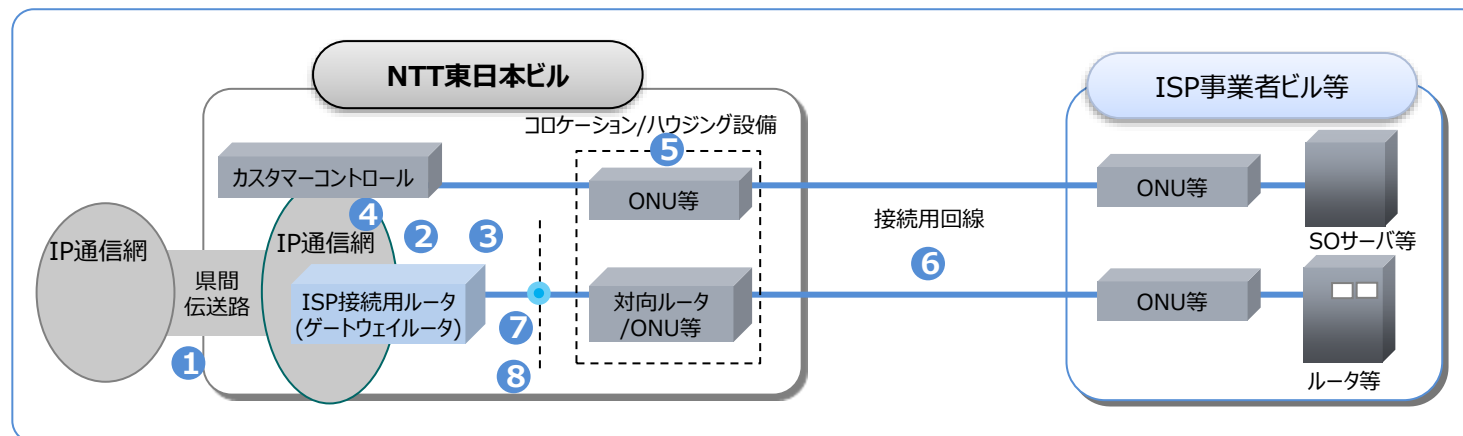
※ 当社では、Interconnected WAN、All-Photonics Connect が対応しています。

上記以外のインタフェース等ご不明な点がございましたら、別途お問合せ願います。

Ⅱ-4 IP通信網（IPoE方式）との相互接続に関する費用等

当社IP通信網との相互接続に係る費用は、網改造料及びコロケーション費用等が毎月発生します。（工事費、手続費は一時金となります。）

IP通信網県間区間伝送機能を利用し、接続する場合

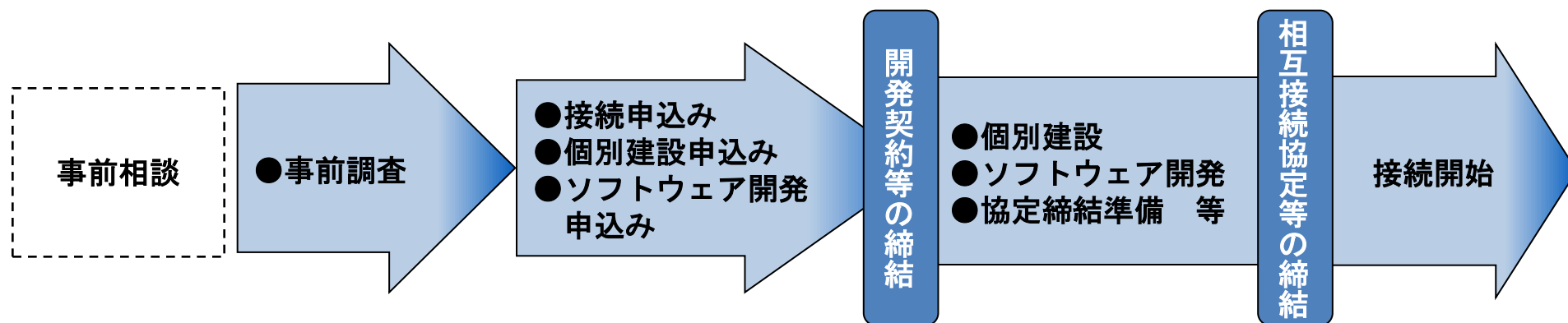


	費用項目	内容	県内 IP通信	県間 IP通信
①	一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	県間区間伝送等に係る費用	—	○
②	IP通信網データ設定工事費	ISP接続用ルータへの経路設定等に係る費用	○	○
③	関門系ルータ交換機能	相互接続に係る料金（ISP接続用ルータに係る費用）	○	○
④	IP通信網とのIPoE接続に係る機能	相互接続に係る網改造料(IPoE接続を行うためのネットワーク及びオペレーションシステムに係る費用)	○	○
⑤	コロケーション/ハウジング費用	他事業者様ルータ等を設置する場合は、スペース代、電気使用料、当社設備使用料、保守費等	○	○
⑥	接続回線費用	当社回線をご利用の場合は、品目に応じた料金	○	○
⑦	光信号局内伝送機能	ISP接続用ルータと他事業者様設備との接続に、光信号局内伝送路（局内光ファイバ）をご利用の場合に係る費用	○	○
⑧	光信号局内回線管理機能	光信号局内伝送機能の利用情報の管理等に係る料金	○	○
—	光信号局内伝送路設置手続費	光信号局内伝送機能をご利用いただく際の手続に係る費用	○	○

Ⅱ-5 I P o E方式に係る手続き

- ・ I P o E接続に係る機能を新たに利用する場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・ 最大接続事業者数（16者）に達している場合に I P o E接続に係る新たな事前調査申込があった場合は、事前調査申込み受領後、当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。
- ・ I P o E接続に係る機能の利用にあたり、当社が定める手続きについては、以下の通りです。

< I P o E接続に係る機能の申込み手続き >



Ⅱ-6 IP通信網（IPoE方式）との相互接続に関する各種情報提供

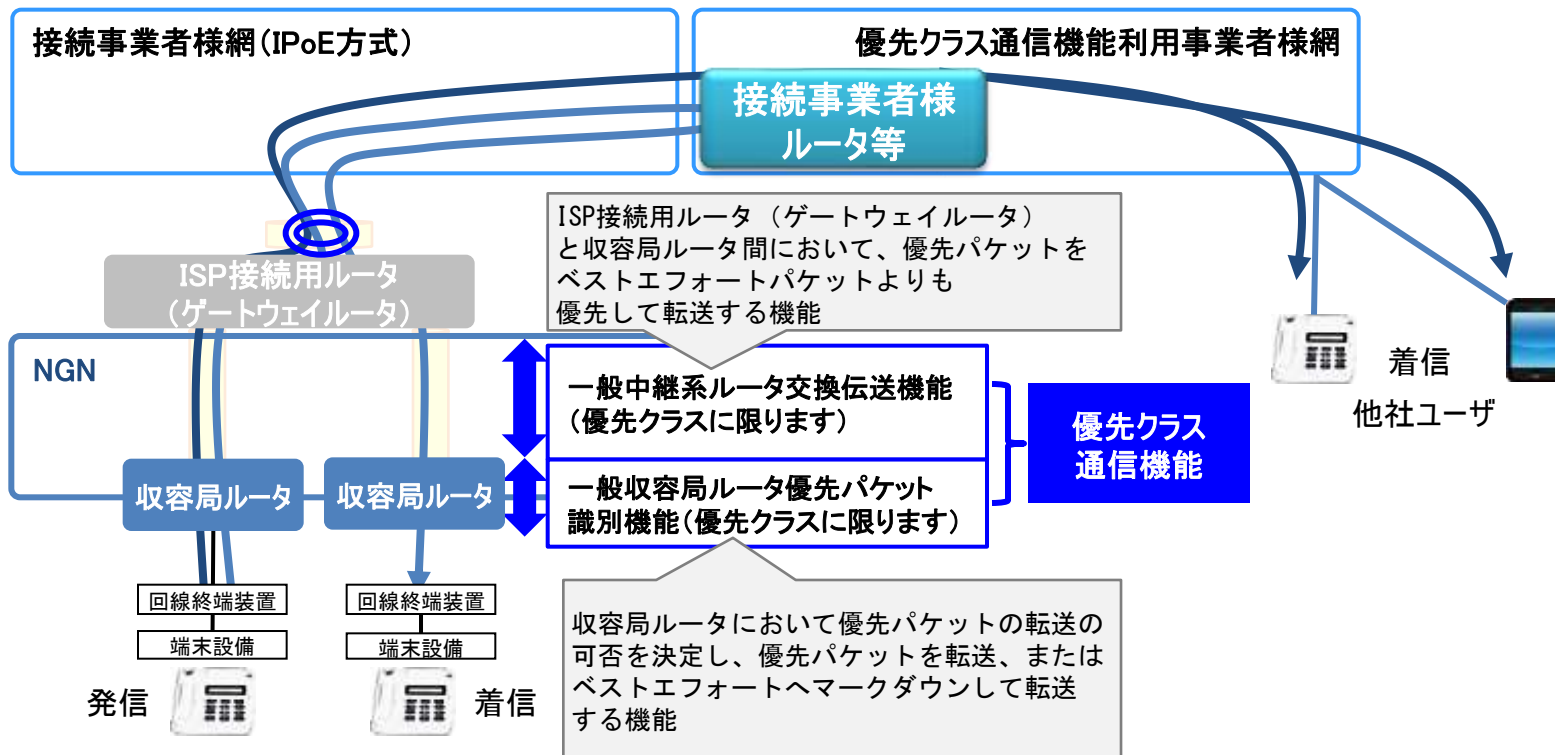
IP通信網との相互接続（ISP接続用ルータ）をお考えになっている他事業者様向けに各種情報をホームページにてご提供しております。

種 類	U R L
IPoE方式に関する情報 ・ 相互接続申込書※ ・ エリア拡大情報 ・ 相互接続点（POI）ビル情報 ・ 説明会資料 等 ※事前調査申込書や接続申込書等、当社との相互接続に必要な申込様式及び記入要領を掲載しています。	https://www.ntt-west.co.jp/open/ipoe/index.html
技術参考資料 「IP通信網サービスのインタフェース」	https://www.ntt-west.co.jp/info/gisanshi/
フレッツサービスに関する情報 （エンドユーザ様向け情報）	http://www.ntt-west.co.jp/flets/goriyou/index.html
個別管理対象設備の転用可否状況	http://www.ntt-west.co.jp/open/sonota/kobetusetubi.html
NGN（次世代ネットワーク）に関する情報	http://www.ntt-west.co.jp/open/ngn/interface.html

Ⅲ-1 優先クラス通信機能の概要

優先クラス通信機能は、I P 通信網上において、I P 通信網の各ルータにおいて優先クラスの packets をベストエフォートの packets よりも優先して転送する機能です。

■優先クラス通信機能の仕組み（IP電話を提供する事業者様が接続事業者様（IPoE方式）を経由して優先クラスを利用して接続する場合の例）



優先クラス通信機能利用事業者様の0AB-J IP電話サービス等利用ユーザ
(フレッツ光または光コラボレーションモデル利用ユーザ)

Ⅲ-2 優先クラス通信機能の利用条件①

- ・IP通信網では有限なネットワークリソースの中で、品質が異なる複数の通信サービスを多数のユーザに提供するため、優先クラス通信機能との接続にあたっては、利用帯域に関する利用条件と設定パターン数に関する利用条件を設定しています。
- ・現在の利用実績や現時点で想定される需要（電話、低速専用線の代替等）を踏まえた、具体的な回線あたりの利用帯域に関する利用条件については、以下の通りです。

〔音声通信〕

区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～4Mbps	・SOHO・マス向けIP電話サービス (G.711 μ -lawご利用で、32ch)
ビジネス	～12Mbps	・大企業向けIP電話サービス (G.711 μ -lawご利用で、100ch)

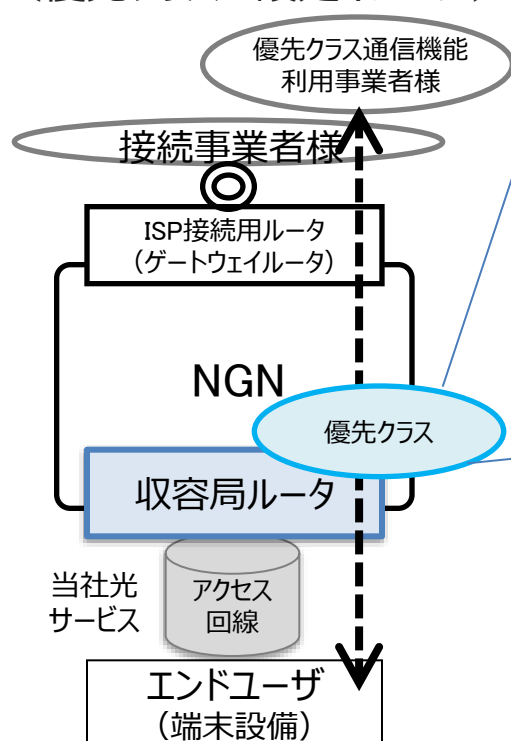
〔データ通信〕

区分	回線あたりの利用帯域	想定する利用用途
ファミリー／マンション	～1Mbps	・専用サービスの代替利用
ビジネス	～10Mbps	

Ⅲ-3 優先クラス通信機能の利用条件②

・ 収容局ルータへの優先クラスの設定可能パターン数については、現在26パターン（ファミリー／マンション向け：13パターン、ビジネス向け：13パターン）まで動作検証済であり、1度に申込み可能な設定パターン数に関する利用条件は以下の通りです（平成30年4月1日現在）。

〔優先クラスの設定イメージ〕



回線種別	ファミリー／マンション		
設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス	利用帯域
1	A社	設定 (a)	○M
2	B社	設定 (b)	△M
3	B社	設定 (b)	○M
⋮	⋮	⋮	⋮
12	—	—	—
13	—	—	—

回線種別	ビジネス		
設定項目	優先クラス利用事業者	通信宛先アドレス	利用帯域
1	A社	設定 (a)	△M
2	B社	設定 (b)	□M
3	C社	設定 (c)	○M
⋮	⋮	⋮	⋮
12	—	—	—
13	—	—	—

1 事業者が一度に申込みする上限

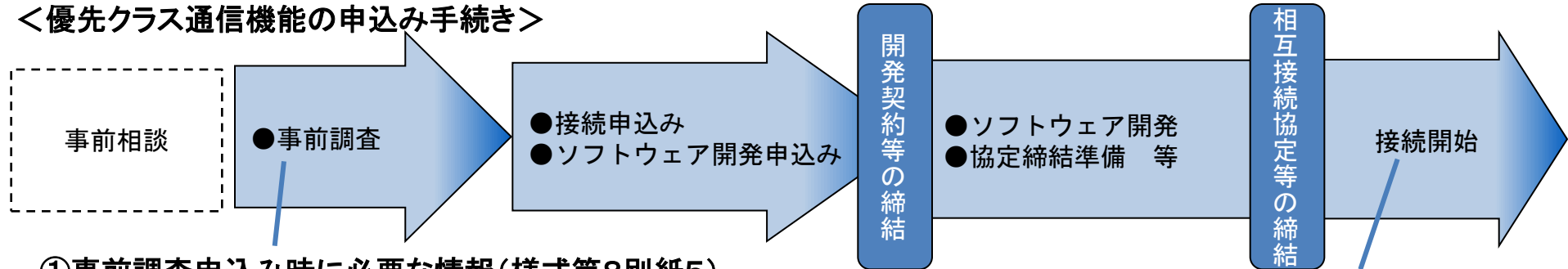
各回線種別ごとに **2 パターン※まで**

※その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先パケット機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで 2 パターン

Ⅲ-4 優先クラス通信機能の申込み

- ・ 優先クラス通信機能を新たに利用する場合や新たな設定パターンを申込み場合は、事前調査申込みが必要です。
- ・ 利用条件①②の範囲を超える申込みがあった場合は、事前調査申込み受領後、その対応可否について検討させていただきます。
- ・ 優先クラス通信機能の利用にあたり、当社が情報の提供を求める範囲及び手続きについては、以下の通りです。

<優先クラス通信機能の申込み手続き>



①事前調査申込み時に必要な情報(様式第8別紙5)

※事前調査申込書(様式第8)と併せて提出をお願いします。

項目	提供いただく情報	
需要	・提供予定回線数、時期(サービス開始後3年間) ・利用種別(音声／データ)	
	音声利用の場合	・1契約あたりのチャンネル数 ・1チャンネルあたりの平均利用帯域 ・呼率(1チャンネルあたりの月間通話時間等)
設定内容	・IPv6アドレス／プレフィックス長(通信宛先アドレス) ・1回線あたりの優先クラスの利用帯域	

②回線ごとの申込時に必要な情報

※システムでのSO投入時に登録いただきます。

- ・契約者ID(CAF/COP)
- ・工事希望日時
- ・利用帯域
- ・契約者を特定する情報(アクセスキー、回線契約者氏名、回線契約者郵便番号、回線設置場所郵便番号、回線申込者電話番号のうちいずれか1つ以上)

第5章

コロケーション

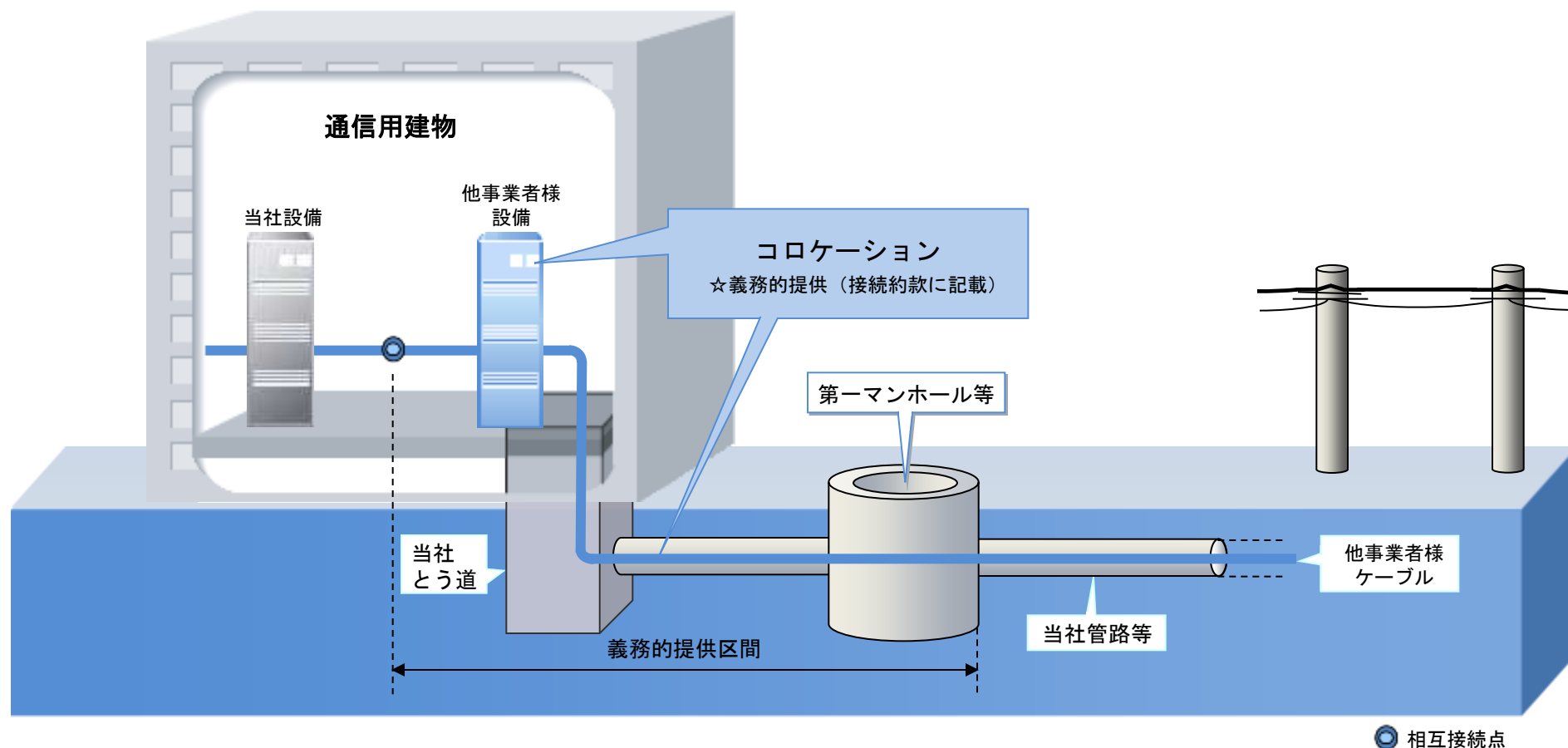
I コロケーションについて

コロケーションとは、当社ネットワークとの相互接続において、他事業者様の接続に必要な装置等※1を通信用建物等※2に設置することであり、当社では、他事業者様の接続に必要な装置等を通信用建物等に設置する場所等の提供条件等を公表し、他事業者様のご要望に対応させていただいております。

※1 接続に必要な接続申込事業者様の伝送装置又はケーブルその他の装置等

（技術的、経済的等による代替性の観点から通信用建物等に設置することが必要であると合理的に判断される電気通信設備）

※2 通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路、とう道

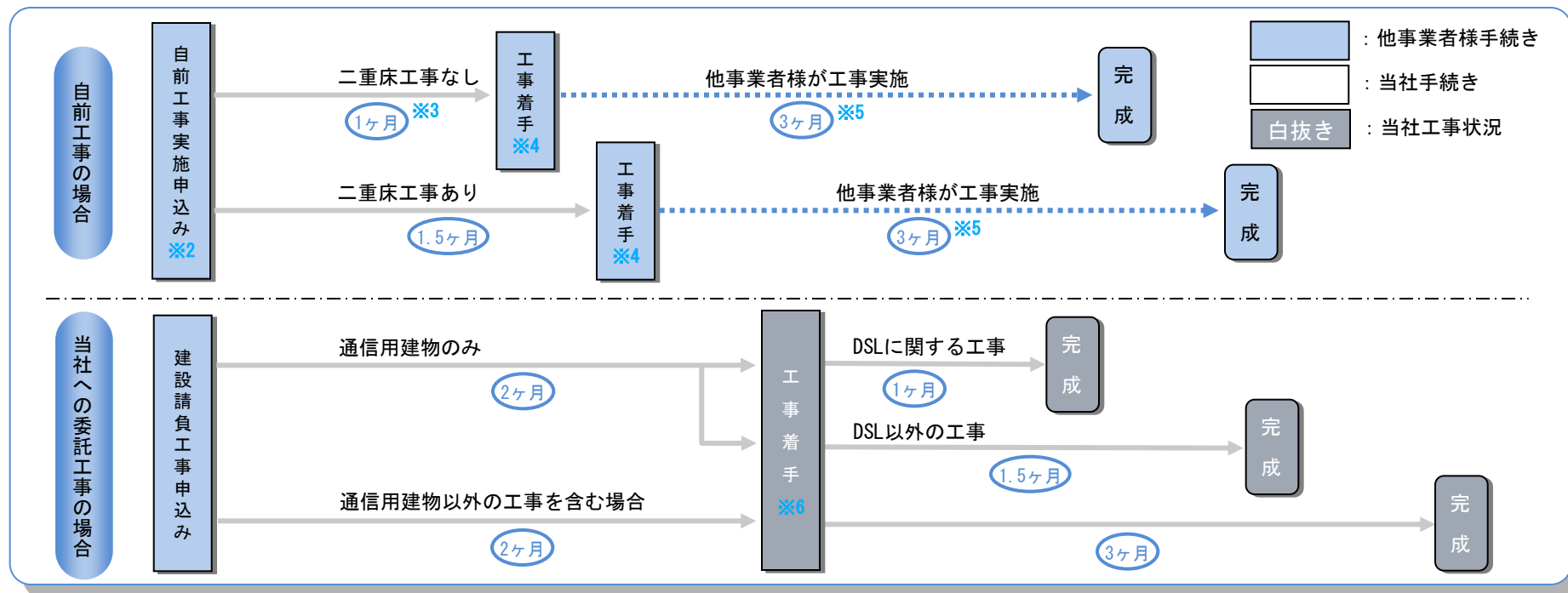


Ⅱ コロケーションの標準的期間（「第1部 相互接続共通手続き」P. 34再掲）

当社は、相互接続点における他事業者様の接続に必要な装置等の設置工事については、以下の期間内※1に準備を整えることとします。



接続約款第10条の3、第10条の4、第95条、第95条の4



※1 接続にあたって、その接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、建設請負契約の工事規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるときなどの場合はこの期間を超えることがあります。

他事業者様が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可等にかかる期間（申込みから処分までの期間）、天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間は除きます。

※2 自前工事実施申込書に記載された工事着手予定日から工事完了予定日または電力設備利用開始希望日までの間が、3ヶ月を超える場合には、その理由を自前工事実施申込書に記載して当社に提出していただきます。

※3 接続に必要な装置等またはそれに付帯する接続申込事業者様の設備を、接続申込事業者様が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合で、接続申込事業者様が利用可能な電力設備、空調設備、二重床その他接続に必要な装置等の設置に付随して利用する周辺設備の改修が必要でないときは、2週間以内となります。

※4 工事期間中はスペース相当の対価（保管料）をお支払いいただきます。また、他事業者様から工事申込み時に予め指定いただいた電力設備利用開始希望日又は当社の電力設備の準備が整う日のいずれか遅い日からコロケーション費用をご負担いただきます。なお、新たな電力設備利用を開始しない場合は、他事業者様が自前工事実施申込書に記載した工事完了予定日又は自前工事が完了する日のいずれか早い日からコロケーション費用をご負担いただきます。

※5 工事期間が3ヶ月を超えた場合は、相互接続点調査回答及び設置申込みの承諾は効力を失い、当社は空き場所等の保留を解除し、相互接続点の設置の申込みを撤回したものとみなします。なお、他事業者様が、当社に対し、工事期間が8ヶ月を超える見込みである旨を、理由を付した書面により申し出た場合には、その理由について他事業者様の責めに帰すべき事由等の特別な事情があるときを除いて、当社は、その期間について、6ヶ月までの範囲で延長することを認めます。（6ヶ月を超えて延長する場合も同様の取り扱いとします。）

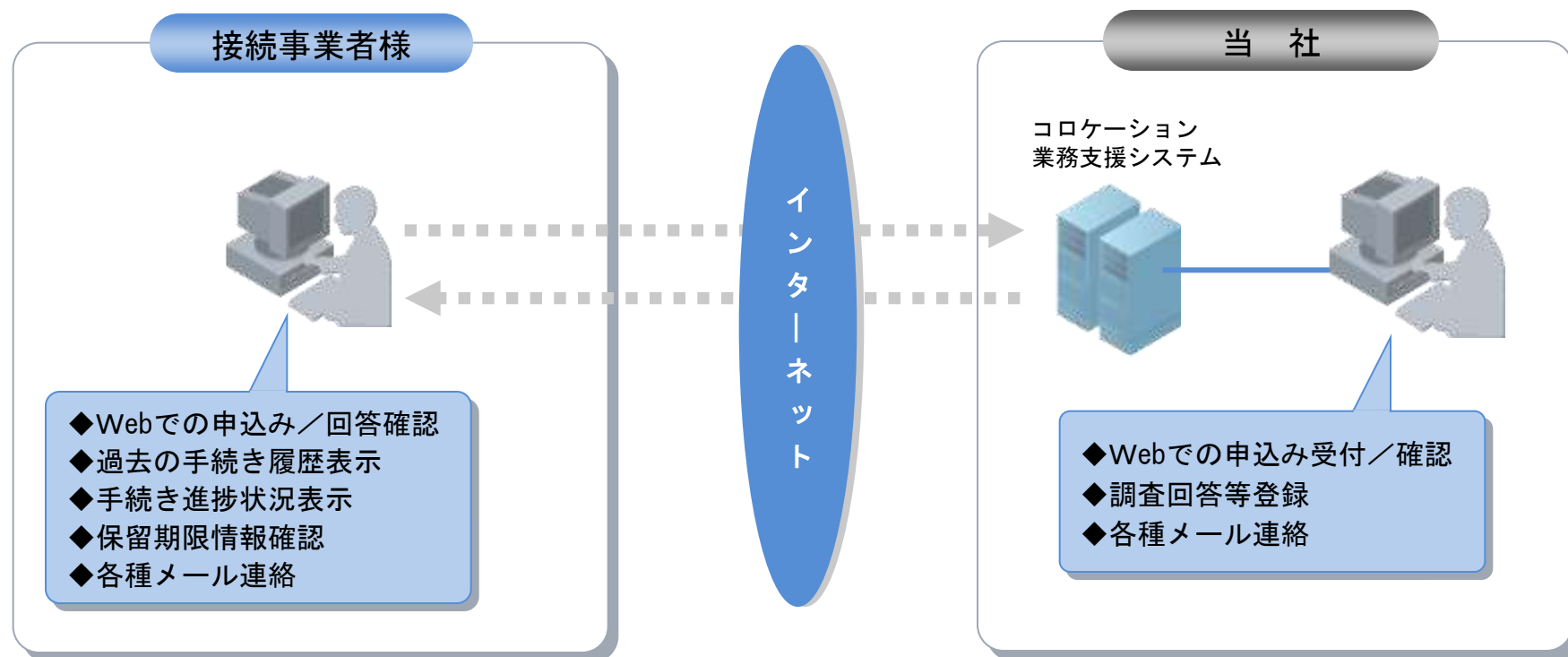
※6 工事完了予定日または電力設備の整う日のいずれか遅い日からコロケーション費用をご負担いただきます。

Ⅲ-1 コロケーション申込み受付について

接続事業者様からのコロケーションに関連する、以下の申込み等に係る情報流通は、オンラインのオペレーションサポートシステムで実現しています。

ご利用にあたっては、「『コロケーション業務支援システム』の利用に係る覚書」を締結していただきます。

- 相互接続点調査及び設置申込み／相互接続点調査回答
- 自前工事等申込み、並びに関連諸手続き



Ⅲ-2 コロケーションに関する各種申込書記入例 ①

様式第1 (第10条の2第1項関係)

記入要領

事前照会申込書

西日本電信電話株式会社
設備本部 相互接続推進部
○ ○ ○ ○ 殿

第 号
年 月 日

所属 (法人名等)
氏名 ○ ○ ○ ○ (代表者名)

貴社接続約款第10条の2 (事前照会) 第1項の規定により、相互接続点を設置等しようとする場所又は光回線設備の利用区間について事前照会を申込みます。

記

1. 提供を希望する情報

相互接続点設置予定場所 又は光回線設備の利用区間	提供を希望する情報
○ ○ ビル (○ ○ 県) 又は ○ ○ ビル ~ ○ ○ ビル 事前照会の対象とするNTT西日本ビル名又は光ファイバ設備の指定区間を記入してください。	例) 用 途 : MDF接続 (DSLサービス) 提供希望内容 ①MDFの利用可能な空き端子数 ②コロケーション可能な場所の量 (架) ③コロケーション可能な場所の位置 (フロア)

1. 用途により回答内容が異なることから、相互接続点を設置予定の際の用途を記入して下さい。
用途:MDF接続、IP接続 (IPルーティング網接続を含む)、アクセス伝送路 (GC・IGS)、光ファイバ設備との接続、その他 (具体的用途を記入)

2. 事前照会の提供希望内容について、以下の項目を選択の上、記入してください。

①MDFの利用可能な空き端子数、②MDFの設置場所の位置 (フロア)、③コロケーション可能な場所の量 (架)、④コロケーション可能な場所の位置 (フロア)、⑤電力設備の利用可能な容量 (DC・48V・AC100V (UPS))、⑥空気調整設備の利用可能な容量 (kcal/h)、⑦二重床の有無、⑧義務的区間における管路・とう道の利用可能な空きの有無、⑨光ファイバ設備の全芯線数及び未利用芯線数、⑩光主配線盤の位置 (フロア)

2. 調査費用

情報提供のための調査に要した費用は、別途契約書を締結の上、支払うこととします。

3. その他

提供された情報については、接続約款第47条 (守秘義務) に準じた取扱いとすることとします。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください

様式第6 (第10条の5第2項及び第34条の5第2項関係)

記入要領

通信用建物等立入申込書

西日本電信電話株式会社
○ ○ ○ ○ 殿

第 号
年 月 日

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

所属 (法人名等)
氏名

貴社接続約款第10条の5 (接続申込者等の接続に必要な装置等の設置場所への立入り) 第2項 / 貴社接続約款第34条の5 (光回線設備の非現用芯線がない場合の立入り) 第2項の規定により、貴社の通信用建物等に立ち入りしたいので、申込みます。

記

当社からの当該POI調査回答の日付、文書番号を明記してください。

1. 申込み内容

入館目的	令和7年1月10日付けのPOI調査回答 (○ ○ 第○ ○ 号) に伴うPOI設置に関する内容確認のため
入管ビル名	大阪支店 大阪北ビル
入館者名	所属 ○ ○ 通信建設株式会社 氏名 ○ ○ ○ ○、○ ○ ○ ○
入館日時	開始予定時刻 2025年1月10日 8時30分 終了予定時刻 2025年1月15日 17時00分
責任者	所属 ● ● 株式会社 氏名 ○ ○ ○ ○ 連絡先 電話番号 ****-****-**** FAX 番号 ****-****-****
備考	

入館される方全ての名前を記入してください。(ただし、立入人数はその目的に必要な範囲内に限らせて頂きます。)

POI調査回答の内容確認に係わる立入期間と開始及び終了予定時刻を記入してください。

立入について対応される他事業者様の窓口となられる方を記入してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください

Ⅲ-2 コロケーションに関する各種申込書記入例 ②

様式第25 (第95条第3項関係)

記入要領

自前工事実施申込書

西日本電信電話株式会社

殿

第 号
年 月 日
印

所属 (法人名等) ●●株式会社
氏名 (代表者名)

貴社接続約款第95条 (接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約) 第3項の規定により、自前工事を実施したいので申込みます。

記

1. 申込内容

区分	内容	
1. 工事概要	相互接続点設置 申込書の文書番号等 ●●第●●●号 令和7年5月21日	
	ビル名 大阪支店 大阪北ビル	
	工事内容 大阪北ビルへの相互接続用電気通信設備の設置 ・ADSL装置1架新設、通信ケーブル新設	
2. 具体的な工事の内容	依頼業務内容 電気通信設備に関する自前工事の実施に伴う工事対応について (実施設計、立会い、施工結果確認、竣工処理 等)	
	予定工期	工事着手予定日 ●●年●●月●●日 電力設備利用開始希望日 ●●年●●月●●日 工事完了予定日 ●●年●●月●●日
	施工会社名 (予定)	会社名・所属等 ●●●●通信建設株式会社 実施責任者 ○○○○ 連絡番号 tel:***-***-*** fax:***-***-***
	利用内容 (装置諸元等)	他事業者様が設置申込みされたリソース量と本工事申込量との差分を、継続保留されるか解除されるかをご記入ください。
	その他	他事業者様が、P01調査回答後6ヶ月以内に工事予定がある場合に記入してください。継続保留されながらP01調査回答後6ヶ月以内に工事予定がない場合は、P01調査回答後6ヶ月が経過した時点で保留を解除し、違約金をお支払いいただきます。
	申込者 連絡先	会社名・所属等 ●●●●株式会社 申込者 ○○○○ 連絡番号 ●●●●-●●●●-●●●●
	保守契約形態	預かり保守契約/自前保守
	添付書類	自前工事概要図、配線系統図、個別キャビネット図、機器

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注2 電力設備利用開始希望日は、新たな電力設備利用を開始する場合に記載すること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

様式第26 (第95条の2第2項関係)

記入要領

工事 (保守) 立会申込書

西日本電信電話株式会社

〇〇〇〇 殿

第 号
年 月 日

所属 (法人名等)
氏名

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

貴社接続約款第95条の2 (接続申込者等による立会のための立入り) 第2項の規定により、貴社の通信用建物等における工事 (保守) に立ち会いたいの、申込みます。

記

1. 申込み内容

入館目的	貴社への委託工事 (例: ADSL装置新設工事) に係わる立会のため
入管ビル名	大阪支店 大阪北ビル
入館者名	所属 〇〇〇株式会社 氏名 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇
入館日時	開始予定時刻 2025年1月10日 8時30分 終了予定時刻 2025年1月15日 17時00分
責任者	所属 ●●株式会社 氏名 〇〇 〇〇 連絡先 電話番号 ***-***-*** FAX番号 ***-***-***
備考	

自前工事の場合は、他事業者様の自前工事名を記入してください。
自前保守の場合は、保守内容がわかるよう記入してください。例: 「ADSL装置 定期保守」

立会のために入館される方全ての名前を記入してください。

工事 (保守) に係わる立会予定期間及び予定時刻を記入してください。

立会について対応される他事業者様の窓口となられる方を記入してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

Ⅲ-2 コロケーションに関する各種申込書記入例 ③

様式第28 (第95条の3第2項関係)

記入要領

通信用建物等立入申込書

西日本電信電話株式会社

〇 〇 〇 〇

殿

第 号
年 月 日

当該ビルの所在エリアを担当する相互接続推進室長名を記入してください。

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第2項の規定により、接続に必要な装置等の設置工事（保守）のため、貴社の通信用建物等に立ち入りたいので、申込みます。

記

自前工事の場合は、他事業者様の自前工事名を記入してください。
自前保守の場合は、保守内容がわかるよう記入してください。例：「ADSL装置 定期保守」

1. 申込み内容

入館目的	自前工事（ADSL装置新設工事）に係わる作業のため		
入管ビル名	大阪支店 大阪北ビル		
入館者名	所属 氏名	〇〇通信建設株式会社 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇	入館される方全ての 名前を記入してくだ さい。
入館日時	開始予定時刻 2025年1月10日 8時30分 終了予定時刻 2025年1月15日 17時00分	工事（保守）に係わる 期間と作業開始予定時 刻及び終了予定時刻を 記入してください。	
責 任 者	所属 氏名 連絡先 電話番号 FAX番号	●●株式会社 〇〇 〇〇 ***-***-*** ***-***-***	工事の場合は他事業者様 の工事責任者、保守の場 合は保守に関する責任者 を記入してください。
備 考			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

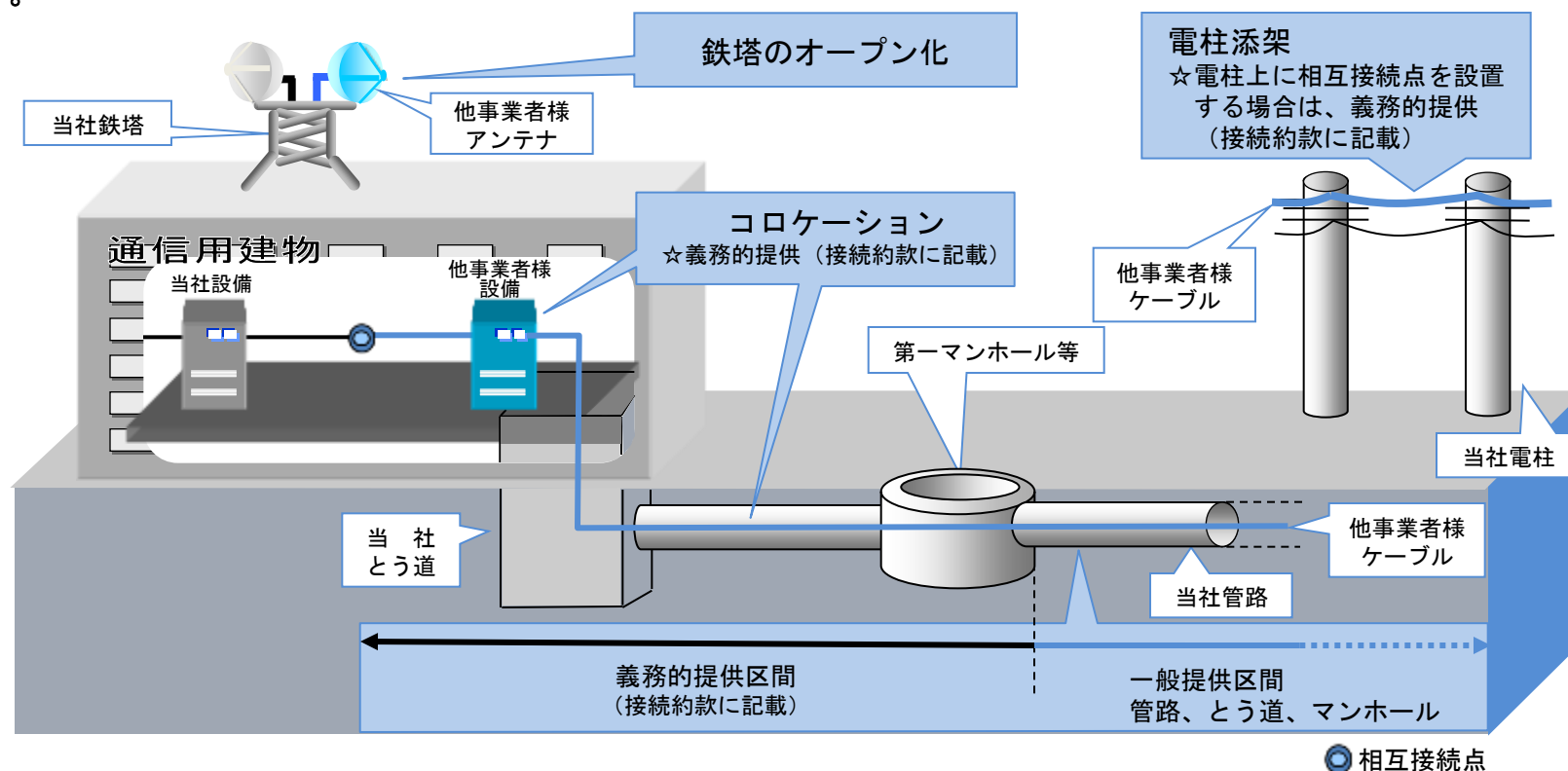
接続約款及び相互接続ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

第6章

管路・電柱等

I 当社電気通信設備の賃貸について

当社では、他事業者様からのご要望に応じて、接続約款に記載し、義務的に提供している設備以外についても空きがある場合にはご利用いただいております。このうち一般提供区間の電柱、管路等につきましては、ご利用手順及び提供条件等を公表※しています。



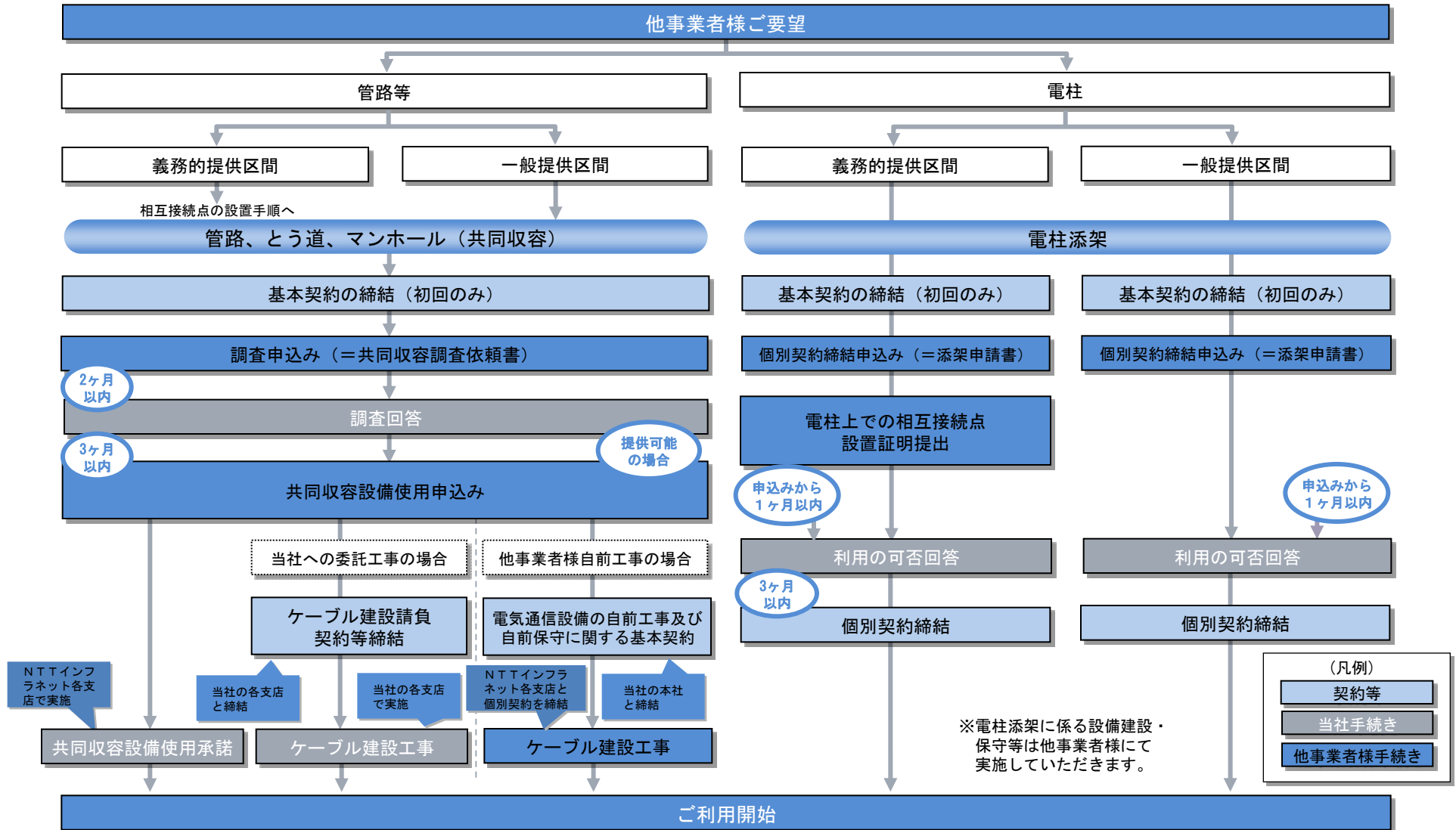
当社では、当社が所有する電柱・管路等の利用について、従来から相互接続に必要不可欠な区間（以下「義務的区間」）の提供条件を接続約款に定めるとともに、「義務的区間」以外の区間（以下「一般区間」）についても、NTT再編成前の平成11年3月26日に公表した「管路等の利用申込み及び契約条件等について」に基づき、使用予定がない場合には公平かつ内外無差別に電柱・管路等を提供してきました。

平成13年4月に、総務省の「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下ガイドライン）が施行されたことに伴い、従来から公表してきた内容について一層の充実を図り、新たにガイドラインに準拠した標準実施要領を同年4月に公表いたしました。その後も更にご利用いただきやすい提供条件について検討し、標準実施要領の改訂を行っております。

※「電柱・管路・铁塔等の利用申込み及び契約条件等について」（標準実施要領）の最新版はホームページをご覧ください。<http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/kanro/index.html>

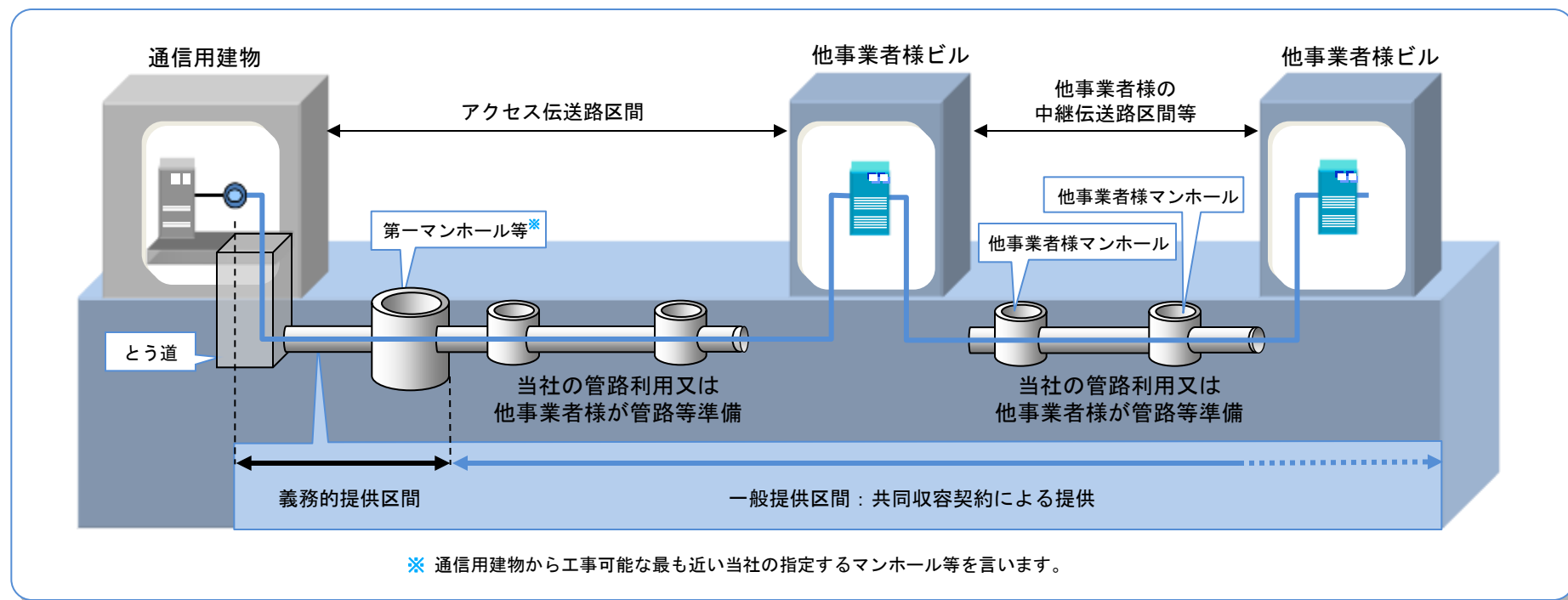
Ⅱ 当社の管路、電柱等のご利用手順

一般提供区間の管路等及び電柱、義務的提供区間の電柱のご利用手順は次のとおりとなっております。



Ⅲ－１ 当社管路等のご利用について①

当社では、管路等のご利用について、相互接続に必要不可欠な「義務的提供区間」をはじめ、それ以外の「一般提供区間」についても、使用予定がない場合はご利用いただいております。



解 説

共同収容対象設備

1. 地下管路
2. 地下管路と接続されたマンホール等
3. とう道（法による共同溝等を含む）なお、企業者間共同溝は、関係する企業全ての同意がある場合のみ、共同収容対象設備とさせていただきます。

共同収容対象事業者

◇認定電気通信事業者様

なお、認定電気通信事業者様以外で道路法第35条により、道路占用が許可される他事業者様等は、別途当社各支店にご相談ください。

Ⅲ－１ 当社管路等のご利用について ②

共同収容による提供

当社は各関係法令に基づき、共同収容を行っております。
ご利用の条件を満足した場合は、契約締結後当社の設備をご利用いただけます。

他事業者様による敷設工事

他事業者様のケーブル敷設工事につきましては、当社で工事を実施する委託工事
と、他事業者様が自ら実施する自前工事の何れかをお選びいただくことが可能です。

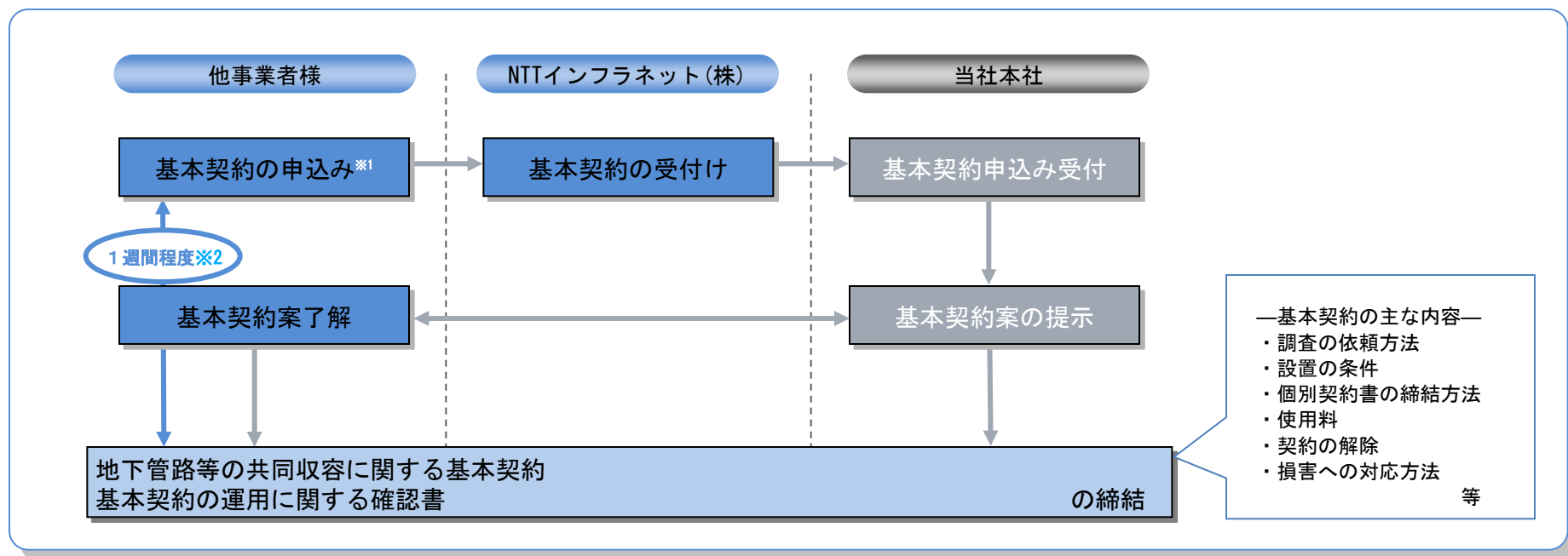
Ⅲ－２ 当社管路等のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社はご利用のお申込みを承諾いたします。

- 希望する管路等に現に空きがない場合
- 希望する管路等を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合
- 希望する管路等に改修又は移転計画がある場合
- 当社の技術基準に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
- 過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- 関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- 当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
- その他当社の公益事業に支障のある場合

Ⅲ－３－① 当社管路等のご利用に関する基本契約の締結（共同収容）

共同収容設備使用申込み時の協議期間を短縮するために、初回お申込みの際に「地下管路等の共同収容に関する基本契約」を当社の本社と締結していただきます。



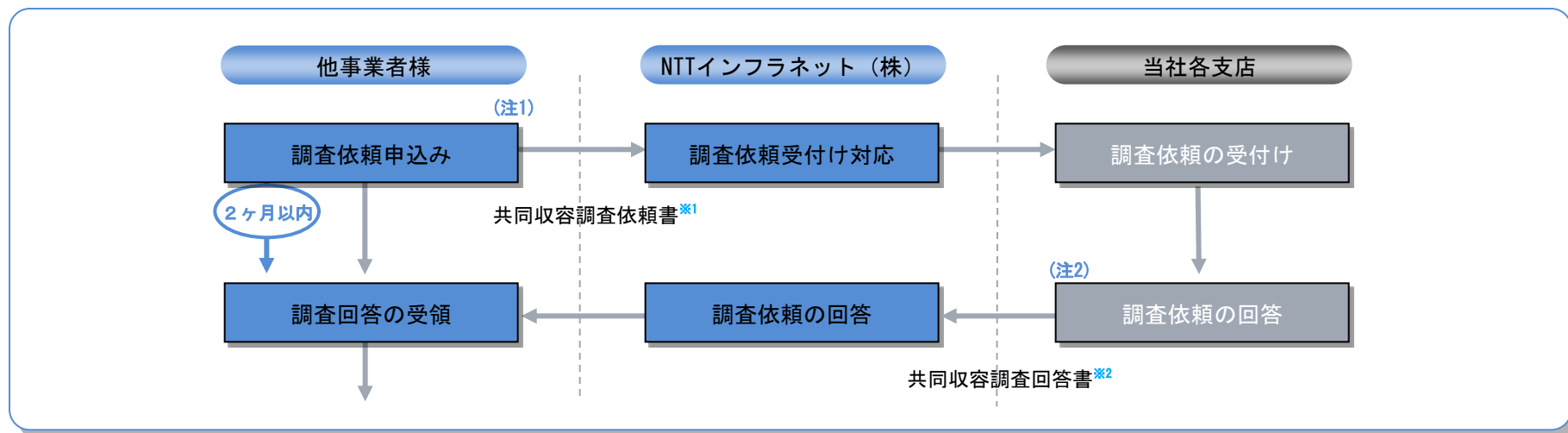
解 説

- ※1 基本契約申込みで準備していただきたい資料
- ・ 他事業者様の会社概要（会社規模の判る物）
 - ・ 基本契約の締結者名（会社代表者等）
 - ・ 設置を予定されているケーブルの仕様が判る物（外径・心線数含む）
 - ・ ご希望の管路等区間の判る物（住宅地図等に明示願います）
 - ・ 連絡窓口（連絡者名、連絡先、アドレス等）
- 上記の物を準備し、お申込み願います。

- ※2 基本契約案に変更がない場合

Ⅲ－３－② 当社管路等のご利用に関する調査申込み及び回答（共同収容）

個別のご利用に関するお申込みは、調査依頼書により開始し、当社は受付後2ヶ月以内に利用の可否等について回答いたします。



解 説

※1 共同収容調査依頼書

- ① ご希望の管路等区間（地図での明示も併せてお願いします）
 - ② 設置を予定されている他事業者様設備の概要（ケーブル外径・心線数等）
 - ③ ご希望の利用開始時期と期間
 - ④ ハーフダクト方式の希望の有無
 - ⑤ その他調査の際に考慮が必要な事項
- * 調査依頼書の記載にあたっては予め当社窓口のNTTインフラネット（株）へご相談ください。

※2 共同収容調査回答書

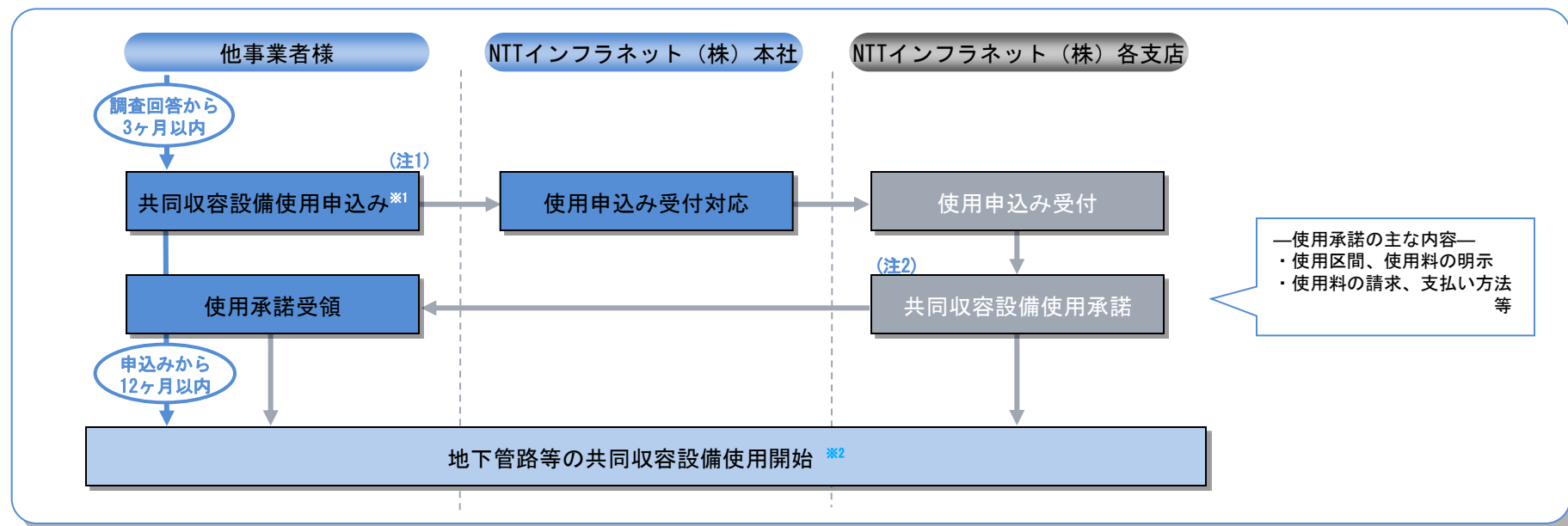
- ご希望の管路等の利用が可能か否かを回答します。利用可能の場合には、ルートや概算費用等を提示いたします。
- * 調査の結果、利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
 - * ご利用の如何にかかわらず、調査にかかわる費用を別途いただきます。
 - * 調査は机上にて実施し、回答させていただきます。

(注1) 別添1 地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）

(注2) 別添2 地下管路等の共同収容調査実施結果について（回答）

Ⅲ－３－③ 当社管路等のご利用に関する申込み（共同収容）

提供可能の管路等を実際に利用される場合には、調査回答から3ヶ月以内に「地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）」を行っていただき、当社から使用申込みを承諾します。12ヶ月以内に使用を開始していただきます。



解 説

※1 共同収容設備使用申込み

- ①調査回答から3ヶ月以内にお申込みされない場合は、ご使用の意思がないものとして当該回答は失効します。
 - ②共同収容設備使用申込み後、他事業者様の都合により、12ヶ月を過ぎても使用開始されなかった場合は、12ヶ月分相当の使用料を違約金としてお支払いいただきます。またお申込みは失効します。
- 12ヶ月経過前に他事業者様の都合により使用開始できない事由が生じた場合は、経過期間分の使用料相当額をお支払いいただきます。申込み撤回の場合も同様とします。
- * 調査回答から3ヶ月以降にご利用を希望される場合は、再度調査依頼から実施をお願いいたします。

※2 地下管路等の共同収容設備使用開始

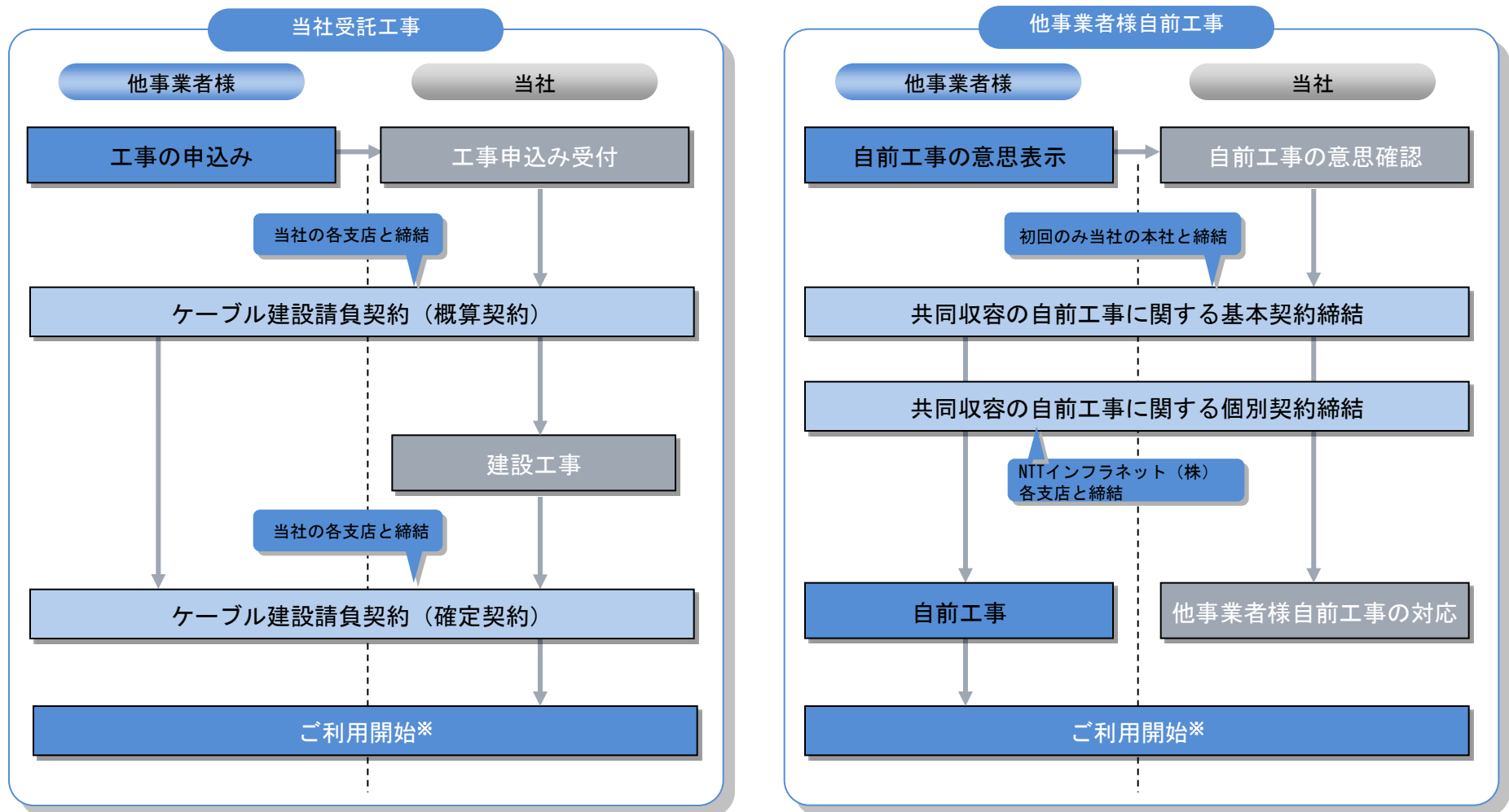
共同収容設備の使用開始日は、使用可能と回答した共同収容設備内に他事業者様の設備を設置する工事を実施するために、次の行為を行った日のいずれか早い日とします。

- ①甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設備を設置するための工事を施工するための準備を目的として立ち入る日
- ②甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設置設備の設置等に係る施工を目的として立ち入る日
- ③甲の共同収容設備内に甲が指定した者が設置設備の設置に必要な機器を搬入する日

(注1) 別添3 地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）

(注2) 別添4 地下管路等の共同収容設備使用について（承諾）

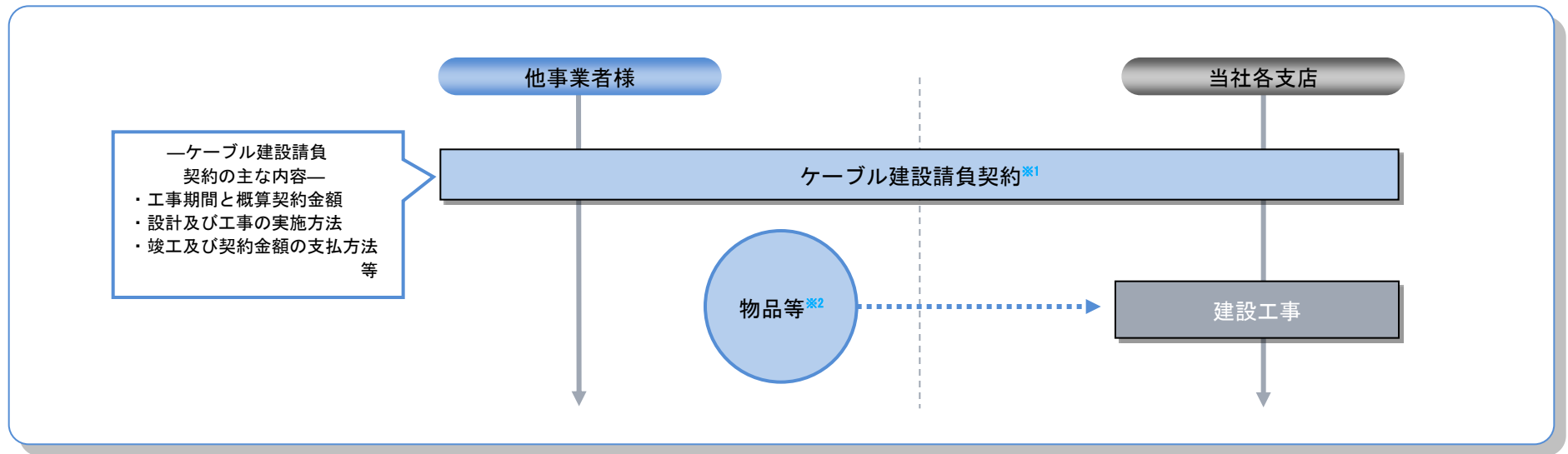
(参考) 当社管路等のご利用に関する工事実施のフロー



※ご利用開始に当たりましては保守契約が必要となります。保守契約には他事業者様が自ら行う形態及び当社に委託して行う形態があり、他事業者様にお選びいただきます。詳細については別途ご相談願います。

Ⅲ－３－④ 当社管路等のご利用に関するケーブル建設請負契約（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の設置及び保守に伴う契約を締結します。



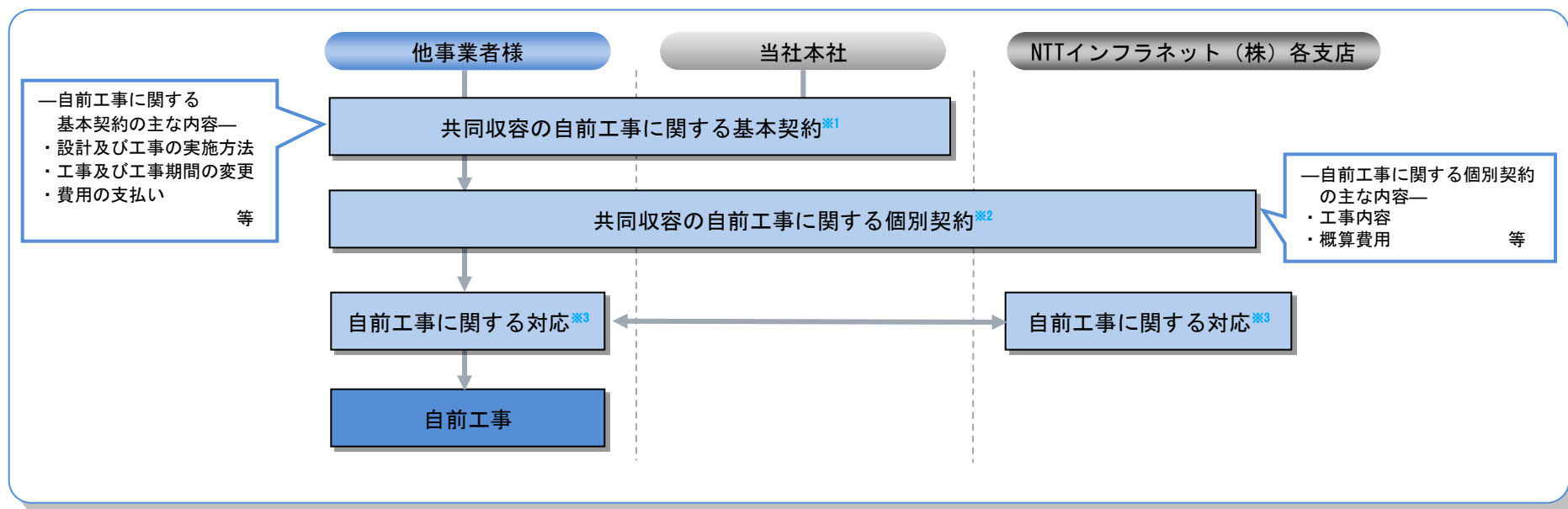
解 説

※1 当社各支店と締結していただきます。

※2 建設工事に先立ちまして、他事業者様より工事に必要な物品等をお渡し願います。

Ⅲ－３－⑤ 当社管路等の自前工事に関する契約等（共同収容）

共同収容設備使用申込み・承諾と並行し、他事業者様設備の自前工事に関する契約を締結します。



解 説

※1 初回のみ当社の本社と基本契約を締結します。

※2 工事個々にNTTインフラネット（株）各支店と個別契約を締結します。

※3 工事個々に自前工事の対応を、NTTインフラネット（株）各支店と行います。

(参考) 管路等に関する当社の技術基準 1 / 2

管路等に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

1. 収容ケーブル構造について

(1) 管 路

- ①標準内径75mmの区間は、ケーブル標準外径60mm以下とします。
- ②管路内径50mmの区間は、ケーブル標準外径35mm以下とします。

(2) 管路以外

難燃ケーブルを使用することとします。

2. ハーフダクト方式について

(1) ケーブルが収容されていない管路または既設ケーブルがインナーパイプに収容されている管路の場合

- ① ケーブル標準外径24mm以下のケーブルに対して適用します。
- ② 管路の場合は、標準内径75mmの管路の中に当社仕様の標準内径30mm以下のインナーパイプを敷設し、その中に①のケーブルを収容することとします。
- ③ 凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

(2) 既設ケーブルがインナーパイプに収容されていない管路の場合

① 既設ケーブルの所有者が当社の場合

- (ア) 当社の管路に空きが無く、且つ上記(1)による共同収容が可能な管路も無い区間であることとします。
- (イ) 当社の管路が標準内径75mmであって、その中に収容されている当社既存ケーブルが標準外径36mm以下であることとします。
- (ウ) 施工にあたり、当社仕様の標準内径30mm以下のインナーパイプを敷設張力980N以下で敷設し、その中に収容するケーブルは標準外径24mm以下とすることとします。また、当社による立会い又は当社が工事受託する等、当社の管理・監督のもとで実施することとします。
- (エ) 個別の管路の設備状態によっては、既存設備を傷つける等、既存設備の安全性を確保できない場合があるため、上記(ア)～(ウ)の条件を満たしていても、共同収容が困難な場合があります。
- (オ) 凍結防止対策実施区間、橋梁添架区間あるいは個々の設備状況により多条収容が不可能な区間については、適用対象外とします。

② 既設ケーブルの所有者が他事業者様の場合

既設ケーブルを所有する他事業者様が定める条件に従って共同収容を実施することとします。

3. ケーブル接続部（クロージャ等）の構造について

- (1) マンホール等の内部作業スペースを侵さない構造とします。
- (2) クロージャ等のサイズは概ね外径25cm以下、長さ70cm以下とします。
マンホール種別、既収容ケーブル状況等により、個々の設備において制限値が異なるため、上記条件の適用が不可能な場合は個別に協議させていただきます。

4. その他

管路の設置環境等により、ケーブル移動防止措置、凍結障害防止措置、誘導対策措置等が必要な区間については、個別に協議させていただきます。

また、上記1～3項の詳細及びケーブル測定器の接続性、その他の条件・基準について、個別に協議させていただきます。

Ⅲ－４ 当社管路等のご利用に関する事務取扱い窓口のご案内

管路等の取扱い窓口については、利便性・公正性の確保及び業務集約の観点から、グループ会社として設立した「NTTインフラネット」といたします。

区 分	当社窓口	所在地・電話番号等
受 付	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 (ルートデザイン室)	〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-8-1 ネクストサイト東日本橋ビル 3F TEL03-6381-6451
基本契約締結等	西日本電信電話株式会社 (設備本部 相互接続推進部 接続マネジメント部門)	〒534-0024 大阪市都島区東野田町4-15-82 TEL06-6490-1246
調査・自前工事対応等	エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社	事業部
建設請負・保守対応等	西日本電信電話株式会社	事業本部

●当社管路等のご利用に関するリンク

NTT西日本

<http://www.ntt-west.co.jp/open/99guidebook/index2.html>

(別添 1、2)

別添 1

○○○第0000号
 ○○年○月○日

西日本電信電話株式会社
 ○○支店長
 ○○○○ 殿

〒000-0000
 ○○○○○○00-0-00
 ○○○○株式会社
 ○○○○長
 ○○ ○○

地下管路等の共同収容調査実施について（依頼）

下記のとおり地下管路等の共同収容調査を依頼いたします。

記

1. 調査内容

調査区間	○○ ～ ○○（住所・地名等） ※詳細は別紙図面のとおり
ケーブル規格	心線数：○○心 外径：○○mm
共同収容開始希望時期	平成○年○月○旬 ～
ハーフダクト方式について	本調査については下記の□している項目についてのみ調査を希望いたします。 ☐ 希望しません。 ☐ 通常のハーフダクトを希望します。 ☐ 通常のハーフダクト方式が不可能な場合、以下の形態もあわせて希望します。 ⇒ ☐ (1) イナバ「イ」に収容されていないNTTケーブルとの収容を希望します。 ☐ (2) イナバ「イ」に収容されていない事業者様（NTTを除く）とのケーブルとの収容を希望します。
留意事項	①当社希望のルートが共同収容不可の場合は、近接するルートの検討をお願いします。 ②調査始点および終点において、当社管路（Φ75mm、1条）との接続を希望いたしますので、その可否についても併せてご検討願います。

2. 調査費用
調査に要した費用は、別途回答書の通知に基づき支払うこととします。

3. 本件お問い合わせ先
 ○○○株式会社
 ○○支店○○部○○担当 ○○ ○○
 TEL :
 FAX :

別添 2

○○○第0000号
 ○○年○月○日

○○○○株式会社
 ○○（役職）
 ○○ ○○ 殿

西日本電信電話株式会社
 ○○支店
 （代理人）
 エヌ・ティ・ティ・インフラ株式会社
 ○○支店長
 ○○ ○○

地下管路等の共同収容調査実施結果について（回答）

「地下管路等の共同収容調査実施について」（○○第 00-0000号 ○○年○月○日）に基づき調査いたしました結果について、下記のとおりご回答いたします。

記

1. 調査結果

調査区間	○○ ～ ○○（住所・地名等）
該当支店・ビル	○○支店 ○○ビル
共同収容可能設備	距離○○m（とう道○○m、管路○○m、マノール○○個）
共同収容使用料	00,000（円/月）
添付資料	調査結果報告書 一式
その他	（例） ①本調査は机上を中心に実施したものであることから、今後更に詳細な調査が必要であるとともに、結果によっては、使用いただけない場合もあります。 ②貴社が本回答書を受領した日より3ヶ月以内に使用申込みがない場合は、共同収容設備の使用意思のないものとして、回答結果は無効とする。

2. 調査費用
 00,000円（別途消費税 00,000円）[調査時間：00時間]
 別途請求書を発行させていただきますので、請求書発行日から45日以内に上記金額をお支払いください。

3. 本件お問合せ先
 NTTインフラ株式会社
 ○○支店 ○○部 ○○担当 ○○ ○○
 TEL : 0000-0000
 FAX : 0000-0000

(別添 3、4)

別添 3

○○○第0000号
 ○○年○○月○○日

西日本電信電話株式会社
 ○○支店長
 ○○○○ 殿

〒000-0000
 ○○○○
 ○○○○株式会社
 ○○○○長
 ○○ ○○

地下管路等の共同収容設備使用申込みについて（依頼）

当社地下管路等の共同収容調査依頼（○○ 第○○○○号 ○年○月○日）に対する貴社回答（○○ 第○○○○号 平成○年○月○日）に基づき標記について下記のとおり申込ます。

記

1. 申込内容

共同収容申込区間	○○線○○MH ~ ○○線○○MH ※詳細は別紙図面のとおり
当社管路取付けMH	○○線○○MH（φ75mm1条） ○○線○○MH（φ75mm1条）
ケーブル規格	心線数：○○心 外径：○○mm
共同収容開始希望時期	○○年○○月○○日～
その他	（例） ①共同収容に必要な設計等につきましては、貴社設計担当部門様と調整させていただきます。 ②当社土木工事にあたり、立会い等がございますので、よろしくお願いいたします。

2. 本件お問い合わせ先
 ○○○株式会社
 ○○支店○○部○○担当 ○○ ○○
 TEL： 0000-0000
 FAX： 0000-0000

別添 4

○○○第0000号
 ○○年○○月○○日

○○○○株式会社
 ○○（役職）
 ○○ ○○ 殿

西日本電信電話株式会社
 ○○支店
 （代理人）
 エヌ・ティ・ティ・インターネット株式会社
 ○○支店長
 ○○ ○○

地下管路等の共同収容設備使用について（承諾）

「地下管路等の共同収容に関する使用申込依頼」（○○第 00-0000号 ○○年○○月○○日）について、下記のとおり承諾いたします。

記

1. 承諾内容

共同収容区間（住所等）	○○線○○MH ~ ○○線○○MH （○○市○○町○○ 00-0-00 ~ ○○市○○町○○ 00-0-00）
設備数量	距離 ○○m（とう道 ○○m、管路 ○○m、マニホール ○○個）
共同収容期間	○○年○○月○○日～○○年○○月○○日
使用料	00,000（円/月）[消費税除く]
その他	（例） ①共同収容に必要な設計等につきましては、貴社設計担当部門様と調整させていただきます。 ②当社土木工事にあたり、立会い等がございますので、よろしくお願いいたします。

2. 本件お問い合わせ先
 NTインフラ株式会社
 ○○支店 ○○部 ○○担当 ○○ ○○
 TEL： 0000-0000
 FAX： 0000-0000

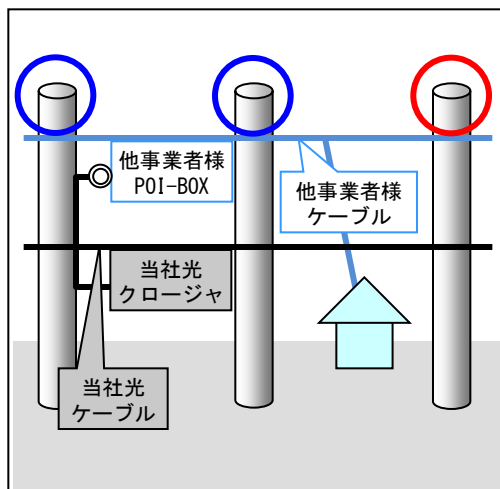
IV-1 電柱のご利用について

当社では、電柱上への線条及び装置の添架について、下図に示されている、相互接続に必要な「義務的提供」をはじめ、それ以外の「一般提供」についても、他事業者様に線条等を添架する電柱上のポイントを開放し、ご利用いただいております。

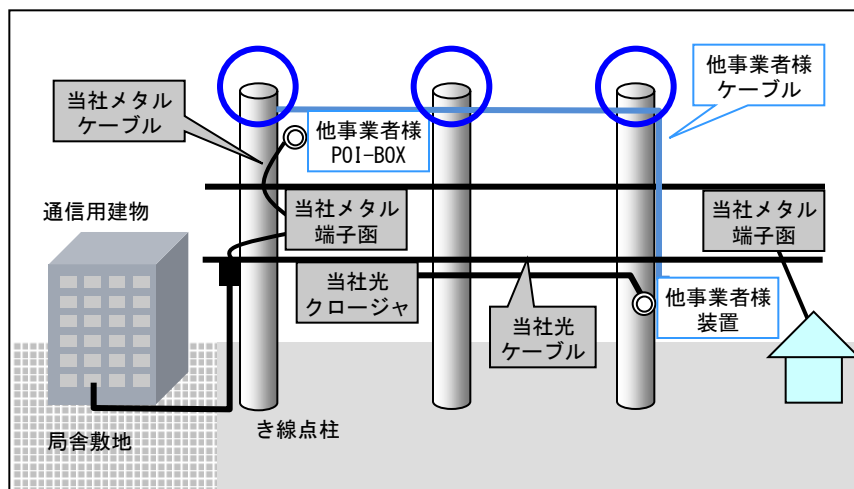
義務的提供となる電柱添架の例

【凡例】 ○ 義務的提供となる電柱添架ポイント ○ 一般提供となる電柱添架ポイント

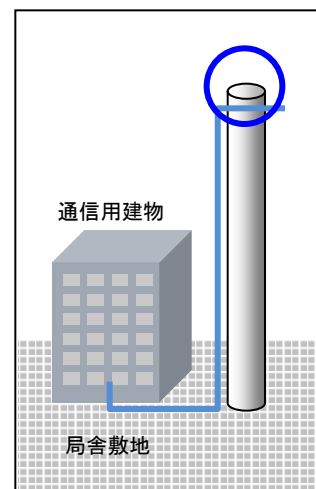
光引込線



F T T R



局舎敷地内電柱



解 説

義務的提供となる電柱添架の定義・範囲は以下のとおりです。以下の定義・範囲に該当しない場合は、一般提供として取り扱います。

【定義】

以下①②のいずれかの要件を満たす電柱添架については、義務的提供として取り扱います。

①電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置する。

②通信用建物等に相互接続点を設置する場合に通信用建物の敷地内の電柱に接続に必要な装置等を設置する。

(接続約款〔第10条の13〕)

【範囲】

接続事業者が当社の第一種指定電気通信設備と接続するために最低限使用する必要のある一又は複数の電柱※

※ F T T R であれば、V D S L 装置、P O I - B O X、及び両者を接続する電気通信回線設備を設置するために添架することが必要な電柱。 光引込線であれば、P O I - B O X を設置するために添架することが必要な電柱。 (H19.3.30情報通信審議会答申)

IV－2 電柱添架のご利用条件

次に掲げる条件に該当する場合を除き、当社はご利用のお申込みを承諾いたします。

- 希望する電柱に現に空きがない場合※1
- 希望する電柱を当社が5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合※1
- 希望する電柱に改修又は移転計画がある場合
- 添架を希望する区間に地中化の計画がある場合
- 当社の技術基準※2に適合しない場合又は当社の技術基準に明確な定めがない場合であって、他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合
- 過去に、費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- 関係法令の条件を満足しない場合や、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- 当社から知り得た情報についてセキュリティ（守秘義務、目的外使用の禁止）が守られない場合又はそのおそれがある場合
- その他当社の公益事業に支障のある場合

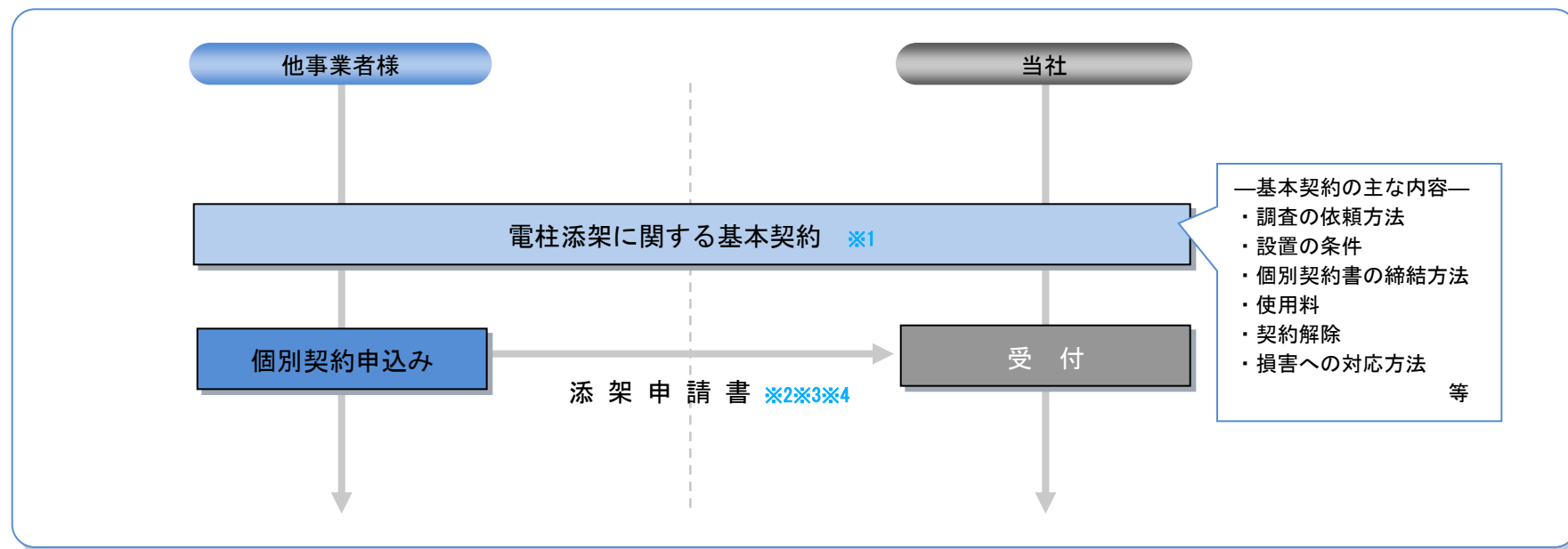
解 説

※1 「空きがない（なくなる）場合」とは、（i）添架スペース（他添架設備との離隔）を確保できない場合
（ii）添架申請ケーブル等により電柱強度の許容範囲を超える場合

※2 「（参考）電柱に関する当社の技術基準」（P. 80）をご参照ください。

Ⅳ－３－① 電柱添架の基本契約、個別契約申込み

個別区間協議の期間を短縮するために、初回お申込みの際に「電柱添架に関する基本契約 ※1」を締結します。個別のご利用に関するお申込みは、「添架申請書」により行っていただきます。



解 説

※1 「電柱添架に関する基本契約書」は、義務的提供と一般提供それぞれ締結させていただきます。

※2 ①必要事項は次のとおりです。

- ・ご希望の場所又は区間（地図での明示と電柱番号の記載も併せてお願いします）
- ・設置を予定されている他事業者様設備の概要（添架線外径等）
- ・ご希望の利用開始時期と期間
- ・その他調査の際に考慮が必要な事項

②本申請書の提出によって、個別契約申込みの意思表示とさせていただきます。

※3 添架申請は下記URLからインターネットでの申請も可能です。

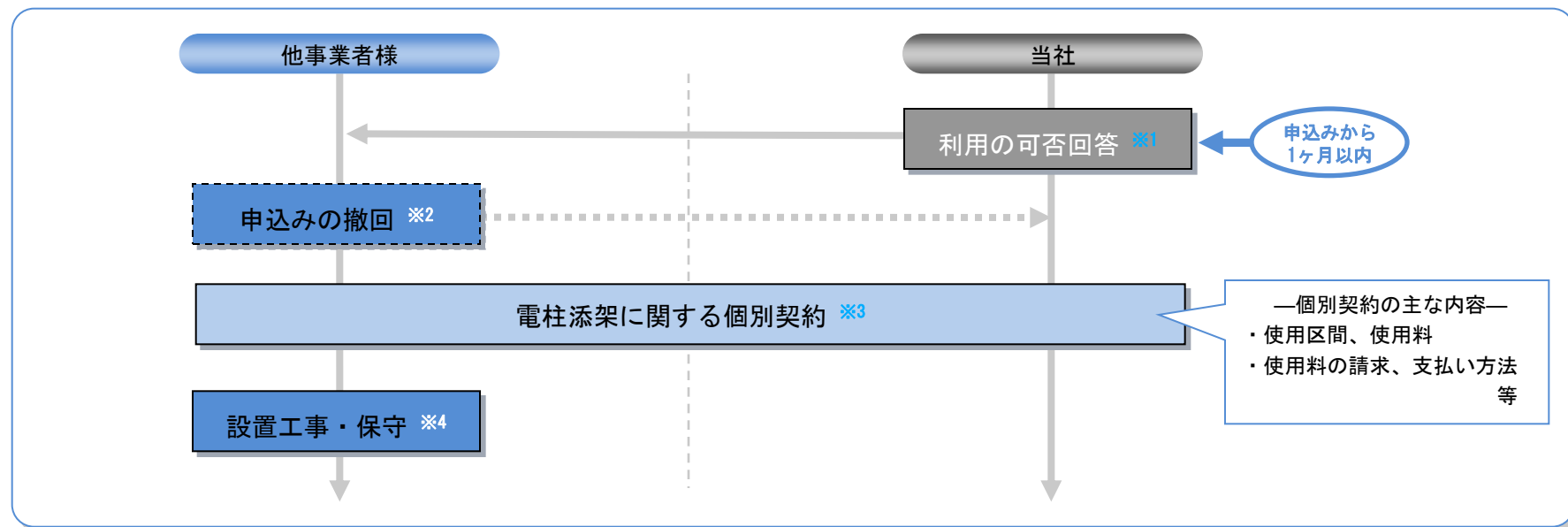
アクセスURL：<https://www.setsubi-info.ntt-w.net/webTenga/select/show>（～2025/7）

<https://tengaweb-pro-ap-vs01.infranet-iiipw.gvm-jp.groupis-ex.ntt/tengaweb/TNLOGIN>（2025/8～）

※4 義務的提供区間に係る電柱添架申請の場合のみ、当社の電柱に相互接続点を設置する場合にその電柱に接続に必要な装置等を設置することを証明するもの及び接続構成図を提示いただきます。

Ⅳ－３－② 電柱添架の利用の可否回答、及び個別契約締結

添架申請書の提出（個別契約の申込み）から1ヶ月以内に、当社はご希望の電柱がご利用可能かどうかの回答をいたします。また添架可否回答後、個別契約を締結させていただきます。



解 説

- ※1 電柱添架の申込みについては、電柱強度や線条間の離隔等について、申込みのあった全電柱を対象に一体的に確認が必要であると考えられることから、申込みのあった全電柱について、一括申込みがあったものとして取り扱わせていただきます。申請された複数の電柱のうち、一部電柱に添架否のものが含まれる場合には、他の全ての電柱について、一体として「添架否」と扱うこととします。また、インターネットにより添架申請いただいたものに対する回答は、電子メールによる回答となります。
- ※2 添架申請を撤回される場合、義務的提供の電柱添架については、当社からの利用の可否回答の前後に係らず違約金を適用させていただきます。提供不可であると回答した電柱については、違約金を適用いたしません。
- ※3 ご希望の電柱について利用の可否、及び費用等について回答します。利用可能の場合には、個別契約を締結します。ご利用条件（P.99）をご参照ください。
 - * 利用が困難であると判断する場合には、その具体的な理由も付して回答します。
 - * 電柱設置場所での現地調査を実施した場合は、現地調査にかかわる費用を別途いただきます。
 - * 回答は申請量に応じて1ヶ月を超過する場合があります。
 - * 個別契約はご利用区間毎に締結します。
 - * 義務的提供の電柱添架において、当社からの利用の可否回答後、3ヶ月以内に個別契約を締結いただけない場合は、添架申請を撤回されたものとみなします。
- ※4 ケーブルの設置工事、及び保守は他事業者様で実施していただきます。

(参考) 電柱に関する当社の技術基準

電柱に関する当社の技術基準は次のとおりとなっています。

1. 添架線条について

- (1) 線種は、ケーブル又は絶縁電線とします。
- (2) 線条の線路電圧電流は、100V以下かつ15A以下とします。
- (3) 添架線条の条数は、より多くの方に公平にご利用頂くという観点から、基本として1社1柱1条とします。

4. 添架荷重等について

認定電気通信事業者が添架する線条の風圧荷重等は、既存電柱設備の構造物強度（一束化設備を含む）を超えないことを基本とします。

2. 通信線との離隔について

当社通信線との添架線条（付属機器含む）の離隔は、30cm以上とします。

ただし、当社及び既存添架事業者の承諾を受けた場合、又は設置しようとする架空電線（付属機器含む）が、当社通信線及び既存添架事業者の設置した架空電線に係わる作業に支障を及ぼさず、かつ損傷を与えない場合はこの限りではありません。

以下の場合には該当しないこととします。

- (1) 既設架空電線との一束化する場合で、かつ付属機器の設置場所が異なる場合
- (2) 当社の承諾を得て突き出し金物で指定の位置に設置する場合

5. 不平衡荷重の防止について

認定電気通信事業者は、添架する線条において、既存電柱設備に対し不平衡荷重を発生させない措置を確実に実施する必要があります。

6. 付属機器の設置について

中継器、分配器等の付属機器を設置する場合は、当社設備及び既存添架事業者設備（当該設備における建設・保守工事、通信等を含む）に影響を及ぼさない範囲とし、電柱側面（支柱等含む）から1m以内の空間には設置しないこととします。

なお、形状・質量等については、個別に協議させていただきます。

7. お客様への引込線について

認定電気通信事業者が引込線等を設置する場合は、電柱側面から1m以上の離隔を確保した柱間から引込むこととします。

3. 架渉位置について

添架線条（付属機器を含む）の架渉位置は、基本的に当社通信線（引込線を含む）の上部とします。

なお、コンクリート柱の場合は、電柱頭部から15cm以内には添架しないこととします。

8. その他

上記1～7項の詳細及びその他の条件・基準については、個別に協議させていただきます。

IV-4 電柱添架に関する当社ご相談窓口 ①

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
大阪府	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 関西ユニット 設備管理担当(大阪)	〒570-0083 大阪府守口市京阪本通1-9-6 NTT大阪守口ビル TEL:06-6105-3384
京都府	全域		
奈良県	全域		
滋賀県	全域		
和歌山県	全域		
兵庫県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 関西ユニット 設備管理担当(兵庫)	〒673-0898 兵庫県明石市榊屋町8-27 TEL: 078-918-9104
愛知県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 東海ユニット 設備管理担当(名古屋)	〒451-0043 愛知県名古屋市中区新道2-13-17 NTT菊井ビル TEL:052-533-5955
静岡県	全域		
岐阜県	全域		
三重県	全域		

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
石川県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 北陸ユニット 設備管理担当	〒920-0912 石川県金沢市大手町15-40 NTT大手町ビル1棟5階 TEL: 076-282-9861
富山県	全域		
福井県	全域		
広島県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 中国ユニット 設備管理担当(広島)	〒731-0121 広島県広島市安佐南区中須1-3-17 TEL: 082-554-0088
鳥取県	全域		
島根県	全域		
岡山県	全域		
山口県	全域		

(2025年5月現在：窓口の所在地、連絡先等が変更になる場合があります。)

IV-4 電柱添架に関する当社ご相談窓口 ②

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
愛媛県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 四国ユニット 設備管理担当	〒790-0061 愛媛県松山市南江戸町1283-1 松山研修センタビル A棟 2F T E L : 089-909-6035
香川県	全域		
徳島県	全域		
高知県	全域		

管轄区域		担当部門	所在地・連絡先
福岡県	全域	(株)NTTフィールドテクノ サービスエンジニアリング部 フィールドオペレーション部門 設備貸借管理センタ 九州ユニット 設備管理担当(福岡)	〒815-0035 福岡県福岡市南区向野1-17-25 T E L : 092-408-4831
佐賀県	全域		
長崎県	全域		
熊本県	全域		
大分県	全域		
宮崎県	全域		
鹿児島県	全域		
沖縄県	全域		

義務的提供に関する電柱添架基本契約締結等窓口
西日本電信電話株式会社 設備本部 相互接続推進部 接続営業部門
T E L : 06-6490-1239

(2025年5月現在：窓口の所在地、連絡先等が変更になる場合があります。)

第7章

キャリアズレート

I-1 専用線キャリアズレート

専用サービスの端末回線線端接続の接続料金を「専用サービス契約約款の料金準用」から「事業者向け割引料金」（キャリアズレート：端末間伝送等機能料金）に見直し（H13.1.31認可）をし、「連絡調整業務なし」のメニューの追加（H14.8.1認可）を行っています。

キャリアズレート

〈端末間伝送等機能割引率〉

	連絡調整 業務あり	連絡調整 業務なし
高速デジタル 伝送サービス	8.6% 〈24.3%〉	21.6% 〈35.1%〉
一般専用サービス	3.5% 〈10.3%〉	9.5% 〈15.8%〉

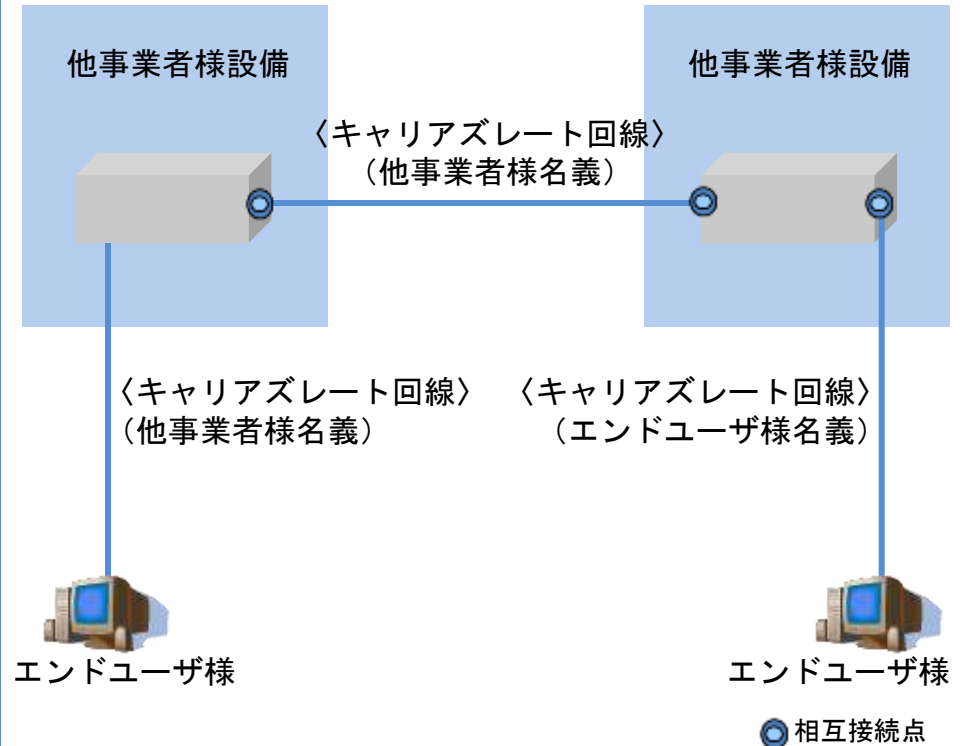
料金 = {専用サービス契約約款の料金額 ×
(1 - 端末間伝送等機能割引率)}

※上記料金に、専用サービス契約約款の規定に準じて長期継続利用及び高額利用割引を利用することができます。

※割引率の〈 〉内は、長期継続利用（一般専用サービスを除く）、高額利用割引を組合わせた最大割引率です。

（参考）概要図

ユーザ向け回線と同様な接続形態で、端末回線の先で、他事業者様と相互接続している形態



I-2 専用線キャリアズレートの主な提供条件

項目	主な提供条件
対 象 サ ー ビ ス	高速デジタル伝送サービス、一般専用サービス 〈IPルーティング網接続専用サービス、無線専用サービス、映像伝送サービス、一般専用サービスの放送利用、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもの（※）を除く〉 ※D-3（模写伝送）、E-1（AM放送）、G-2（模写伝送）、I-2（写真・模写伝送）48kHz、240kHz、100b/s、200b/s、300b/s、1200b/s、48kb/s、1.5Mb/s（シングルクラス）
申 込 み 形 態	『連絡調整業務』（次頁参照）の有無を他事業者様単位に選択（回線単位及びサービス単位での選択は不可）
回 線 形 態	県内エンドエンド回線（ユーザ向け回線と同様の形態）
回 線 名 義	・ エンドユーザビル～他事業者様ビル間回線：エンドユーザ名義又は電気通信事業者様名義 ・ 他事業者様ビル間回線・当社ビル～他事業者様ビル間回線：他事業者様名義
契 約 形 態	相互接続協定及び事業者向け専用サービス契約（電気通信事業者様名義でエンドユーザビル～他事業者様ビル間回線に係る契約）を締結後、回線単位に契約
利 用 形 態	エンドユーザに電気通信役務を提供している事業用回線 （注）他事業者様自身が利用する回線（いわゆる自家利用回線）は対象外
料 金 請 求 形 態	他事業者様へ料金請求（エンドユーザへは他事業者様が料金設定し、請求） （注）役務区間単位料金（ぶつ切り料金）は対象外
そ の 他	長期継続利用減額・高額利用割引 専用サービス契約約款に規定する条件を準用 （注）・高額利用割引は、ユーザ約款回線との合算不可 ・協定＋事業者向け専用サービス契約は合算可
	最低利用期間 専用サービス契約約款に規定する条件を準用
	臨時回線 専用サービス契約約款に規定する条件を準用
	譲渡・休止等 譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡は専用キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（ユーザ約款回線へ変更後の譲渡は可）
	遡及精算・タイムラグ精算 対象外

I-3 専用線キャリアズレートの連絡調整業務の内容

業務内容

- ①他事業者様からの回線申込書を対応する各地域の専用サービスセンタに振り分けて提出すること及び回線申込書に記入漏れ等があった場合に他事業者様に確認し、必要により修正すること
- ②他事業者様の開通希望日と当社の開通可能日が異なる場合に、受付部門や工事施工部門と日程調整を実施すること
- ③全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施すること

「連絡調整業務」あり・なしの違い

区 分	「あり」の場合	「なし」の場合
回 線 申 込 み	他事業者様が、当社営業担当者（アカウントマネージャ）経由で専用サービスセンタへ申込む。	他事業者様が専用サービスセンタへ直接申込む。 【申込先】各専用サービスセンタ
内 容 確 認	アカウントマネージャが回線申込書の内容に不備がないか確認し必要により修正する。	・申込後に、専用サービスセンタが回線申込書の内容に不備がないか確認し、万一不備があれば他事業者様へ連絡する。 ・他事業者様は回線申込書に不備がある場合は内容を修正し再度申込む。
開 通 日 希 望 日 と 開 通 可 能 日 が 異 なる 場 合	アカウントマネージャが受付部門や工事施工部門と日程調整を実施する。 (注) 専用サービスセンタにおいては他事業者様のご希望に沿えるよう努めます。	・他事業者様が開通可能日以降の開通希望日を専用サービスセンタへ連絡する。
故 障 対 応	アカウントマネージャが、全国の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を必要に応じて実施する。	専用サービスセンタが、管轄する回線の故障受付、故障状況途中経過報告、故障回復報告、故障原因説明等を実施する。

※キャリアズレートのご提供にあたっては、「連絡調整業務」の有無にかかわらず、当社アカウントマネージャ等のコンサルティング・訪問・提案・見積り等（回線申込書の代書及び工事立会いを含む）は実施しないこととさせていただきます。

I-4 専用線キャリアズレートの提供にあたって

ご提供先等

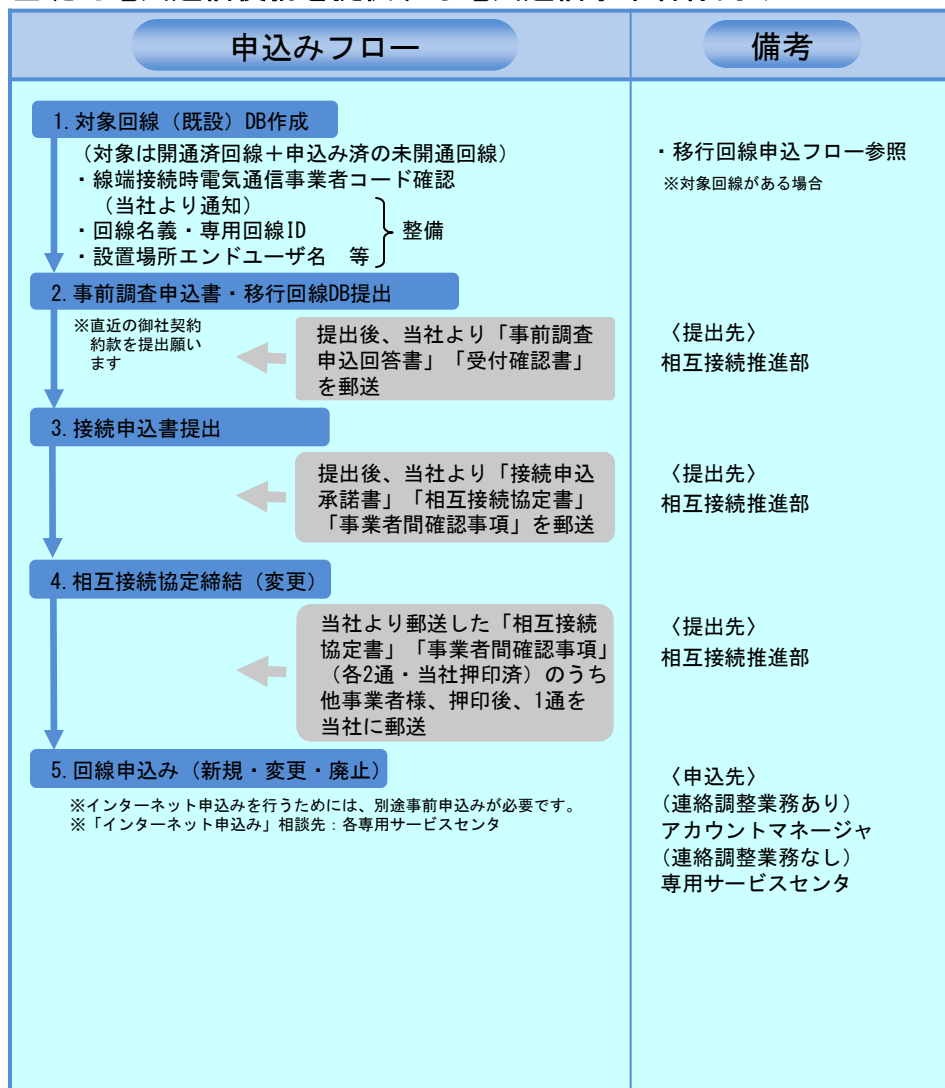
- 以下の条件に合致する電気通信事業者様に提供します。
 - ・電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に届け出た直近の契約約款を当社にご提出願います。
 - ・その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。
 - (1) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること
 - (2) 電気通信番号規則の規定により電気通信番号の指定を受けていること
 - (3) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）の確認を受けていること（社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施）

ご利用開始までの手続き等

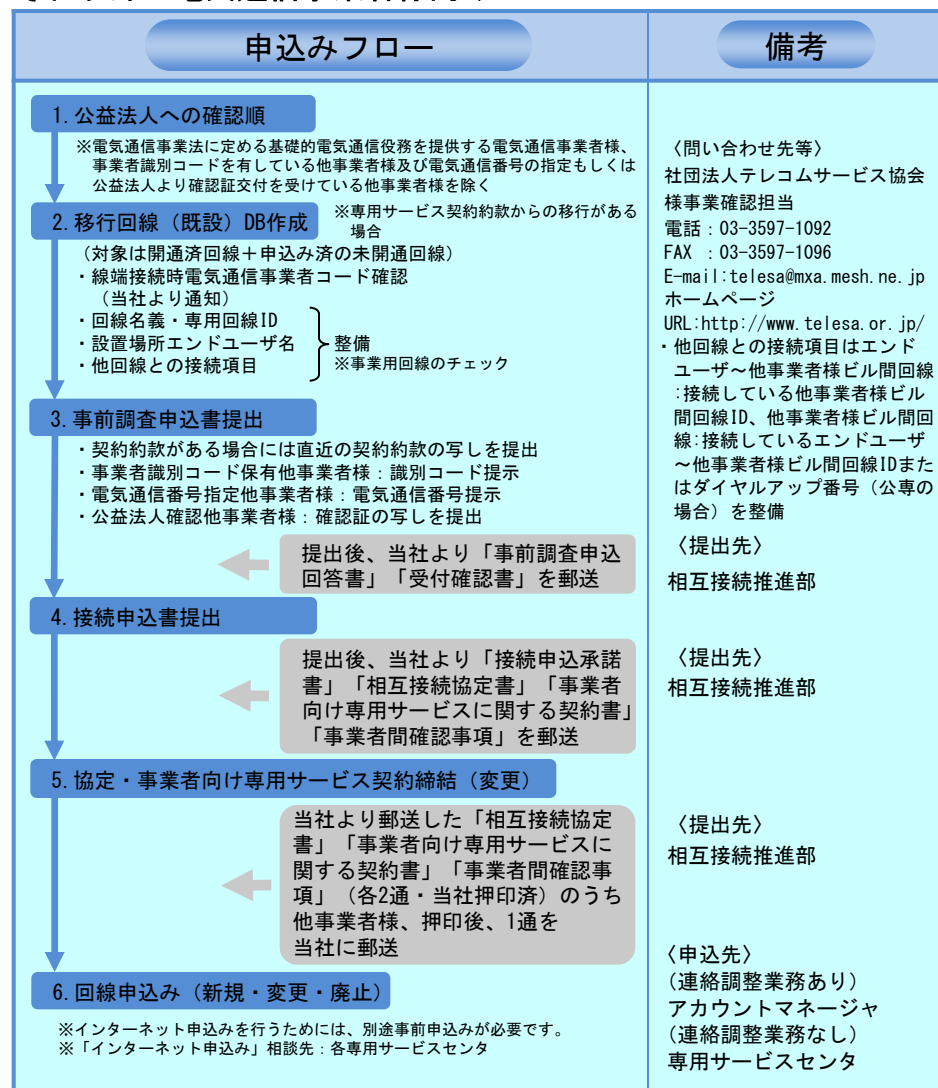
- ご利用開始までに「事前調査申込み」、「接続申込み」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。
 - ※別資料「専用キャリアズレート申込フロー」及び「移行回線申込フロー」により、当社に申込み願います。
- 専用キャリアズレートに係わる新設等の回線申込みにあたっては、従来の専用サービスの申込書とは別様式となります。

I-5 専用線キャリアズレート申込みフロー

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様向け

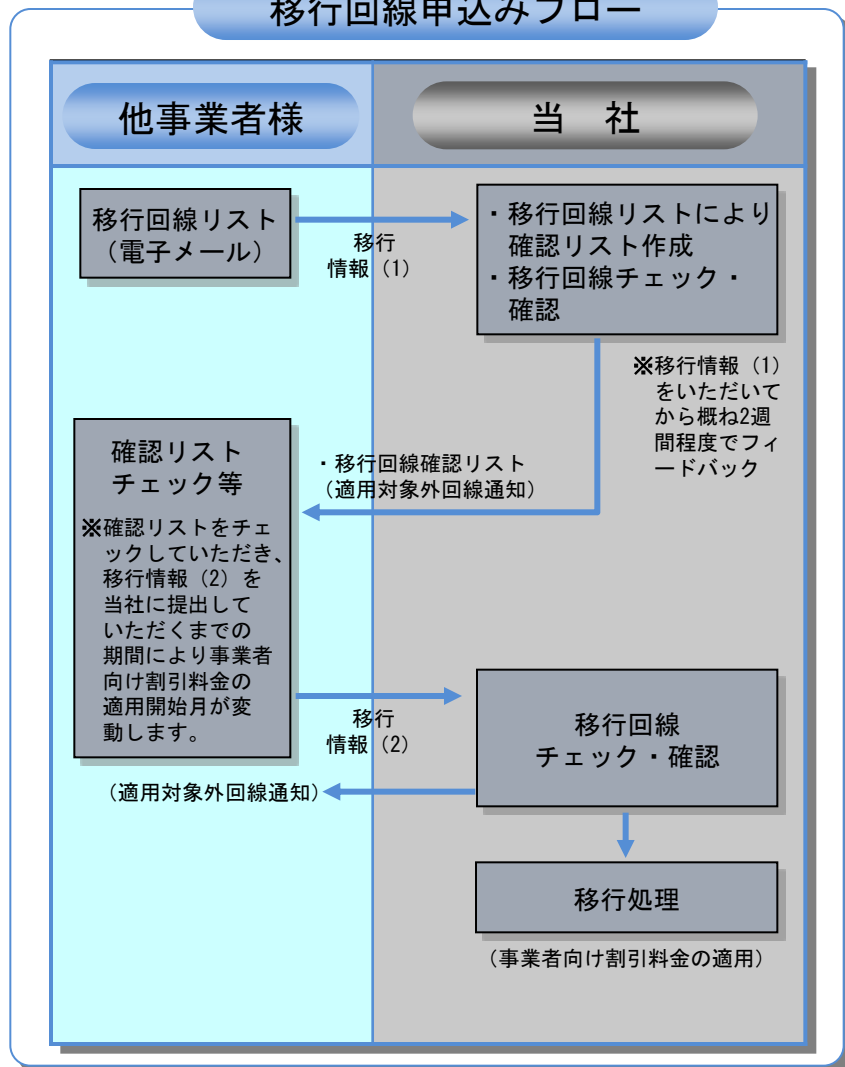


それ以外の電気通信事業者様向け



I-6 移行回線申込みフローとデータフォーマット

移行回線申込みフロー



移行回線データフォーマット

●移行情報(1)「会社識別コード・専用回線ID・線端接続事業者コードを記入」

※専用サービスの端末回線線端接続を実施している事業者様は以下と同一フォーマットで線端接続回線情報を作成願います。

移行情報(1)		
会社識別コード	専用回線ID	線端接続時電気通信事業者コード
数字1桁	数字9桁	数字7桁
1	300123456	1234567

※ファイルフォーマットは、CSV形式

- ①会社識別コード・・・移行申込みされる回線のNTT東西会社区分
「1」:NTT東日本会社、「2」:NTT西日本会社
- ②回線ID・・・移行申込み回線番号
- ③当社にて設定する線端接続時電気通信事業者コード・・・事業者様を識別するコード

●移行情報(2)「確認リストの内容確認、線端接続区分、他事業者様ビル間回線における足回り回線ID等を記入」

移行情報(1)		移行情報(2)		
会社識別コード	専用回線ID	線端接続区分コード※1	事業者様ビル間回線	
			専用回線ID※2	ダイヤルアップ番号※3
数字1桁	数字9桁	数字1桁	数字9桁	数字10桁
1	300123456	0		
1	300123456	0		

開示情報					
反映結果 ※4	事由コード ※4	企業等 コード	設置番号	お客様名	設置場所住所 /事業者名
数字1桁	数字2桁	数字7桁	数字3桁	漢字40桁	漢字50桁
0	00	1234567	001	△△商事	仙台市〇〇・☆☆商事
0	00	1234567	002	△△商事	仙台市〇〇・△△商事

- ※1 線端接続区分コード 1: 線端接続側、0: ユーザー側を記入
 ※2 両端に接続している足回り回線ID
 ※3 公専接続の場合ダイヤルアップ番号 } 他事業者様ビル間回線の場合にのみ記入対象
 ※4 移行情報(1)に基づき移行対象回線の可否判定を行い反映結果、事由コードにて通知します。

I-7 専用線キャリアズレート各種申込書記入例 ①

事前調査申込書記入例 1

様式 8

青字の部分を記入してください。

事前調査申込書

第 〇〇〇 号
〇〇年〇〇月〇〇日

西日本電信電話株式会社
設備本部 相互接続推進部長
〇〇 〇〇 殿

所属（法人名等）
氏名 〇〇〇〇〇

次の通り、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申込みます。

接続（変更）の概要	端末間伝送等機能の利用 (弊社と相互接続する貴社の専用役務区間に 係る料金設定を弊社が行う。)
協議事項に関する具体的内容	別紙1のとおり
接続（変更）希望時期	〇年〇月
連絡先 (担当者氏名、電話番号)	〇〇〇〇株式会社 〇〇〇担当 〇〇〇〇 TEL : FAX : E-mail :

事前調査申込書記入例 2

別紙1

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準の接続箇所表中第(1)欄とする
接続約款記載以外の接続箇所	
2. 電気通信設備の分界点	
(1) 相互接続点設置希望場所	(相互接続点の設置を希望する場所を記入) 例1) 弊社ビル内 (〇〇市〇〇町〇番〇号 他) 例2) NTTビル内
3. 接続対象地域	
(1) 弊社接続対象地域	(NTT西日本網との新規の接続の場合に記入。) 例1) 大阪市内 弊社網接続エリア：例1) 弊社の大阪営業エリア NTT西日本網接続エリア：例1) 大阪
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）	
新たな技術的条件の有無	有 〇 無
接続約款記載の技術的条件 での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態のとおり とする。
回線 留保	優先発ユーザ 留保回線制御機能 有 無
保	両方向 留保回線制御機能 有 無
接続約款記載の技術的条件 以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。
5. 電気通信設備の建設に係る事項	
(1) 相互接続点ごとの 交換設備/回線設備の設備量 (2) NTT西日本ビル内に設置を 希望する弊社設備の有無 ・ 設置設備の種類、数量、 寸法 ・ 電力量 ・ その他の設置条件 等	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場 所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記入。)

I-7 専用線キャリアズレート各種申込書記入例 ②

事前調査申込書記入例 3

・エンドユーザビル～他事業者様ビル間（エンドユーザ名義）の接続の場合：17-2、他事業者様ビル間（他事業者様名義）及びフレックスサービスにおいてNTT地域ビルに他事業者様設備をコロケーションして接続する場合：543-6を公表約款欄に記入してください。 ・フレックスサービスにおいてNTT地域ビルに他事業者様設備をコロケーション等せず、直接、接続する場合：18を公表約款欄に記入ください。 ※上記以外の場合は別途、お問い合わせください。	
6. 接続形態	公示約款 第7章接続形態 別表2-2第17-2号、18号、543-6号とする。 任意約款
接続約款配置の接続形態の場合	
接続約款記載の接続形態以外の場合	
7. 網改造料の対象となる機能	
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	
8. 業務遂行上の協力事項	
(1) NTT東日本に協力依頼する事項	弊社より専用サービス契約約款から移行する回線を提示するので、端末間伝送等機能対象回線が否かのチェック等について、ご協力をいただきたい。
9. その他	基礎的電気通信事業者様：1、1以外の電気通信事業者様で事業者識別コードを有している他事業者様：2、1以外の電気通信事業者様で電気通信番号の指定を受けている他事業者様：3、1以外の電気通信事業者様で公益法人の確認を受けている他事業者様：4、を記入してください。なお、2、3、4に該当する他事業者様は事業者識別コード、電気通信番号、公益法人確認番号のうち、該当する番号等を記入してください。
接続申込条件	弊社は公表約款第22条第2項第(○)号に該当します。 ・事業者識別コード：○○○○○ ・電気通信番号：○○○○○ ・公益法人確認番号：○○○○○ 有 「有」または「無」を記入してください。 有 NTT○○○、○○部 担当者名： 現在、専用線又は端末回線等機能の回線申込みをしている弊社アカウントマネージャ等を記入してください。 連絡先電話番号： E-mail： 弊社は専用サービス契約約款等から移行する回線数等は以下のとおりです。（平成○○年○月○○日現在） ・エンドユーザビル・弊社ビル間回線 ○○○回線 （内訳：弊社名義 ○○回線、エンドユーザ名義 ○○回線 共同名義 ○○回線） ・弊社ビル・弊社ビル間回線 ○○回線 ・NTT地域ビル・弊社ビル間回線 ○○回線 （すべて弊社名義です。） ※御社専用サービス契約約款別記への弊社名記載について了承します。
NTT東日本との相互接続協定締結の有無 連絡調整業務あり・なしの選択	
専用線又は端末回線等機能の回線申込みをしているNTT東日本等担当者名	
移行回線数	
エンドユーザビル・他事業者様ビル間のエンドユーザ名義回線がある場合、記入してください。	

接続申込書記入例

様式 1 2

接続申込書

年 月 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

郵便番号 ○○○-○○○
（ふりがな） ○○けん ○○し ○○
住 所 ○○県○○市○○○丁目○番○号
（ふりがな） かぶしがいいしや○○○○○
氏 名 株式会社○○○
だいひょうとりしまりやくしやちよう○○○○○
代表取締役社長 ○○○○ 印

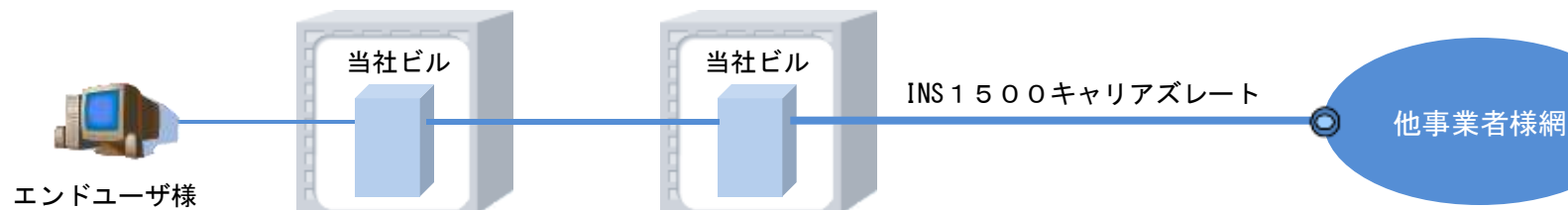
事業許可（登録・届出）番号 第 号

事業許可（登録・届出）年月日 令和 年 月 日

弊社事前調査申込書（ 年 月 日付け 号）に対する貴社
回答書（ 年 月 日）につきまして、回答書の内容で接続を
申込みます。

Ⅱ－１ INS1500回線キャリアズレートの概要

概 要 図



⦿ : 相互接続点

適用料金

項 目	割引率
「連絡調整業務なし」の場合	35.6%
「連絡調整業務あり」の場合	24.8%

料金＝〔総合デジタル通信サービス契約約款の回線使用料（基本料）×（1－総合デジタル通信端末回線伝送機能割引率）〕

Ⅱ－２ INS1500回線キャリアズレートの主な提供条件

項 目	主 な 提 供 条 件
対 象 サ ー ビ ス	23B+Dの着信専用回線 （「24Bとの共用契約者回線である23B+D」及び「INS1500キャリアズレート適用対象外・未適用回線と代表取扱をしている23B+D」は対象外）
申 込 形 態	「連絡調整業務」の有無を他事業者様単位に選択（回線単位不可）
契 約 形 態	相互接続協定締結後、回線単位に契約（回線名義は他事業者様名義）
利 用 形 態	エンドユーザ様に電気通信役務を提供している事業用回線 （他事業者様自身が利用するいわゆる自家利用回線は対象外）
臨 時 回 線	対象外
譲 渡 ・ 休 止 等	譲渡・休止・移転は可。ただし譲渡はINS1500キャリアズレートの協定締結事業者様へのみ可（一般のINSネット1500へ変更後の譲渡は可）
遡 及 精 算 等	遡及精算・タイムラグ精算は対象外
そ の 他	上記以外は、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する条件を準用

Ⅱ－３ INS1500回線キャリアズレートの提供にあたって

ご提供先等

以下の条件に合致する電気通信事業者様に提供します。

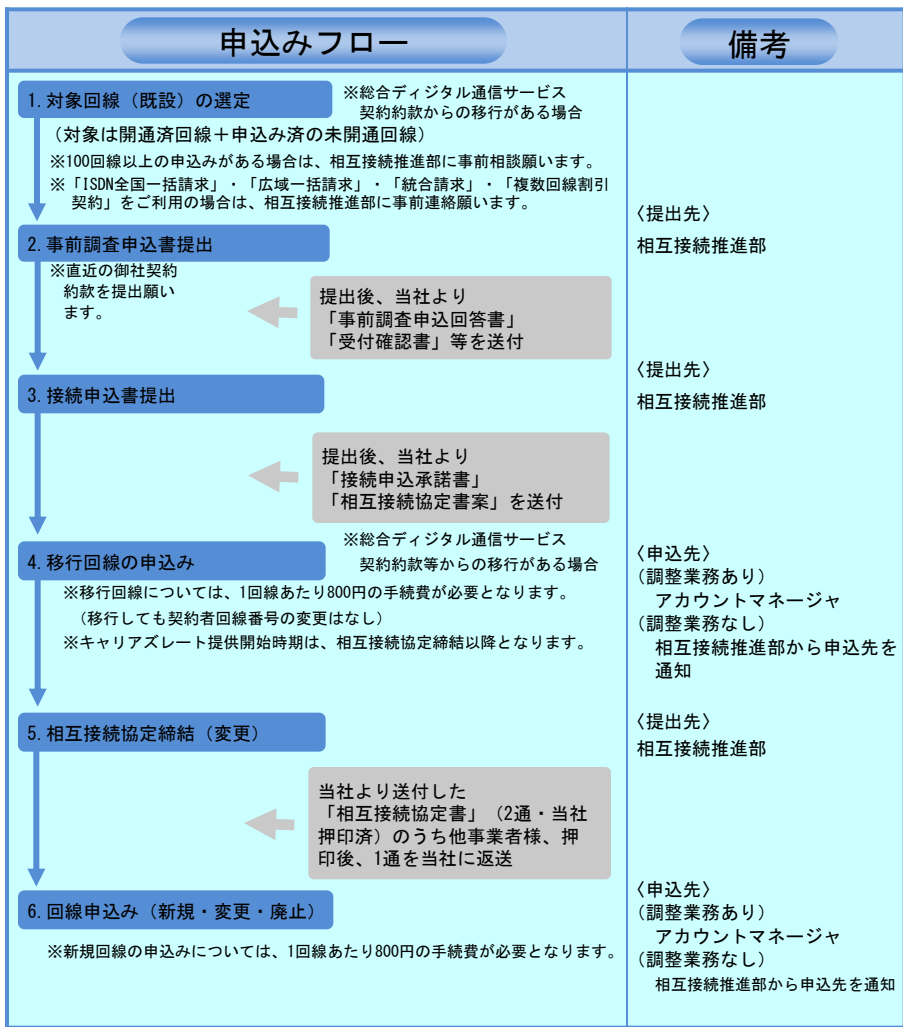
- 電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様につきましては、主務大臣に届け出た直近の契約約款を当社に提出願います。
- その他の電気通信事業者様につきましては、以下のいずれかの事項に該当する必要があります。
 - (1) 事業者間精算のための事業者識別コードを有していること
 - (2) 電気通信番号規則の規定により、電気通信番号の指定を受けていること
 - (3) 主務官庁が監督する電気通信事業に係る公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）の確認を受けていること（社団法人テレコムサービス協会様にて確認業務を実施）

ご利用開始までの手続き等

- ご利用開始までに「事前調査申込み」、「接続申込み」、「相互接続協定締結」等の手続きが必要です。
- 「連絡調整業務なし」を選択された他事業者様につきましては、①回線を設置する当社支店毎に他事業者様が回線申込書を提出すること、②工事日調整は実施しないこと（希望日と可能日が相違している場合）、③故障対応は113対応とさせていただきます。
※「連絡調整業務あり」を選択された場合は、上記について、現在当社アカウントマネージャ等が実施している内容と同一内容を実施させていただきます。ただし、連絡調整業務ありなしの選択にかかわらず、キャリアズレートのご提供にあたっては、当社アカウントマネージャ等のコンサルティング・訪問・提案・見積り等（申込書代書含む）は実施しないこととさせていただきます。

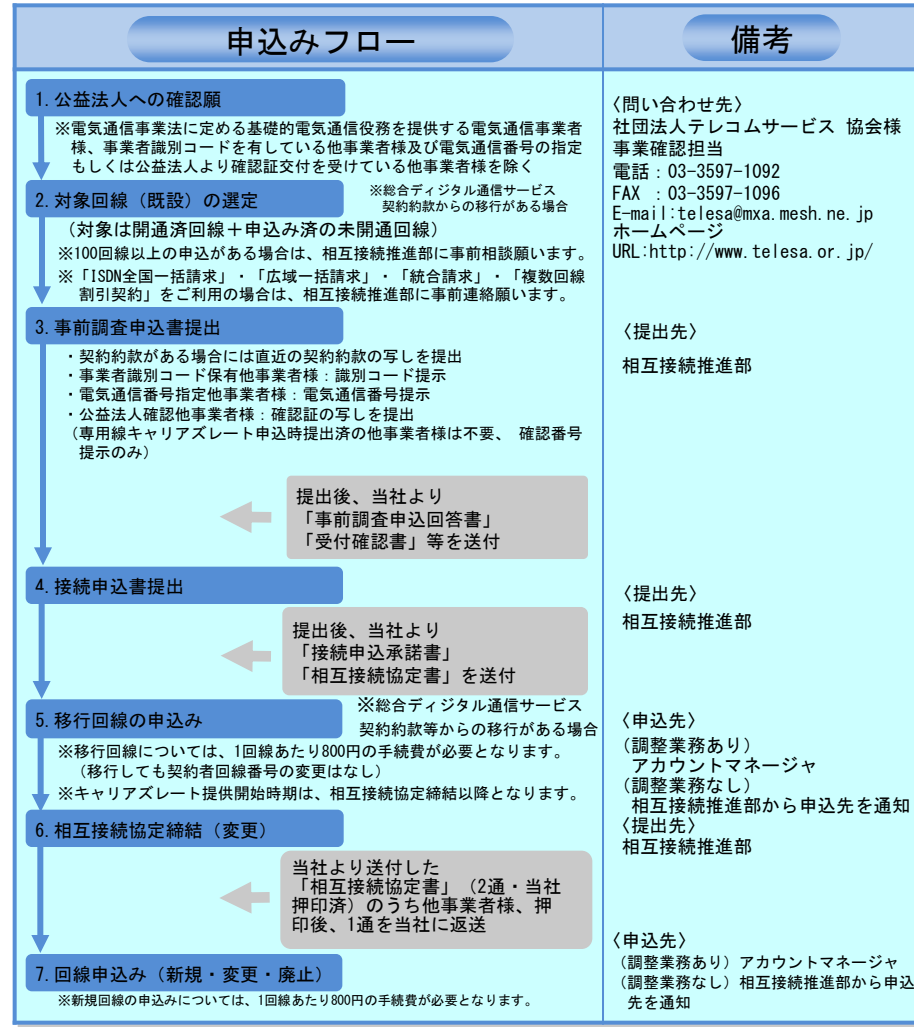
Ⅱ－４ INS1500回線キャリアズレート申込みフロー

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様向け



◎請求書表示：調整業務あり⇒「CR回線使用料<タイプ1>」・調整業務なし⇒「CR回線使用料<タイプ2>」
 上記以外は一一般のINSネット1500と同様です。

それ以外の電気通信事業者様向け



◎請求書表示：調整業務あり⇒「CR回線使用料<タイプ1>」・調整業務なし⇒「CR回線使用料<タイプ2>」
 上記以外は一一般のINSネット1500と同様です。

Ⅱ－5 INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例 ①

事前調査申込書記入例1

様式 8

事前調査申込書

西日本電信電話株式会社
設備本部 相互接続推進部長
〇〇 〇〇 殿

第 〇〇〇 号
〇〇年〇〇月〇〇日

所属（法人名等）
氏名 〇〇 〇〇

貴社接続約款第11条（事前調査の申込み）第2項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申込みます。

接続（変更）の概要	総合デジタル通信端末回線伝送機能の利用
協議事項に関する具体的内容	別紙のとおり
接続（変更）希望時期	〇〇年〇月
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	〇〇〇〇株式会社 〇〇担当 〇〇〇〇 TEL : FAX : E-mail :

事前調査申込書記入例2

別紙

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所	
接続約款記載の接続箇所	公表約款第5条第1項標準的接続箇所表第1欄とする。
接続約款記載以外の接続箇所	別表1接続約款適用以外の技術的条件のとおり。
2. 電気通信設備の分界点	
(1) 相互接続点設置希望場所	弊社ビル内（〇〇市〇〇町〇番〇号他）
3. 接続対象地域	
(1) 弊社接続対象地域	（NTT西日本網との新規の接続の場合に記入） 大阪市内 弊社網エリア：弊社の大阪営業エリア
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域	NTT西日本エリア：大阪
4. 接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）	
新たな技術的条件の有無	有 ☒ 無 ☐
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第11章技術的条件 技術的条件集第2章形態別技術的条件第 節形態 のとおりとする。
回線留保	優先発ユーザ 留保回線制御機能 有 無 両方向 留保回線制御機能 有 無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙1接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。
5. 電気通信設備の建設に係る事項	
(1) 相互接続点ごとの交換設備/回線設備の設備量 (2) NTT西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・ 設置設備の種類、数量、寸法 ・ 電力量 ・ その他の設置条件 等	(2. 電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、NTT西日本ビル内である場合のみ記入。) 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者様：6-2、それ以外の電気通信事業者様：17-2を記入してください。
6. 接続形態	
接続約款記載の接続形態の場合	公表約款 第7章接続形態 別表2の2第 〇〇〇号とする。
	任意約款 第6章接続形態 別表2の2第 号～第 号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合	別表2接続形態のとおり。

Ⅱ－５ INS1500回線キャリアズレート各種申込書記入例②

事前調査申込書記入例3

7. 網改造料の対象となる機能			
網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第1表第2網改造料1-1網改造料の対象となる機能第号とする。		
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要			
8. 業務遂行上の協力事項			
(1) NTT西日本に協力依頼する事項			
9. 事業者識別番号及びその種別			
事業者識別番号	()	()	()
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			
事業者識別番号ごとに第1欄から第4欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第1欄に○印を記入し、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第2欄に○印を記入。			
10. その他			
接続申込条件	弊社は公表約款第22条第2項第(○)号に該当します。 ・事業者識別コード：○○○○○ ・電気通信番号：○○○○○ ・公益法人確認番号：○○○○○		
NTT西日本との相互接続協定締結の有無	有		
連絡調整業務あり・なしの選択	有		
INSネット1500の回線申込みをしているNTT西日本等担当者名	NTT○○○、○○部 担当者名： 連絡先電話番号： E-mail：		
移行回線数	弊社が総合デジタル通信サービス契約約款等から移行する回線数は○○○回線（NTT西日本エリア内）です。（平成○○年 ○月 現在）料金対象サイクルは○及び○ブロックです。 事業用確認URL：WWW、……		

基礎的電気通信事業者様：1、1以外の電気通信事業者様で事業者識別コードを有している他事業者様。2、1以外の電気通信事業者様で電気通信番号の指定を受けている他事業者様。3、1以外の電気通信事業者様で公益法人の確認を受けている他事業者様。4、を記入してください。なお、2、3、4に該当する他事業者様は事業者識別コード、電気通信番号、公益法人確認番号のうち、該当する番号等を記入してください。

いずれか1つを記入してください。

「有」または「無」を記入してください。

移行回線の料金対象サイクル(Aブロック(21日～20日)・Bブロック(26日～25日)・Cブロック(1日～末日)・Dブロック(6日～5日)・Eブロック(11日～10日)・Fブロック(16日～15日))のうち、該当するA～Fを記入してください。（複数可・お手元の弊社請求書にて確認願います）

現在、INSネット1500の回線申込をしている弊社アカウントマネージャ等を記入してください。
(NTT西日本の場合は、NTT西日本のアカウントマネージャ等を記入してください。)

移行回線が事業用であることが確認できる他事業者様ホームページ（エンドユーザ様向けダイヤルアップ番号一覧等）のURLを記入してください。
ホームページ未掲載の場合は、ダイヤルアップ番号が掲載されているエンドユーザ様向け説明書を同封願います。